

平成28年

上砂川町議会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成28年第1回定例会

第1号(3月10日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
斎藤勝男の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	4
数馬 尚の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	5
数馬 尚の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	5
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	6
議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例制定について	7
議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	8
議案第6号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について	10
議案第7号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について	12
議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について	13
議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について	14
議案第10号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)	16
議案第11号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	22
議案第12号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	23
議案第13号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	24
議案第14号 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	25

町政執行方針	27
教育行政執行方針	32
散会の宣告	35

第 2 号 (3月11日)

議事日程	36
会議録署名議員	36
開議の宣告	36
会議録署名議員指名について	37
議案第 4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例制定について (原案可決)	37
議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について (原案 可決)	37
議案第 6号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について (原案可決)	37
議案第 7号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について (原案可決)	37
議案第 8号 公の施設に係る指定管理者の指定について (原案可決)	37
議案第 9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について (原案可決)	37
議案第10号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算 (第6号) (原案可決)	37
議案第11号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第1号) (原案可決)	37
議案第12号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (原案可 決)	37
議案第13号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (原案可決)	37
議案第14号 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第2号) (原案可決)	37
議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算	40
議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	40
議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	40
議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算	40
議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算	40
予算特別委員会設置及び付託について	47
休会について	47
散会の宣告	47

第 3 号 (3月15日)

議事日程	48
会議録署名議員	48
開議の宣告	48
会議録署名議員指名について	48

町政執行方針に対する質疑	48
高橋成和	48
町長 奥山光一	50
数馬尚	52
町長 奥山光一	53
伊藤充章	54
町長 奥山光一	54
吉川洋	55
町長 奥山光一	56
川岸清彦	57
町長 奥山光一	57
教育行政執行方針に対する質疑	58
高橋成和	58
教育長 飯山重信	59
伊藤充章	62
教育長 飯山重信	62
休会について	63
散会の宣告	63

第 4 号 (3月18日)

議事日程	64
会議録署名議員	64
開議の宣告	64
会議録署名議員指名について	64
予算特別委員会委員長報告	64
議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算 (原案可決)	64
議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算 (原案可決)	64
議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算 (原案可決)	64
議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算 (原案可決)	64
議案第19号 平成28年度上砂川町下水道事業会計予算 (原案可決)	64
調査第 1号 所管事務調査について (許可)	66
追加日程について	66
議案第20号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算 (第7号) (原案可決)	66
意見書案第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書 (原案可決)	69
意見書案第2号 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書 (原案可決)	70
閉会の宣告	71

平成28年第1回定例会予算特別委員会

第1号(3月16日)

議事日程	7 2
委員長挨拶	7 2
開会の宣告	7 2
開議の宣告	7 2
町長挨拶	7 2
予算特別委員会の日程について	7 3
予算審査の方法について	7 3
予算審査資料の提出について	7 4
その他	7 4
議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算(原案可決)	7 4
散会の宣告	1 0 1

第2号(3月17日)

議事日程	1 0 2
開議の宣告	1 0 2
議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	1 0 2
議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)	1 0 3
議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算(原案可決)	1 0 4
議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算(原案可決)	1 0 6
閉会の宣告	1 0 9

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.15	3.18	3.16	3.17
1	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○	○	○	○	○
3	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
6	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
7	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
8	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	—

説明のため出席した者

役職名	氏名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.15	3.18	3.16	3.17
町長	奥山光一	○	○	○	○	○	○
副町長	林智明	○	○	○	○	○	○
教育長	飯山重信	○	○	○	○	○	○
教育委員長	栗原順道	○	○	○	○	○	○
監査委員	横林典夫	○	○	○	○	○	○
議会事務局長							
監査事務局長	中島隆行	○	○	○	○	○	○
総務課長	米田淳一	○	○	○	○	○	○
企画課長	浅利基行	○	○	○	○	○	○
建設課長	佐藤康弘	○	○	○	○	○	○
住民課長	斉藤昭彦	○	○	○	○	○	○
福祉課長	扇谷洋子	○	○	○	○	○	○
地域支援推進室長	永井孝一	○	○	○	○	○	○
税務出納課長	西村英世	○	○	○	○	○	○
教育次長	斉藤琢也	○	○	○	○	○	○
総務課主幹	内野博之	—	—	—	—	○	○
水道係長	西井洋一	—	—	—	—	—	○
医療保険係長	斉藤修実	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職名	氏名	1 定				予 特	
		3.10	3.11	3.15	3.18	3.16	3.17
議会事務局長	中島隆行	○	○	○	○	○	○
書記	藤本沙希	○	○	○	○	○	○

平成 2 8 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 1 0 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 2 時 0 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 1 0 日～3 月 1 8 日
9 日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（斎藤議員）
 - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（数馬議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（数馬議員）
 - 5) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
 - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
 - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
 - 8) 例月出納検査結果報告（1 2・1・2 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
※ 同意第 1 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

- 第 8 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 9 議案第 6 号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について
- 第 1 0 議案第 7 号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 1 1 議案第 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 9 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について
- 第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 4 号～第 1 4 号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 8 町政執行方針
- 第 1 9 教育行政執行方針

○会議録署名議員

2 番 川 岸 清 彦
3 番 吉 川 洋

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成28年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2 番、川岸議員、3 番、吉川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 9 日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 18 日までの 9 日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告について。斎藤議員。

○4 番（斎藤勝男） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成28年空知中部広域連合議会第 1 回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

1、日時、平成28年 2 月 16 日火曜日午後 2 時 30 分。

2、場所、空知中部広域連合広域介護予防支援センター情報管理室。

3、議件でございます。議案第 1 号 平成27年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 2 号 平成27年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第 3 号）、議案第 3 号 平成27年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 4 号 平成27年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 5 号 平成28年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第 6 号 平成28年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第 7 号 平成28年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第 8 号 平成28年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について、議案第 9 号 空知中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第 10 号 空知中部広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

4、結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、詳細資料については議会事務局に保管さ

れておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告について。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成28年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成28年3月4日金曜日午前10時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 平成27年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、平成28年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成28年3月4日金曜日午前11時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室です。

議件といたしましては、議案第1号 平成27年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 平成28年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組

合議会第1回定例会結果報告について。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 中空知広域市町村圏組合議会について。

平成28年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時は平成28年2月26日金曜日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございますが、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 中空知広域市町村圏組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 平成28年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出予算、議案第3号 平成28年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出予算、議案第4号 平成28年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出予算、議案第5号 平成28年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出予算。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告については、私から報告いたします。

1点目でございます。石狩川流域下水道組合議会について報告いたします。

標記の件につき、平成28年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございますが、平成28年2月26日午前11時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 石狩川流域下水

道組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 平成28年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

標記の件につき、平成28年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございますが、平成28年2月25日午後1時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。議案第1号 平成27年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算(第1号)、議案第2号 平成28年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(堀内哲夫) 日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長(奥山光一) 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成27年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特に申し上げることはございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のと

おりでありますので、ごらんをいただき、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

◎教育長教育行政報告

○議長(堀内哲夫) 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長(飯山重信) 教育長行政報告を申し上げます。

平成27年第4回定例会から本定例会まで、特に報告する事項はございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で町長の行政報告及び教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長(堀内哲夫) 日程第6、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

横林監査委員は慣例によりまして退席をお願いいたします。

[監査委員 横林典夫 退場]

○議長(堀内哲夫) それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、横林典夫氏が平成28年3月13日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同

意を求める。

住所、上砂川町

氏名、横林典夫。生年月日、。職業、無職。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、町長の提案どおり同意することに決定いたしました。

〔監査委員 横林典夫 入場〕

○議長（堀内哲夫） ここで、再任されました横林典夫氏からご挨拶をいただきます。

○監査委員（横林典夫） ただいま議員の皆様への再任の同意をいただき、責任の重さを深く感じております。今後とも職責を果たしたく、町議会議員の皆様並びに町理事者の皆様方にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたしまして、再任の挨拶といたします。

◎議案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、議案第4について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、人事評価を職員の任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用すると定められたことにより、関係する条例を整理するものでございます。

初めに、人事評価制度の概要について、資料ナンバー1をご参照願います。個々の職員には、地方分権の一層の発展と住民ニーズの高度化、多様化により、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められており、職員の能力と実績に基づく人事管理を徹底することに

より組織全体の士気高揚を図り、住民サービスの土台をつくるのが本制度の狙いでございます。

本制度を構築するための規定については別途策定しておりますが、基本的枠組みについて申し上げますと、評価の方法は4月から翌年3月の評価期間において職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力を能力評価、上げた業績を業績評価に分けた上で、原則5段階で評価するものでございます。

次に、評価の流れにつきまして、4月から5月にかけて評価者と非評価者の間で期首面談を行った後、非評価者はそれぞれの組織において目標を設定し、1年間における業務遂行の結果を自己申告、翌年2月から3月にかけて評価者による評価及び評価結果の開示が行われることになりました。評価実施後は、評価者と非評価者の間で期末面談を実施し、必要に応じて評価者による指導、助言が行われる流れとなっております。なお、評価結果はあくまでも人材育成を基本として、本町においては制度が定着し、信頼性が確保されたと判断した後に任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用する予定であります。

以上が人事評価制度の概要でございますが、条例においては等級別基準職務表を定め、等級ごとの基準となる職務を明らかにするとともに、人事評価結果を勤勉手当へ反映させるための規定や分限処分の事由及び手続を明確化するなど、所要の事項について法の改正に準じた整理をするものでございます。

条例本文の読み上げは、議長のお取り計らいによりまして省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第5号 行

政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、議案第5号について内容の説明をいたします。

昨年の第1回町議会定例会におきまして、行政指導の手続の透明性を高めることを目的に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、住民が法令違反する事実を発見した際に処分を求める制度や違法な行政指導の中止を求める制度が創設されたことから、上砂川町行政手続条例等の一部改正を行いました。このたびの改正は事後救済手続を定める行政不服審査法の改正法が平成28年4月1日から施行されることにより、関係する条例を整理するものでございます。

初めに、行政不服審査制度の概要について、資料ナンバー2をご参照願ひます。行政不服審査制度は、行政処分に関し不服のある者が行政庁に対し、その審査等を求めるためのもので、簡易、迅速な手続により手数料無料で国民の権利、利益を救済することが可能となる制度でございますが、より実効的な救済手続の整備を図るべく、公平性の向上及び使いやすさの向上という観点から、制

定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われたところ
であります。

主な見直し内容の1点目でございますが、現行
制度においては実際の審理を行う者についての規
定がなく、不服申し立ての対象である処分関係者
が審理手続を行うことも考えられ、公平性や透明
性が欠けることから、職員のうち処分に関与しな
い者が審理員となることにより、両者の主張を公
正に審理することを規定するものでございます。

次に、2点目でございますが、1点目の審理員
が行った審理手続の適正性や妥当性を第三者の立
場からチェックするため、有識者から成る第三者
機関を設置し、裁決の点検を行うことにより、さ
らなる公平性を向上させるものでございます。

次に、3点目及び4点目ですが、使いやすさの
向上という観点から、不服申し立ての手続を一元
化するとともに、申し立てすることかできる期間
を現行の60日から3カ月に延長するものでござい
ます。

以上が主な見直し内容でございますが、本制度
は国と地方公共団体共通に適用されることから、
当町においても条例において第三者機関の設置、
運営に係る規定や審査請求人が証拠書類等の写し
の交付を求めた場合の交付手数料を定めるなど、
所要の事項について法の改正に準じた整理をする
ものでございます。

それでは、本文に参ります。行政不服審査法の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条 上砂川町税条例（昭和25年上砂川町条
令第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申し立て」を「審査請
求」に改める。

第2条 固定資産評価審査委員会条例（昭和26
年上砂川町条例第28号）の一部を次のように改正
する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居
所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号
を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次

に次の1号を加える。

（2）審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を
加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成
27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条
に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総
代又は代理人がその資格を失ったときは、書面で
その旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項た
だし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1
項の次に次の1を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する法律（平成14
年法律第151号）第3条第1項の規定により同項
に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がさ
れた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出
されたものとみなす。

第6条に次の項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出が
あったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に
掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を
加え、同項に次の各号を加える。

- （1）主文
- （2）事案の概要
- （3）審査申出人及び町長の主張の要旨
- （4）理由

第3条 上砂川町手数料条例（平成12年上砂川
町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「手数料」の次に「及び行政不服審査
法（平成26年法律第38号。他の法律において準用
する場合を含む。）の規定により、その事務につ
いて徴収する手数料」を加える。

第6条第1項第9号中「町長」の次に「（行政
不服審査法第38条（同報第66条及び他の法律にお

いて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき審理員(同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、審査庁。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ)が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関)」加える。

別表1中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次のように加える。

9 行政不服審査法に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付、1枚につき10円。

(2) 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付、1枚につき10円。

第4条 上砂川町情報公開条例(平成12年上砂川町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条中「の決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年地方第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)」に、「決定又は決議」を「裁決」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第12条第1項中「その他」を「を行うほか、法の規定によりその権限に属せられた事項についての処理並びに」に改める。

次ページであります。第5条 上砂川町個人情報保護条例(平成12年上砂川町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第25条中「の決定」の次に「又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政

不服審査法(平成26年法律第68号)」に改め、「決定又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて第1条の規定による上砂川税条例の施行前にされた処分その他の行為又は当該条例の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 実施機関の決定又は不作為についての不服申立てであつて、第4条の規定による上砂川情報公開条例及び第5条の規定による上砂川個人情報保護条例の施行前にされた実施機関の決定又は当該条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(固定資産評価審査委員会条例の適用区分)

4 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長(堀内哲夫) 日程第9、議案第6号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第6号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町消費生活センター設置条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第6号について内容の説明をいたします。

初めに、消費生活センターにつきましては、平成21年に消費者安全法が制定され、消費生活センターの設置などが定められ、本町においては設置要件を満たしていたことから、法に基づき上砂川町消費生活センターとしての位置づけを行い、消費者被害の防止に向けた相談業務などを行ってきたところであります。このたびの条例制定は、消費者行政のさらなる充実強化を図り、消費者の安全、安心を確保するため、平成26年6月に消費者安全法が改正され、消費生活センターを設置する市町村においては消費生活センターの組織及び運営等に関する事項並びに消費生活相談等の情報の安全管理に関する事項について条例で定めることとされたことから、本条例を制定するもので、施行期日は平成28年4月1日でございます。

それでは、本文に参ります。上砂川町消費生活センター設置条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 上砂川町消費生活センター

（2）位置 上砂川町字上砂川町40番地10（上砂川町役場庁舎内）

（事務を行う日及び時間）

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間は、次のとおりとする。

（1）日 上砂川町の休日に関する条例（平成22年上砂川町条例第10号）に規定する町の休日以外の日

（2）時間 午前8時45分から正午まで及び午後12時45分から午後3時までとする。

（消費生活センター長及び職員）

第4条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第5条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類等表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む）又はこれと同等以上の専門的な知識及び経験を有すると町長が認めた者を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第6条 町長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずる

ものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 町長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 町長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。
以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長(堀内哲夫) 日程第10、議案第7号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第7号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町営住宅等に係る家賃の見直しを行い、さらなる移住、定住促進を図るため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第7号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー17をご参照願います。このたびの改正は、入居者資格の収入基準を緩和すること及び本町単身者住宅の家賃を既に家賃の引き下げを実施している他の単身者住宅との均衡を図ることとさらなる移住、定住の促進を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、町営住宅は住宅に困窮した低所得者に対して供給される住宅であり、一定以下の収入であることが入居資格において原則となっておりますが、収入月額が15万8,001円を超え、21万4,000円以下の方が引き続き3年以上入居することで収入超過者に移行し、通常定められている家賃より高額な家賃を支払うこととなっております。しかしながら、当町の地域事情といたしまして、都市部とは異なり、民間賃貸住宅が皆無に等しく、公営住宅に住む方が大半であることから、現在上限である収入月額21万4,000円以下を町の裁量が認められる範囲で25万9,000円以下に見直し、さらに規則で定められている小学校就学の始期を18歳に達する日に期間を広げ、また夫婦のいずれかが満40歳未満である場合等を追加し、裁量階層の適用範囲を拡大することで子育て世帯や若年世帯等を対象に高額家賃の緩和を図ることを目的として改正を行うものであります。また、中央地区、朝駒地区の単身者住宅が上砂川町単身者住宅条例第3条を適用し、既に家賃の引き下げを行っておりますが、本町単身者住宅についても他の単身者住宅と同様に引き下げることにより、家賃の均衡を図るものでございます。

それでは、本文に参ります。上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例。

第1条 上砂川町営住宅条例(平成9年上砂川

町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア及びイ中「21万4,000円」を「25万9,000円」に改める。

第15条に次の1項を加える。

5 町長は、その他特別の事情がある場合においては、前条の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。

第2条 上砂川町単身者住宅条例(平成2年上砂川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「2万6,000円」を「1万6,000円」に改め、同条同項第2号中「2万6,200円」を「1万6,200円」に改め、同条同項第3号及び第4号中「2万8,000円」を「1万8,000円」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長(堀内哲夫) 日程第11、議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、老人保健施設及び町立診療所に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第8号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、本年3月31日をもって指定管理の期間を終える特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、老人保健施設、町立診療所の4施設の管理運営につきまして、地方自治法並びに公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例の規定に基づき、本年4月から5年間、引き続き指定管理を延長いたしたく、指定管理者の指定について承認をいただくものでございます。

これら施設の管理運営につきましては、より一層のサービス向上と施設の効率的な維持、運営を目的として、利用者のご家族、議員を初め関係各位のご理解とご協力のもと、平成25年4月より株式会社萌福祉サービス及び医療法人萌水会を指定管理とし、管理運営を行ってまいり、3月末をもって3年間の指定管理期間を終えます。この間の管理運営状況を顧みますと、施設入所者への日常介護や食事提供、年間を通じた多彩な行事の催しなど、長期間を施設で過ごす入所者に対し、ノウハウを持つ事業者ならではのきめ細かなサービスの提供がなされ、また診療所においても当初医師の交代により受診者が減となったものの、現在の医師は患者に対し懇切丁寧な診療を行うことで評判がよく、徐々に受診者も伸びている状況でございます。また、運営に係る収支状況につきましても、施設全体として収支が図られており、健全な運営がなされているところであります。

このような実績を検証した上で、町としては利用者がより長期にわたり安心して施設利用ができるよう、引き続き萌福祉サービスを指定管理とし、指定管理期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、提案するものでありますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

それでは、本文に参ります。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称、施設の所在地。上砂川町立特別養護老人ホーム、上砂川町字上砂川22番地16。上砂川町デイサービスセンター、同上。上砂川町老人保健施設、同上。上砂川町立診療所、同上。

2 指定管理者となる団体

萌福祉サービスグループ代表、留萌市開運町1丁目2番1号、株式会社萌福祉サービス代表取締役社長、水戸康智。

3 管理を行わせる期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。
以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、上砂川町過疎地域自立促進計画を次のとおり策定するものとする。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法が平成24年及び平成26年の法改正によ

り平成33年3月31日まで延長されたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により平成28年度から平成32年度までの計画を策定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、計画書本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、計画書本文の読み上げは省略する異に決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第9号について内容の説明をいたします。

現在の過疎計画につきましては、平成12年4月1日から10年間の時限立法で施行された過疎地域自立促進特別措置法でありましたが、国は過疎地域が人口減少と著しい高齢化に直面し、さまざまな問題を抱え、今後も実効性のある対策を切れ目なく講じる必要から、法の期限である平成22年から6年間延長し、平成22年度から平成27年度までの5年間の計画となっております。国は、さらに東日本大震災による過疎対策事業のおくれや人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、必要な特別措置を講ずることにより過疎地域の自立促進を図り、住民生活の向上、雇用の増大、地域格差の是正を図るため、現行の制度を5年間延長し、平成32年度までとする改正過疎法の施行に伴い、上砂川町第6期総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、平成28年度から平成32年度までの計画を

作成するものであります。

また、前回の改正過疎法で過疎債による財政支援が従来のハード事業だけでなく、住民が安全、安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的としたソフト事業にも拡大され、今回の改正ではハード事業、ソフト事業のメニューも拡大されたところであります。

それでは、お手元に配付しております計画書により計画の概要についてご説明いたします。本計画の策定に当たりましては、国から示されました様式に沿いまして10の項目で本町の現況と問題点及びその対策を記述しているものであります。

初めに、第1項、基本的な事項は、1ページから10ページまでに記述しており、1ページには本町の自然や歴史的経過に触れるとともに、社会的、経済的な諸条件並びに過疎の状況につきまして記述しております。

2ページの社会経済的発展の方向の概要では、今後の見通しとして積極的な企業誘致活動の展開及び育成、支援を行い、産業の振興と人口の定着化を図り、企業振興促進条例に係る町独自の優遇制度を拡大し、事業拡大や雇用の創出に対し強力に支援するとともに、新規開業者に対する支援制度の整備など、本町の社会経済の発展を促進することを記述しているところであります。

3ページからは人口及び産業の推移と動向として、国勢調査結果による人口、産業別就業者の推移と動向、6ページの行財政の状況につきましては、町税や交付税などの減収が想定される中、炭鉱閉山後に建設した施設等が老朽化しているため、その対策経費の増額が想定されることから、引き続き効率的かつ効果的な財政運営を進めるとしてあります。

7ページと8ページには本町の行政機構図を、9ページには施設整備水準等の現況と動向を記述しております。

次に、10ページであります。地域の自立促進の基本方針として、既存企業の育成、支援や安心

して子供を産み育てる環境の整備、ICTの活用や近隣大学との連携などによる教育環境の整備、高齢者サロンなど高齢者の憩いの場の提供による社会参加の促進や住民みずからが行政に積極的な参加と人材育成に努めることとしてあります。

第2項の産業の振興につきましては、11ページから14ページまで産業別にそれぞれ記述しており、14、15ページには過疎地域自立促進特別事業として事業計画について記述しております。特に工業、商業については、経営基盤の安定化のための施策や商工会議所との連携について触れているところであります。

第3項は、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について16ページから23ページまで記述しており、主な事業としては、21ページから23ページに記載しております道道2路線の整備促進、町道の舗装、歩道整備、橋梁の点検、補修、街路灯の更新、維持、補修などを記載しております。

第4項は、生活環境の整備について24ページから29ページまで記載しており、主な事業といたしましては、26ページから29ページに記載しております水道施設の整備、一般廃棄物最終処分場補修、更新、消防庁舎外構工事、備品整備、公営住宅水洗化、長寿命化などを記載しているところであります。

第5項には、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について30ページから34ページまで記載しているところであります。30ページには、若年層の転出や少子化等により高齢化率が46.65%と全国平均を大きく上回り、典型的な少子高齢化社会を迎えている中で、高齢者が可能な限り住みなれた地域で暮らせるような主な事業としては、31ページから34ページに記載のとおり、介護予防・日常生活支援総合事業、除雪サービス事業、長寿祝品贈呈事業などについて記載しているところであります。また、児童福祉対策として、高校生以下医療費助成事業、不妊治療費助成、子供の生活習

慣病予防について記載しているところであります。

35ページには第6項、医療の確保について記載しており、急速な高齢化の中で認知症や要介護者がふえることが予想されることから、地域包括ケアシステムの構築や認知症サポート医の確保などについて記載しております。

第7項は教育の振興で、36ページから39ページまで、乳幼児教育、義務教育、社会教育、生涯教育、社会体育の振興についてそれぞれ課題と対策を記載しており、主な事業としては、中央小学校の大規模改修、ICT環境の整備と教育の推進、民間学習塾等の開設、高校就学費助成事業、奥沢パークゴルフ場改修などを記載しております。

40ページの第8項、地域文化の振興等については、文化協会の育成助長、新たな学習支援者の育成について触れているところであり、41ページの第9項、集落の整備については、集落再編のため、町営住宅の集約化を図り、利便性の高いところでの分譲団地の造成などについて記載しているところであります。

42ページの第10項、その他地域の自立促進に関し必要な事項について記載しており、具体的な事業としては、移住、定住対策や住民サービスの効率化などを記載しているところであります。

43ページから49ページまでは、各項目で記載しているソフト事業について再掲したものであります。

以上が上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして計画書本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第10号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第10号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,165万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税500万円の追加で、1億5,660万円となります。

1項町民税500万円の追加で、7,879万9,000円

となります。

9 款地方交付税 1 億2,758万4,000円の追加で、17億6,515万4,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

11款分担金及び負担金130万円の減額で、602万2,000円となります。

1 項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料212万6,000円の減額で、1 億9,247万8,000円となります。

3 項証紙収入212万6,000円の減額で、1,586万8,000円となります。

13款国庫支出金186万8,000円の追加で、2 億1,205万6,000円となります。

1 項国庫負担金498万7,000円の減額で、1 億4,087万円となります。

2 項国庫補助金685万5,000円の追加で、7,004万6,000円となります。

14款道支出金299万円の追加で、1 億2,167万5,000円となります。

1 項道負担金207万2,000円の減額で、9,711万3,000円となります。

2 項道補助金576万円の追加で、1,496万4,000円となります。

3 項道委託金69万8,000円の減額で、959万8,000円となります。

15款財産収入50万円の追加で、1,489万2,000円となります。

1 項財産運用収入50万円の追加で、1,486万1,000円となります。

16款寄附金183万2,000円の追加で、184万3,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

17款繰入金4,300万円の追加で、5 億4,360万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

19款町債3,094万8,000円の減額で、6 億8,765万2,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が1 億4,840万円の追加で、38億8,165万円となります。

2、歳出、1 款議会費20万3,000円の追加で、4,619万2,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費4,353万6,000円の追加で、2 億5,469万1,000円となります。

1 項総務管理費4,695万8,000円の追加で、2 億1,240万5,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費286万円の減額で、3,010万2,000円となります。

4 項選挙費10万2,000円の減額で、318万7,000円となります。

5 項統計調査費46万円の減額で、282万5,000円となります。

3 款民生費4,507万9,000円の追加で、6 億8,926万1,000円となります。

1 項社会福祉費4,689万9,000円の追加で、6 億3,613万3,000円となります。

2 項児童福祉費182万円の減額で、5,277万8,000円となります。

4 款衛生費1,042万7,000円の追加で、2 億2,943万4,000円となります。

1 項保健衛生費1,207万1,000円の追加で、1 億2,498万8,000円となります。

2 項清掃費164万4,000円の減額で、1 億444万6,000円となります。

7 款商工費301万8,000円の追加で、6 億772万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費1,601万円の減額で、2 億8,984万6,000円となります。

1 項土木管理費116万円の減額で、8,140万4,000円となります。

2 項道路橋りょう費731万8,000円の減額で、1 億1,072万8,000円となります。

3 項住宅費753万2,000円の減額で、9,771万4,000円となります。

9 款消防費1,672万9,000円の減額で、6 億9,646万8,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

次ページであります。10款教育費7,850万6,000円の追加で、1 億7,551万7,000円となります。

1 項教育総務費8,032万6,000円の追加で、9,062万円となります。

2 項小学校費100万5,000円の減額で、3,496万3,000円となります。

3 項中学校費75万円の減額で、3,319万6,000円となります。

4 項社会教育費6万5,000円の減額で、559万円となります。

12款公債費139万6,000円の減額で、4 億328万7,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

13款職員費176万6,000円の追加で、4 億8,289万円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が1 億4,840万円の追加で、38億8,165万円となります。

第2表、繰越明許費。款、項、事業名、事業費。2 款総務費、1 項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業、4,430万円。3 款民生費、1 項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、2,071万円。合計6,501万円。

第3表、地方債補正。1、追加、起債の目的、情報セキュリティ強化対策事業、限度額、530万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

2、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後

限度額。臨時財政対策、7,160万円、8,565万2,000円。テレビ中継局予備電源設置事業、160万円、150万円。若葉台改良住宅水洗化事業、250万円、210万円。緑が丘団地公営住宅水洗化事業、1,800万円、1,360万円。鶉団地改良住宅水洗化事業、760万円、700万円。町道本町宮下線舗装整備事業、380万円、全額減額であります。八千代橋長寿命化補修事業、660万円、300万円。若葉台分譲団地排水整備事業、540万円、全額減額であります。若葉台分譲団地法面復旧事業、310万円、全額減額であります。消防庁舎建設事業、5 億5,040万円、5 億2,150万円。

事項別明細書11ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査であります。また、職員の異動及び人勤による人件費の精査のほか、燃料費単価減に伴い燃料費を減額するものでございますので、予算額の読み上げにつきましては減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3、歳出、議会費、議会費、1 目議会費20万3,000円の追加で、4,619万2,000円となります。人勤に伴う精査であります。

総務費、総務管理費、1 目一般管理費4,463万2,000円の追加で、9,183万3,000円となります。主なものにつきましては、13節委託料、資料ナンバー3をご参照願います。平成29年7月から国、地方を通じてマイナンバーを活用したオンラインの情報連携が始まり、全ての自治体の税や社会保障のシステムにマイナンバーが一斉記載されることになるため、庁内ネットワークの強靱性向上を図るものであります。網かけ部分であります。1 目といたしましては、マイナンバーの情報連携に際し、国が管理する情報提供ネットワークシステムに使用されるL G W A N の環境とインターネットの環境とを分割する。2 目として、住基事務や税、社会保障などのマイナンバー利用事務につ

いてインターネットのリスクから完全分離する。
3つ目として、職員等による情報の不正な持ち出し等をできなくするなどがございます。

これらの具体的対応策につきましては、下の①から⑤までの対策を講じるもので、整備費用につきましては下段に書いております4,430万円、財源といたしましては道補助金530万円、交付税措置のある起債530万円、残る3,370万円につきましては全て一般財源で対応するものであります。

予算書にお戻り願いたいと思います。25節積立金では、財政調整基金へ利息分50万円、地域振興基金へ一般寄附分20万円、ふるさとづくり基金のふるさと納税額163万2,000円、トータル233万2,000円を追加するものであります。

5目財産管理費42万5,000円の追加で、4,450万2,000円となります。需用費、修繕料42万5,000円の追加は、社会福祉協議会と地域包括センターの事務室移転に伴う経費でございます。

9目諸費32万円の追加で、584万9,000円となります。8節報償費では、ふるさと納税返礼品の温泉宿泊券利用者増に伴い、20万円追加するものであります。23節償還金、利子及び割引料は、平成26年度臨時福祉給付金事務補助金精算に伴う12万円を追加するものであります。

10目町民センター管理費100万円の減額で、1,605万4,000円となります。燃料費の精査であります。

11目地域振興費309万1,000円の追加で、1,523万8,000円となります。主なものは、19節負担金、補助及び交付金、中央バス路線維持助成金を336万5,000円計上するものであります。

12目地域おこし協力隊事業費51万円の減額で、1,089万円となります。精査であります。

総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費286万円の減額で、3,010万2,000円となります。14節使用料及び賃借料286万円の減額は、住民基本システム更新時期の変更によるものであります。

総務費、選挙費、1目選挙管理委員会費13万6,000円の追加で、33万1,000円となります。

3目北海道知事道議会議員選挙費23万8,000円の減額で、284万7,000円となります。いずれも精査であります。

総務費、統計調査費、1目諸統計調査費46万円の減額で、282万5,000円となります。精査であります。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費3,170万7,000円の追加で、3億7,511万5,000円となります。主なものについて説明をさせていただきます。20節扶助費1,300万円の減額は、障害者自立支援給付費の対象者の減と障害者自立支援医療費の高額医療者の減によるものでございます。

2目老人福祉費60万円の減額で、762万3,000円となります。精査であります。

4目複合施設費15万円の追加で、444万1,000円となります。ふれあいセンター調理室の電動水抜き栓の修繕料として15万円計上するものであります。

5目介護保険費349万7,000円の減額で、8,847万1,000円となります。空知中部広域連合負担金の精査であります。

6目地域包括支援センター費8万8,000円の追加で、1,746万5,000円となります。人件費の精査であります。

8目後期高齢者医療費28万5,000円の減額で、1億132万7,000円となります。後期高齢者医療特別会計繰出金の精査であります。

9目臨時福祉給付金給付事業費137万4,000円の減額で、753万3,000円となります。主なものは、臨時福祉給付金事業終了に伴う精査であります。

次ページであります。10目年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費2,071万円の追加で、2,071万円となります。

資料ナンバー4をご参照願います。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、国の補正予算であるため、繰越明許費で実施する

ものであります。1の目的につきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者に給付金を給付することとしており、3の支給対象者につきましては、基準日である平成27年1月1日に住民基本台帳に登録され、平成27年度の臨時福祉給付金の対象者（町民税非課税）のうち、平成28年度中に65歳以上となる者。ただし、生活保護を受けている者は対象外となっております。支給額につきましては、1人につき3万円で、支給対象予定者は641人を見込んでおります。周知方法及び支給時期につきましては、町広報4月号で周知し、申請書は対象予定者に郵送し、支給時期は平成28年5月から7月末までとするもので、予算総額は2,071万円となっております、全額国庫補助金となっております。

予算書にお戻り願いたいと思います。7節賃金につきましては臨時筆耕として23万8,000円、11節需用費は消耗品と印刷製本費で18万円、12節役務費は郵便料と口座振替手数料で27万8,000円、13節委託料は給付金システム導入に係る経費として59万2,000円、14節使用料及び賃借料につきましてはコピー機、パソコンの借上げ料として19万2,000円、19節負担金、補助及び交付金につきましては年金生活者支援臨時給付金対象者を641人と見込み、1,923万円を計上したところであります。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉費156万円の減額で、3,587万5,000円となります。対象者の減による精査でございます。

2目保育所費26万円の減額で、1,558万3,000円となります。精査であります。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節備品購入費は、歯科診療所用の蒸気滅菌器が故障したことに伴い、更新経費として32万円計上するものであります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、医師確保対策として福祉医療センターに負担金として540万円計上するものであります。その他につきましては、対象者の減によ

る精査でございます。

2目予防費165万9,000円の減額で、750万7,000円となります。精査であります。

3目環境衛生費270万円の追加で、1,013万7,000円となります。11節需用費は、下鴨共同浴場のタイル改修経費として270万円を計上するものであります。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費64万6,000円の減額で、7,214万2,000円。

3目し尿処理費99万8,000円の減額で、3,209万6,000円となります。いずれも燃料費と一部事務組合負担金の精査であります。

商工費、商工費、1目商工費301万8,000円の追加で、2,466万3,000円となります。22節補償、補填及び賠償金301万8,000円の追加であります。白成舎に融資していた緊急運転資金融資が休業により回収不能となったことから、代位弁済金として利子も含めて計上するものであります。引き続き回収に努めてまいります。

土木費、土木管理費、1目土木総務費116万円の減額で、8,140万4,000円となります。下水道特別会計繰出金の精査であります。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費731万8,000円の減額で、1億1,072万8,000円となります。13節委託料の減額と15節工事請負費の減額は、設計業務と工事費の精査であります。

土木費、住宅費、1目住宅管理費570万円の減額で、8,274万2,000円となります。11節需用費、修繕料の減額は、緑が丘公営住宅水洗化事業の執行残として570万円減額するものであります。

2目公営住宅建設費183万2,000円の減額で、1,497万2,000円となります。主なものは、13節委託料180万円の減額は住宅マスタープラン策定業務の入札執行減であります。

消防費、消防費、1目消防費1,672万9,000円の減額で、6億9,646万8,000円となります。消防庁舎建設の入札減による精査であります。

教育費、教育総務費、1目事務局費8,032万6,0

00円の追加で、8,973万2,000円となります。主なものは、25節積立金は中央小大規模改修の財源として教育施設整備基金に8,000万円積み立てするものであります。

教育費、小学校費、1目学校管理費50万5,000円の減額で、2,973万2,000円となります。11節需用費、修繕料の170万円の追加ですが、大規模改修で予定していた排水ポンプの改修経費であります。その他につきましては、精査であります。

2目教育振興費50万円の減額で、523万1,000円となります。精査であります。

教育費、中学校費、1目学校管理費60万円の減額で、2,714万8,000円となります。

2目教育振興費15万円の減額で、604万8,000円となります。いずれも精査であります。

教育費、社会教育費、1目社会教育総務費6万5,000円の減額で、212万5,000円となります。19節負担金、補助及び交付金6万5,000円の減額は、男女共同参画推進協議会が今年の総会で解散したことによる精査であります。

公債費、公債費、1目元金23万8,000円の追加で、3億5,809万4,000円となります。

2目利子163万4,000円の減額で、4,519万3,000円となります。いずれも臨時財政対策債利率見直しによる精査と一時借入金の精査であります。

職員費、職員費、1目職員費176万6,000円の追加で、4億8,289万円となります。職員の異動及び人勸による精査であります。

次に、8ページの歳入であります。2、歳入、町税、町民税、2目法人500万円の追加で、1,299万9,000円となります。法人税割の追加であります。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億2,758万4,000円の追加で、17億6,515万4,000円となります。普通交付税を追加するものであります。

分担金及び負担金、負担金、1目民生費負担金130万円の減額で、602万2,000円となります。精査であります。

使用料及び手数料、証紙収入、1目証紙収入212万6,000円の減額で、1,586万8,000円となります。精査であります。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金498万7,000円の減額で、1億4,087万円となります。

1節社会福祉費負担金650万円の減額は、歳出減額に伴う精査であります。その他につきましては、全て精査であります。

国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金4万7,000円の減額で、2,043万2,000円となります。精査であります。

2目民生費補助金1,933万6,000円の追加で、3,109万8,000円となります。1節社会福祉費補助金、臨時福祉給付金終了に伴う精査と年金生活者臨時給付金に係る歳出同額を計上するものであります。

土木費補助金1,243万4,000円の減額で、1,810万6,000円となります。歳出減に伴う精査であります。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金207万2,000円の減額で、8,179万9,000円となります。精査であります。

道支出金、道補助金、1目総務費補助金576万円の追加で、581万円となります。確定額の計上であります。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金69万8,000円の減額で、957万1,000円となります。精査であります。

財産収入、財産運用収入、2目利子及び配当金50万円の追加で、50万1,000円となります。基金利子、歳出同額を計上するものであります。

寄附金、寄附金、1目寄附金183万2,000円の追加で、184万3,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金4,300万円の追加で、5億4,360万円となります。昨年12月に補正予算計上した誘致企業助成金に充当した4,300万円を産業振興基金から繰り入れするもの

であります。

町債、町債、1目総務債1,925万2,000円の追加で、1億4,045万2,000円となります。同意予定額を計上するものであります。

2目土木債2,130万円の減額で、2,570万円となります。

3目消防債2,890万円の減額で、5億2,150万円となります。いずれも歳出減に伴う精査であります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 零時57分

○議長（堀内哲夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第11号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第11号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,682万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,336万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第11号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税450万円の減額で、5,396万8,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金1,232万1,000円の減額で、1億938万円となります。

1項一般会計繰入金4,487万9,000円の追加で、1億938万円となります。

2項基金繰入金5,700万円の減額でございます。

歳入合計が1,682万1,000円の減額で、1億6,336万5,000円となります。

2、歳出、1款総務費1,682万1,000円の減額で、1億6,321万円となります。

1項総務管理費1,682万1,000円の減額で、1億6,223万5,000円となります。

歳出合計が1,682万1,000円の減額で、1億6,336万5,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費1,682万1,000円の減額で、1億6,223万5,000円となります。広域連合分賦金が当初予算より2,812万6,000円減の1億5,061万円に決定したことから、医療給付費で3,205万7,000円、介護給付費で2万7,000円減額、後期高齢者支援金を395万8,000円追加するほか、前年度決算精算金として1,130万5,000円を追加するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保

険者国民健康保険税300万円の減額で、5,095万5,000円となります。

2目退職被保険者等国民健康保険税150万円の減額で、301万3,000円となります。いずれも被保険者数及び所得の減によるものであります。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金4,487万9,000円の追加で、1億938万円となります。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金5,720万円の減額であります。当初予算に計上しておりました基金繰入金を減額し、一般会計繰入金を増額して収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第12号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第12号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ582万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,350万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第12号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料560万円の減額で、4,958万3,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金28万5,000円の減額で、2,364万6,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金5万9,000円の追加で、5万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が582万6,000円の減額で、7,350万3,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金582万6,000円の減額で、7,179万円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が582万6,000円の減額で、7,350万3,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出であります。3、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金582万6,000円の減額で、7,179万円となります。19節負担金、補助及び交付金582万6,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の精算により、保険料等負担金で543万4,000円の減、事務費負担金で39万2,000円の減でございます。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料390万円の減額で、3,741万2,000円となります。

2目普通徴収保険料170万円の減額で、1,217万1,000円となります。いずれも被保険者数の減によるものであります。

繰入金、一般会計繰入金、1目事務費繰入金39万2,000円の減額で、311万9,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金10万7,000円の追加で、2,052万7,000円となります。いずれも精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金5万9,000円の追加で、5万9,000円となります。前年度繰越金を全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第13号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第13号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,916万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第13号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料50万円の追加で、3,262万2,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款繰入金116万円の減額で、7,274万5,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入14万1,000円の追加で、14万3,000円となります。

2項雑入14万1,000円の追加で、14万2,000円となります。

歳入合計が51万9,000円の減額で、1億3,916万5,000円となります。

2、歳出、1款下水道費7万3,000円の追加で、3,320万3,000円となります。

1項下水道整備費7万3,000円の追加で、2,430万7,000円となります。

2款公債費59万2,000円の減額で、1億586万2,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が51万9,000円の減額で、1億3,916万5,000円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費3万5,000円の追加で、1,988万6,000円となります。主なものは、19節負担金、補助及び交付金107万5,000円の減額は石狩川流域下水道組合負担金の負担率等の精査によるもので、27節公課費106万1,000円の追加は消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

2目下水道建設費3万8,000円の追加で、442万1,000円となります。精査であります。

公債費、公債費、2目利子59万2,000円の減額で、2,177万7,000円となります。借り入れ利率の変更によるものでございます。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料50万円の追加で、3,262万2,000円となります。滞納繰り越し分の精査であります。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金116万円の減額で、7,274万5,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものであります。

諸収入、雑入、1目雑入14万1,000円の追加で、14万2,000円となります。平成26年度流域下水道組合負担金の精査による還付金でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第14号 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第14号 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条及び平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第1号)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,

938万6,000円、補正予算額696万3,000円、計1億4,634万9,000円。

第2項営業外収益、5,059万8,000円、696万3,000円、5,756万1,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,938万6,000円、補正予算額696万3,000円、計1億4,634万9,000円。

第1項営業費用、9,818万3,000円、4万4,000円の減額、9,813万9,000円。

第2項営業外費用、4,110万3,000円、700万7,000円、4,811万円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予算額7,537万9,000円、補正予算額51万2,000円の減額、計7,486万7,000円。

第2項企業債、2,470万円、40万円の減額、2,430万円。

第4項他会計補助金、104万2,000円、11万2,000円の減額、93万円。

次ページでございます。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億2,751万6,000円、補正予算額51万2,000円の減額、計1億2,700万4,000円。

第2項建設改良費、3,450万円、51万2,000円の減額、3,398万8,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第4条 補正予算第3条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予算額1,284万9,000円、補正予算額4万4,000円の減額、計1,280万5,000円。

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「2,470万円」を「2,430万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 補正予算(第1号)第4条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,881万円」を「5,577万3,000円」に改め、予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「104万2,000円」を「93万円」に改める。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、ご指示によりまして、議案第14号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成27年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益696万3,000円の追加で、1億4,634万9,000円となります。

2項営業外収益696万3,000円の追加で、5,756万1,000円となります。

2目繰入金696万3,000円の追加で、5,577万3,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用696万3,000円の追加で、1億4,634万9,000円となります。

1項営業費用4万4,000円の減額で、9,813万9,000円となります。

4目4万4,000円の減額で、1,602万7,000円となります。

2項営業外費用700万7,000円の追加で、4,811万円となります。

1目支払い利息及び企業債取扱費130万円の減額で、3,291万2,000円となります。

2目雑支出862万3,000円の追加で、1,122万8,000円となります。

3目消費税及び地方消費税31万6,000円の減額で、397万円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入51万2,000円の減額で、7,486万7,000円となります。

2項企業債40万円の減額で、2,430万円となります。

1目企業債、同額であります。

4項他会計補助金11万2,000円の減額で、93万円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出51万2,000円の減額で、1億2,700万4,000円となります。

2項建設改良費51万2,000円の減額で、3,398万8,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書5ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目総係費4万4,000円の減額で、1,602万7,000円となります。精査であります。

水道事業費用、営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費130万円の減額で、3,291万2,000円となります。借入金利息の精査でございます。

2目雑支出862万3,000円の追加で、1,122万8,000円となります。消滅時効5年経過の水道料金を不納欠損するものでございます。

3目消費税及び地方消費税31万6,000円の減額で、397万円となります。消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金696万3,000円の追加で、5,577万3,000円となります。収支不足分について一般会計繰入金を充当するものであります。

次に、6ページ、資本的支出であります。資本

的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費51万2,000円の減額で、3,398万8,000円となります。工事費と設計費の執行残の精査でございます。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債40万円の減額で、2,430万円となります。工事費の減額による精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金11万2,000円の減額で、93万円となります。一般会計補助金を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第18、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、平成28年度の町政執行方針について申し述べさせていただきますので、お手元に配付しております資料の1ページをごらん願います。

平成28年第1回上砂川町議会定例会の開会に当たり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、町長に就任してから2年目が経過しようとしており、任期の折り返しを迎える年となりました。これまでの間、急速な少子高齢化や人口減少問題、税収の減少など町政運営に大きな影響を及ぼす課題のある中、子育て支援や高齢者支援施策の拡充を図ってきたところであり、議員各位や町民の皆様のご協力により課題解決を図りながら町政を執行してきたところであります。

日本の経済は、安倍政権の進めたデフレ脱却を目指すアベノミクス効果とその効果を地方にも波及させ、経済成長の底上げを図るローカルアベノミクスにより、国内景気は回復基調にありました

が、金融市場は、年明けより株価の乱高下や円高、さらにはマイナス金利政策の開始により先行きが不透明な状況となっております。

さて、本年度は、昨年に策定いたしました総合戦略を本格的にスタートさせる総合戦略元年となります。人口減少に歯どめをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、個性豊かで魅力ある地域社会の実現を目指したいと考えております。

また、本町の財政運営につきましては、地域経済の低迷や人口減少により町税等が著しく減少し、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であり、多くの課題が山積する中、引き続き厳しい行財政運営を強いられるものと思われま

す。行財政改革の理念を忘れることなく、町民の価値観が多様化する中で、行政各分野での町民ニーズをしっかりと把握し、限られた財源を効果的に活用して、町の将来にとって何が有益なのかを常に意識し、将来に向け持続可能な行財政運営がなされるよう全力を傾注してまいります。

本年度も大変厳しい町政運営が予想されますが、しっかりと先を見据え、住民対話を大切にし、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく行政運営に努め、職員とともに「町民の皆様とともに将来につながる活力ある、安全、元気、個性豊かなまちづくり」を目指し、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成28年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康で安心して暮らせる町づくり

1. 安心して子育てができる町づくり

子育て支援につきましては、高校生以下医療費無料化、給食費主食代無料化、保育園保育料の引き下げなど子育て世代の経済的負担の軽減を継続してまいります。

保育園につきましては、本年度新たに障害児保育の実施や保育需要に応じたニーズ増加に対応すべく職員体制の充実を図るとともに、病後児の与

葉などを検討してまいります。

子育て交流室でのおひさまルーム事業につきましては、地域に点在する親子の出会いと気軽に育児相談ができる場として環境づくりと内容の充実に努めてまいります。

2. 高齢者や障害者に優しい町づくり

高齢者支援につきましては、高齢化の進展が進む中、高齢者などの地域見守り活動に民間事業者の見守り活動が加わり、複合的な見守り、安否確認の仕組みの充実が図られたことから、引き続き住みなれた地域で安全で安心して暮らせるよう努めるとともに、敬老祝品贈呈事業や在宅高齢者等除雪費助成事業等継続してまいりました。

また、新しい生活支援事業につきまして、社会福祉協議会等関係機関と連携し検討してまいります。

障害者支援につきましては、地域において可能な限り自立して生活ができるよう障害者総合支援法に沿った各種支援事業を進めてまいります。

3. 生涯にわたり健康に暮らせる町づくり

健康づくりにつきましては、昨年から実施している健診機会のない若年者に健診の機会を提供する若年者健診と、生活習慣病の発病や重症化を予防するための2次健診を定着させ、さらに未受診者対策を含む訪問活動を充実し受診率向上に努めてまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、住民主体の地区「いきいき百歳体操」を引き続き支援するとともに、国が推進する地域包括ケアシステムの構築の中で、介護予防・日常生活支援総合事業の実施準備とあわせ見直しを検討してまいります。

地域包括支援センターでは、住民の健康保持及び生活安定のために必要な支援を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援し、高齢者個人に対する個別・地域課題の解決に向け、地域ケア会議の充実を図ってまいります。

認知症施策につきましては、認知症サポーター

養成講座を引き続き開催し、認知症サポーターの増員を図り認知症の人や家族への理解を深め、高齢者に優しい地域づくりのさらなる推進を図ってまいります。

生活支援サービス体制の整備につきましては、生活支援コーディネーターを配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを行い、定期的な情報の共有・連携強化の場としての協議体の設置に向け、各団体・組織の実務担当者とともに準備会を開催してまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険法の改正に伴い介護保険の対象外となった要支援1・2の方に対し現行サービスである介護予防訪問型サービス・通所型サービスについて現行どおりサービスができるよう努めてまいります。

第二 教育と文化を育む町づくり

1. 次世代をみんなで担う町づくり

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、学力向上対策として、公設の学習塾を設置し、さらなる基礎学力の向上と定着を支援してまいります。

学校におけるICT化につきましては、国において教科書のデジタル化の検討がなされるなど急速な進展を見せていることから各学校にICT化教育検討委員会を設置し、学力向上に向けたタブレット端末等の導入について検討してまいります。

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」を策定しましたので、「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で早期発見・早期対応が実施できるよう支援してまいります。

教育環境につきましては、中央小学校が築25年経過しており、老朽化が進んでいることから平成

28年度・平成29年度の2カ年事業で校舎の大規模改修事業を実施してまいります。

2. 生涯学べる町づくり

社会教育につきましては、乳幼児から高齢者までのさまざまな学習要求に応えつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

各町児童公園につきましては、引き続き年次計画のもと遊具の更新整備を実施してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で環境に優しい町づくり

1. 快適な生活ができる町づくり

町営住宅につきましては、新たに策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の維持管理と管理戸数の適正化を図ってまいります。

道路網の整備につきましては、新たに策定した「道路ストック総点検調査」に基づき、町道を維持管理するとともに、年次計画により実施している橋梁補修につきましては、本年度も八千代橋の補修と新たに橋梁近接目視点検を実施してまいります。

道道歩道整備につきましては、歩行者の安全確保を図るため、歩道未整備区間について、早期の完成に向け引き続き要請してまいります。

除排雪につきましては、より効率的な除排雪による生活道路の安全・安心対策や通行確保を図るため、除排雪体制の見直しを引き続き検討するとともに、老朽化したロータリー除雪車の更新を行います。

路線バスにかかわる交通の確保につきましては、利用者の減少により、温泉行きが減便となりますが、地域住民の足を守る観点により、バス会社及び関係機関と協議するとともに、通院や買い物などの利便性の向上に向け町内を循環する多目的バス等の運行について検討してまいります。

水道事業につきましては、水道施設の適正な維

持管理に努め、生活水の安定供給と安全確保を図るため、老朽化の著しい鶉本町地区の配水管布設がえ整備を引き続き進めてまいりますとともに、若葉台地区の増圧ポンプの更新整備を行います。

下水道事業につきましては、認可処理区域内の汚水管整備が完了したことから、今後も適正な維持管理と下水道普及の向上に努めるとともに、流域下水道の認可期間満了により下水道事業計画変更業務を実施してまいります。

2. 安全で安心な住みよい町づくり

消防体制につきましては、各種災害への未然防止に努め、高齢化の進展に伴う救急需要の増加に対応し、傷病者の救命率向上を図るため、砂川地区広域消防組合と協議を行い、救急救命士の採用配置を計画的に進めてまいります。

また、新消防庁舎につきましては、本年10月の運用開始に向け外構工事を行い、運用開始後は防災拠点としての機能向上と消防体制のさらなる充実強化を図ってまいります。

地域防災につきましては、近年の気象変動による台風や土砂災害などの自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画の見直しと、迅速かつ的確な防災体制の強化に努めてまいります。

また、災害時に適切な行動がとれるよう住民参加型の防災訓練を実施するとともに、災害時の避難生活に備え、発電機等の災害備蓄品についても引き続き整備してまいります。

防犯対策につきましては、昨年町内に防犯カメラを設置し、住民の安全・安心対策に取り組んでまいりましたが引き続き関係機関との連携を強化し、安全・安心な地域社会の形成に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、昨年6月の砂川市における悲惨な交通事故を踏まえ、交通安全推進委員会などとさらなる連携を図り飲酒運転の撲滅など、交通安全意識の啓発と交通安全運動を通じて一層の推進を図ってまいります。

消費者保護対策につきましては、依然として高

齢者を狙った特殊詐欺事件が発生していることから、消費者被害防止ネットワークを中心に、関係機関・団体との連携を強化し、消費者被害防止訪問講座の実施や町広報などによる啓発活動の推進により、未然防止に努めてまいります。

管理不全な危険建物につきましては、町民及び地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、条例等に基づく所要の措置を講じ、環境整備を図ってまいります。

3. 資源を生かす環境循環型社会を目指す町づくり

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携し、焼却ごみ処理費用の軽減を図るため、資源のリサイクルと可燃ごみの減量化を推進してまいります。また、スプレー缶の回収につきましては、穴あけ作業中に爆発や火災などによる事故が全国で発生しており、捨てるときの取り扱い方が問題となっていることから、環境省からの要請などを踏まえ、スプレー缶等の中身を使い切ることによって穴をあけずに排出できるように変更することについて住民周知を行い実施してまいります。

し尿処理につきましては、石狩川流域下水道奈井江浄化センター内の前処理施設が本稼働を開始したことから効率的かつ円滑な処理を推進してまいります。

第四 活力とにぎわいのある町づくり

1. 活力ある商工業を目指す町づくり

商業の活性化につきましては、事業者の自主性が重要であることから、きめ細やかなサービスの提供ができるよう商工会議所と連携を図るとともに、商店街の集客増及び購買力向上事業等についてプレミアムつき商品券発行事業の支援をするとともに空き店舗等を活用した開業支援について検討してまいります。

工業の振興につきましては、誘致企業を含む既存企業の体質強化と経営安定のため、相談業務を強化するとともに、国・道の各種支援制度を活用しながら地場産業のさらなる育成・助長に努めて

まいります。

2. 地域を支える産業を構築する町づくり

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に大きく依存するところではありますが、既存企業の育成・支援が重要でありますので事業拡大に伴う設備投資等について、昨年拡充いたしました企業融資助成制度とあわせ国・道の支援制度を活用し支援してまいります。

雇用対策につきましては、企業の雇用要望に応えられるよう近隣市町村と連携し雇用の確保を図ってまいります。

本町の活性化対策につきましては、町づくりに対する機運や醸成づくりが重要であることから、将来を担う若年層や関係機関・団体の参画による「まちおこしプロジェクト」や地域おこし協力隊の拠点を活用し地域の活性化に努めてまいります。

3. 観光資源を生かした町づくり

観光対策につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に各種イベントを開催するほか、昨年に引き続き「プレミアム宿泊券」に対する助成事業や新商品の開発などにより、観光入り込み客の増を図ってまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入り込み客による経済効果も大きいことから、引き続き支援してまいります。

特産品の開発につきましては、振興公社においてニジマスの薫製販売に取り組んでおりますので、養殖技術や生産技術の向上に努め、特産品としての確立と量産体制の構築を図るとともにまちおこしプロジェクト研究会と協力し新たな特産品開発に向け、検討してまいります。

第五 みんなで進める町づくり

1. 町民一人一人が主役の町づくり

町民が主体性を持つ町づくりににつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、町づくり町民会議や関係機関・団体と

の意見交換等を通して町民のニーズを把握しながら、将来に希望の持てる町づくりを推進してまいりますとともに第6期総合計画が本年度をもって終了いたしますことから、平成29年度からの総合計画の策定に着手してまいります。

自治会・町内会活動を中心とする町づくりにつきましては、人口減少と高齢化により懸念される地域コミュニティ活動の停滞に対応すべく、「地域サポート制度」による職員派遣を継続し、地域と行政が連携した町づくりに努めてまいります。

町広報につきましては、見やすく読みやすい紙面づくりに努めるとともに、ホームページにつきましては、町外への重要な情報発信源となることから、タイムリーで的確な情報発信に努めてまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、総合戦略のもと各種子育て支援施策の充実を図り、子供を産み育てやすい環境を整備するとともに、転入者・移住者の確保並びに定住促進を図るため、昨年、移住定住促進奨励金の拡充を図りましたので、さらなる移住・定住を推進してまいります。

2. 健全で効率的な財政運営を進める町づくり

本町の財政運営につきましては、町税等の自主財源が乏しく、地方交付税に大きく依存する状況にあります。

本年度の財政見込みにつきましては、依然として町税の増収は見込めず、さらに地方交付税においては算出基礎となる国調人口の減少に加え算定方式の見直しにより大幅な減額が想定されますことから、効率的な財政運営を考慮しつつ、引き続き人口減少や少子高齢化対策に重点を置くとともに、定住施策や高齢者対策、雇用対策等に所要の予算措置を講じ、さらに橋梁の長寿命化補修工事、公営住宅水洗化工事、屋根改善工事、消防庁舎外構工事、中央小学校大規模改修など町民が安心・安全に暮らすことのできるよう事業予算を措置いたしました。

追加補正を含めた今後の財政運営につきましては

は、年度途中においての優先すべき課題や住民のニーズを見きわめながら、効果的な事業の実施に努め、健全で効率的な財政運営がなせるよう努めてまいります。

3. 広域的な連携を進める町づくり

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性向上のため幅広い観点で検討が求められるものであり、中空知定住自立圏構想の推進など、今後においても行政各般にわたり、多種多様な観点により将来的な財政負担の軽減と効率的な事務事業の推進のため、さらなる広域連携、広域行政の推進に努めてまいります。

4. まち・ひと・しごと創生総合戦略による町づくり

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、昨年5カ年の具体的な制度・施策をまとめた「上砂川町人口ビジョン・総合戦略」を策定したところであります。

本年度はこの総合戦略をもとに、新たな産業や雇用の創出を図り、人を呼び込む好循環を確立するとともに、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現させ、誰もが安心して暮らせる町づくりを推進するため本格的な施策の推進に努めてまいります。

結びに

以上、平成28年第1回定例会に当たりまして私の所信を申し述べましたが、地方行政を取り巻く環境は、重要課題が山積し今まで以上に大きな変化を見せ、さらに機敏で柔軟な対応を迫られるものであります。

本年度においても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、町民の皆さんの声を聞き、将来に向け最良の選択をしていく姿勢が求められるもので、常に、創意工夫を重ね、新たな発想のもと、知恵と勇気を持って町づくりを進め、町民の皆さんが生涯にわたり安心して暮らせる町づくりを目指し、職員と一丸となり全力で取り組んでまいります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成28年度町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第6期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第19、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成28年第1回定例町議会の開会に当たり、平成28年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、教育委員会制度の見直しにより設置された総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次世代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤とし、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めます。

(1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、学力向上対策として公設の学習塾を設置し、学校以外でも児童生徒に学習する場を提供することにより基礎学力の向上

と定着を図ってまいります。

全国学力調査において、平成27年度では小学校で理科の平均点が全国平均を上回るなど、これまでの学力向上に向けた取り組みの成果があらわれつつありますが、学力の調査で明らかになった課題の解決に向け、調査結果を分析・検証し、少人数だからこそできる個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行うとともに、引き続き朝読や漢字の書き取りを行う朝学習などを行ってまいります。さらに小学校においては学校提案型ソフト事業として昨年実施いたしました夏休み合宿ゼミを継続するとともに、中学校においても、英語検定、数学検定等の各種検定受験料の助成により学習へのモチベーションの向上を目指しながら基礎学力の定着と向上を図ってまいります。

また、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れられる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を継続してまいります。

さらに、放課後子ども教室の継続のほか、加配教員や巡回指導教員を活用し、複数の教員による授業を行い児童・生徒に合わせた指導をすることにより、学校全体の学力の底上げを図ってまいります。

家庭学習の推進につきましては、例年10月に実施される就学児健診時の保護者の待ち時間を活用し家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」を本年度も実施するとともに、児童・生徒みずからが目標を立てて取り組む生活リズムチェックシートを実施し、生活習慣の改善に努めます。学校においては、毎日宿題を出すなど学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に努め、家庭の教育力向上を図ってまいります。

教職員の資質向上につきましては、学力の向上には教職員の専門性や指導力を高める必要性がありますことから、各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教

師力」「学校力」向上に学校全体で取り組み強化を図ってまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指すため「町民参観日」を継続し町民に開放するとともに、学校評議員制度の積極的な活用と、確固たる外部評価の導入に努め、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる環境づくりを進めてまいります。

児童・生徒の育成につきましては、平成30年度より小学校において、また平成31年度から中学校において道徳教育が正式な指導教科となることから、中学校において、道徳教育に係る指導方法等の研究実践に取り組んでまいります。

また、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的に「頑張った児童・生徒顕彰」制度により表彰し、児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、現在の英語指導助手による中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校5・6年生については、基礎学力の向上を目指すとともに、その他の学年や保育園児にあっても、英語になれ親しむための授業を継続してまいります。

小中学校のICT化につきましては、急速な情報化社会が進む中、国において教科書のデジタル化の検討がなされるなど、小中学校におけるICT化は、より必要と考えられることから各学校にICT化教育検討委員会を立ち上げ、学力向上にも向けたタブレット端末等の教育支援機器導入の検討を進めてまいります。

フッ化物洗口事業につきましては、虫歯の予防に効果があることから、小学校において引き続き実施し、児童の虫歯予防に努めてまいります。

学校給食につきましては、消耗が著しい給食用食器を軽量で使いやすい樹脂製の食器に更新します。また、保護者負担の軽減を図るため給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続してまいります。

高校生がいる家庭への支援につきましては、本年度も保護者の負担軽減を図るため「高校等就学費等助成事業」を継続してまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、昨年度は福井市鶉地区の小学校5・6年生4名が本町を訪問し、中央小の児童や地域の方との交流を行いましたので、本年度は、中央小の児童を派遣し、鶉地区との交流を図ってまいります。

また、昨年度中学校の修学旅行の訪問先を福井市鶉地区に変更しましたので、変更に係る旅費の一部助成を継続してまいります。

炭鉱館につきましては、昨年までは町民ボランティアによる運営管理を行ってきましたが、高齢化等の理由により管理運営が困難なことから、本年度より臨時職員などを配置し、従来同様夏季期間の土・日等の開館に向け準備を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのために特別教育支援員を引き続き配置するとともに、砂川市ことばの教室に通学している保護者に対し、通学費助成を継続し保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

小学校と保育園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」を策定いたしましたので、道教委のいじめアンケートだけでなく、方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなど早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、遅刻や欠席がふえるなど児童・生徒からのサインを見逃さないよう徹底するとともに、参観日を活用した保護者懇談などを開催し、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努

めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を保ちつつ、道教委のスクールカウンセラーの活用を継続し、児童・生徒にとって居場所となる学校を目指して細やかなケアに努めてまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境につきましては、中央小学校が建設以来25年を経過しており、老朽化が著しいことから、本年度からの2カ年事業による大規模改修を実施することとし、本年度は給食室の改修のほか、放送設備等の更新などの内部改修を実施し、平成29年度においては屋上防水・外壁塗装など外部改修を実施いたします。

その他教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じてみずから学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子供の教育を推進するため、今後もより多くの町民ボランティアが学校に通う子供たちのためにさまざまな支援を行うことができる体制の整備に努めてまいります。

読書活動については、学力や感性を醸成する礎となる本の楽しさをより多くの子供たちに広めるため、町民センターでの絵本の読み聞かせ事業を充実してまいります。

各町の遊園地につきましては、昨年度子ども会育成連絡協議会と協議を行い、設置数や設置場所を現在の住民の居住実態に合わせた児童公園を再編及び安全な遊具に更新する整備計画を策定いたしましたので、その計画に基づき、本年度も該当

地区と協議を行いながら整備を進めてまいります。

年代別事業につきましては、第6次社会教育中期計画に基づき、通年実施している幼児期のおひさまルームや少年期の体験活動、青年・成人期の学習活動及び高齢期の寿学級を継続してまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興につきましては、町民の文化活動の中心的組織である文化協会が行う郷土の芸能祭や郷土の美術祭と児童生徒作品展を同時に開催し、より多くの町民が参加できるよう支援し、上砂川の文化振興を図ってまいります。

上砂川町の唯一の郷土芸能である「上砂川獅子神楽」につきましては、今後とも保存会に対し、引き続き普及活動及び指導者の育成について支援してまいります。

子ども鶉籠真太鼓につきましては、現在休止中ではありますが、子供たちに太鼓の楽しさを知ってもらい、鶉籠真太鼓を後世に継承するため、再開について検討してまいります。

また、本年度は、中空知広域市町村圏組合が主催する芸術鑑賞事業「ふるさと文化の集い」が本町で開催されることから、多くの住民に鑑賞していただき、楽しんでいただけるよう計画・運営に協力してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力するとともに、小学生を対象とした「スーパードッジボール大会」につきましては、子ども会育成連絡協議会の協力を得まして、引き続き開催いたします。また、ニュースポーツにつきましては、各団体の意見を拝聴させていただき、町民の健康増進の観点から軽スポーツの普及に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に係る主要な方針を申し上げます。

執行に当たりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしておりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

どうもご苦勞さまでした。

（散会 午後 2時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 岸 清 彦

署 名 議 員 吉 川 洋

平成 2 8 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 0 2 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 4 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 3 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 4 議案第 6 号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について
- 第 5 議案第 7 号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 9 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について
- 第 8 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 9 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第 4 号～第 1 4 号までは、
質疑・討論・採決とする。

- 第 1 3 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 4 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 1 5 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計予算

※ 議案第 1 5 号～第 1 9 号までは、
予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、
予算特別委員会に付託する。

- 第 1 8 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

2 番	川 岸 清 彦
3 番	吉 川 洋

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再

開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、川岸議員、3番、吉川議員を指名いたします。よろしく願います。

◎議案第4号 議案第5号 議案第6号
議案第7号 議案第8号 議案第9号
議案第10号 議案第11号 議案第12号
議案第13号 議案第14号

○議長(堀内哲夫) 日程第2、議案第4号から日程第12、議案第14号につきましては、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 地方公務員法及び地

方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第6号 上砂川町消費生活センター設置条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町消費生活センター設置条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第7号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 上砂川町営住宅条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第10号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第11号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成27年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第12号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成27年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第13号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成27年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第14号 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成27年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第15号 議案第16号 議案第17号
議案第18号 議案第19号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第15号から日程第17、議案第19号までにつきましては、関連性がございますので、一括議題とし、提案理由及び予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算から日程第17、議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第15号から議案第19号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算から議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書の1ページをごらん願います。議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算。

平成28年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億3,740万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

次ページでございます。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一
次に、105ページをごらん願います。議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,667万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一
続きまして、113ページをお開き願います。議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の

予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,354万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、121ページでございます。議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成28年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,021万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

続きまして、137ページをお開き願います。議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成28年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,738戸

(2) 年間給水量36万4,523立方メートル

(3) 1日平均給水量999立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億3,242万6,000円。第1項営業収益8,735万2,000円。第2項営業外収益4,507万4,000円。

支出、第1款水道事業費用1億3,242万6,000円。第1項営業費用9,725万2,000円。第2項営業外費用3,507万4,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,286万9,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

次ページでございます。

収入、第1款資本的収入1億1万4,000円。第1項出資金4,751万4,000円。第2項企業債3,870万円。第3項国庫補助金1,291万7,000円。第4項他会計補助金88万3,000円。

支出、第1款資本的支出1億5,288万3,000円。第1項企業債償還金1億38万3,000円。第2項建設改良費5,250万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、3,870万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,105万8,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、4,320万8,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、88万3,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,751万4,000円とする。

平成28年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山光一

以上、議案第15号から議案第19号まで提案理由を申し述べましたが、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林智明) それでは、ご指示によりまして、議案第15号 平成28年度一般会計予算から議案第19号 平成28年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ、説明させていただきます。その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、平成28年度各会計予算の大綱1ページでございます。平成28年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により、一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めなければなりません。

このような財政状況の中にあっても、本町の重点課題であります人口減少対策のための移住定住施策、子育て支援施策のほか、高齢者施策、防災対策、雇用対策、教育関連施策の充実など、子供からお年寄りまで全ての町民が安心して暮らせる町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第6期上砂川町総合計画及び上砂川町総合戦略に基づき予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で27億3,740万円、4特別会計で6億5,574万円、合計が33億9,314万円となっております。

以下、平成28年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は27億3,740万円で、前年度比10.7%、3億2,820万円の減となりました。これは、昨年度に行った防災の拠点施設である上砂川消防庁舎建設事業に係る事業費の減と今年度より2カ年計画で行う中央小大規模改修事業費の増との相殺によるものであり、本町の重点課題である子育て支援対策の小中学校給食費助成事業、高齢者対策の敬老祝品贈呈事業や在宅老人等除雪サービス事業、町民の健康増進のための温泉無料入浴券などに係る経費について引き続き予算計上したところであります。

2ページであります。歳入の概要でございます。6ページもあわせてごらん願います。町税、固定資産税や軽自動車税など、前年度比2.9%増の1億5,602万7,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税、普通交付税で13億5,800万円、特

別交付税で2億4,500万円を見込み、前年度対比1.6%増の16億300万円としました。

国庫支出金、橋りょう長寿命化補修事業に対する補助金や障害者自立支援費に対する負担金など、前年度比2.6%減の1億9,685万2,000円としました

道支出金、障害者自立支援費に対する負担金や参議院議員選挙費委託金など、前年度比4.4%減の1億1,347万5,000円としました。

諸収入、包括的支援事業費や介護予防事業費など、前年度比92.5%増の6,521万2,000円としました。

町債、臨時財政対策債や消防施設整備事業債など、前年度比63.8%減の2億5,840万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページもあわせてごらん願います。人件費、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比4.5%増の5億7,928万4,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比3.1%減の3億748万9,000円としました。

公債費、平成27年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比0.9%減の4億121万円としました。

物件費、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比15.2%増の2億8,430万9,000円としました。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比1.5%増の5億1,415万1,000円としました。

投資的経費、中央小大規模改修費や消防庁舎建設費及び町営住宅改修事業費など、前年度比51.8%減の3億4,174万5,000円としました。

貸付金、中小企業融資貸付金により、前年度比2.3%減の1,075万円としました。

繰出金、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比7.9%減の2億4,085万6,000円としました。

次ページであります。続きまして、各特別会計の予算の概要でございます。5ページもあわせてごらん願います。国民健康保険事業特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比13.0%減の1億5,667万4,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比7.3%減の7,354万6,000円としました。

下水道事業特別会計、下水道施設の管理経費など、前年度比1.0%増の1億4,021万1,000円としました。

水道事業会計、収益的収支では人件費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本費合計で前年度比3.2%増の2億8,530万9,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。また、平成28年度の主要事業につきましては、8ページから13ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第15号、一般会計予算でございます。3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。

次ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款町税1億5,602万7,000円、1項町民税7,313万5,000円、2項固定資産税5,284万3,000円、3項軽自動車税609万円、4項町たばこ税1,864万4,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式

等譲渡所得割交付金、同額であります。

6 款地方消費税交付金4,100万円、1 項地方消費税交付金、同額であります。

7 款自動車取得税交付金300万円、1 項自動車取得税交付金、同額であります。

8 款地方特例交付金10万円、1 項地方特例交付金、同額であります。

9 款地方交付税16億300万円、1 項地方交付税、同額であります。

10 款交通安全対策特別交付金10万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11 款分担金及び負担金718万8,000円、1 項負担金、同額であります。

12 款使用料及び手数料1 億9,288万7,000円、1 項使用料1 億7,326万9,000円、2 項手数料254万8,000円、3 項証紙収入1,707万円。

13 款国庫支出金1 億9,685万2,000円、1 項国庫負担金1 億4,002万7,000円、2 項国庫補助金5,568万5,000円、3 項国庫委託金114万円。

14 款道支出金1 億1,347万5,000円、1 項道負担金9,671万9,000円、2 項道補助金854万1,000円。

次ページであります。3 項道委託金821万5,000円。

15 款財産収入1,484万8,000円、1 項財産運用収入1,481万7,000円、2 項財産売払収入3 万1,000円。

16 款寄附金1 万1,000円、1 項寄附金、同額であります。

17 款繰入金7,060万円、1 項基金繰入金、同額であります。

18 款諸収入6,521万2,000円、1 項延滞金、加算金及び過料1 万1,000円、2 項町預金利子5 万円、3 項貸付金元利収入1,075万円、4 項受託事業収入56万円、5 項雑入5,384万1,000円。

19 款町債2 億5,840万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が27億3,740万円であります。

歳出、1 款議会費4,171万2,000円、1 項議会費、

同額であります。

2 款総務費1 億7,682万7,000円、1 項総務管理費1 億3,923万2,000円、2 項徴税费537万7,000円、3 項戸籍住民基本台帳費2,305万8,000円、4 項選挙費789万8,000円、5 項統計調査費20万円、6 項監査委員費106万2,000円。

3 款民生費6 億4,118万円、1 項社会福祉費5 億8,231万5,000円、2 項児童福祉費5,826万1,000円、3 項生活保護費36万4,000円、4 項災害救助費24万円。

4 款衛生費2 億761万6,000円、1 項保健衛生費1 億1,491万1,000円、2 項清掃費9,270万5,000円。

5 款労働費1,199万8,000円、1 項労働費、同額であります。

次ページであります。6 款農林水産業費24万2,000円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費4,671万2,000円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費2 億5,723万4,000円、1 項土木管理費8,640万8,000円、2 項道路橋りょう費1 億3 万4,000円、3 項住宅費7,079万2,000円。

9 款消防費2 億4,343万9,000円、1 項消防費、同額であります。

10 款教育費1 億9,987万8,000円、1 項教育総務費1,235万9,000円、2 項小学校費1 億3,340万4,000円、3 項中学校費3,451万3,000円、4 項社会教育費839万4,000円、5 項保健体育費1,120万8,000円。

11 款災害復旧費1 万3,000円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12 款公債費4 億121万円、1 項公債費、同額であります。

13 款職員費5 億633万9,000円、1 項職員費、同額であります。

14 款予備費300万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が27億3,740万円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の

目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、7,100万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域自立促進特別事業、5,090万円、同上、同上、同上。

職員住宅水洗化事業、280万円、同上、同上、同上。

春日橋長寿命化補修事業、370万円、同上、同上、同上。

八千代橋長寿命化補修事業、190万円、同上、同上、同上。

除雪車更新事業、820万円、同上、同上、同上。

鶉若葉台改良住宅水洗化事業、570万円、同上、同上、同上。

下鶉改良住宅改善事業、890万円、同上、同上、同上。

消防庁舎建設事業、7,170万円、同上、同上、同上。

中央小学校大規模改修事業、3,360万円、同上、同上、同上。

合計 2 億5,840万円。

次に、議案第16号、国民健康保険特別会計予算でございます。106ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1 款国民健康保険税5,166万8,000円、1 項国民健康保険税、同額であります。

2 款使用料及び手数料 1 万2,000円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金 1 億498万9,000円、1 項一般会計繰入金4,778万9,000円、2 項基金繰入金5,720万円。

4 款諸収入5,000円、1 項延滞金及び過料2,000

円、2 項雑入3,000円。

歳入合計が 1 億5,667万4,000円であります。

歳出、1 款総務費 1 億5,651万9,000円、1 項総務管理費 1 億5,583万6,000円、2 項徴税费68万3,000円。

2 款諸支出金 5 万5,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 1 億5,667万4,000円であります。

次に、議案第17号、後期高齢者医療特別会計でございます。114ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1 款後期高齢者医療保険料4,971万8,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金2,361万3,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入21万4,000円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入21万1,000円。

歳入合計が7,354万6,000円であります。

歳出、1 款総務費88万4,000円、1 項総務管理費48万円、2 項徴收費40万4,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金7,235万2,000円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が7,354万6,000円であります。

次に、議案第18号、下水道事業特別会計でございます。122ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1 款分担金及び負担金129万5,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料3,226万5,000円、1 項使

用料、同額であります。

3 款国庫支出金150万円、1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金7,784万9,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

5 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

6 款町債2,730万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が1 億4,021万1,000円であります。

歳出、1 款下水道費3,519万円、1 項下水道整備費2,658万6,000円、2 項下水道維持費860万4,000円。

2 款公債費1 億492万1,000円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1 億4,021万1,000円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業、210万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、2,520万円、同上、同上、同上。

次に、議案第19号、水道事業会計でございます。140ページをお開き願います。平成28年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款水道事業収益1 億3,242万6,000円、1 項営業収益8,735万2,000円、1 目給水収益8,721万円、2 目その他の営業収益14万2,000円、2 項営業外収益4,507万4,000円、1 目受取利息及び配当金2 万円、2 目繰入金4,320万8,0

00円、3 目他会計負担金179万6,000円、4 目雑収益5 万円。

収益的支出、1 款水道事業費用1 億3,242万6,000円、1 項営業費用9,725万2,000円、1 目原水及び浄水費1,983万8,000円、2 目配水及び給水費876万円、3 目業務費144万9,000円、4 目総係費1,431万4,000円、5 目減価償却費5,284万5,000円、6 目資産減耗費3 万6,000円、7 目その他の営業費用1 万円。2 項営業外費用3,507万4,000円、1 目支払利息及び企業債取扱費3,005万2,000円、2 目雑支出78万9,000円、3 目消費税及び地方消費税423万3,000円。3 項予備費10万円、1 目予備費、同額であります。

次に、資本的収入及び支出に参ります。次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1 款資本的収入1 億1 万4,000円、1 項出資金4,751万4,000円、1 目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2 項企業債3,870万円、1 目企業債、同額であります。3 項国庫補助金1,291万7,000円、1 目国庫補助金、同額であります。4 項他会計補助金88万3,000円、1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出1 億5,288万3,000円、1 項企業債償還金1 億38万3,000円、1 目企業債償還金、同額であります。2 項建設改良費5,250万円、1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます、終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第18、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第15号から議案第19号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第19号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には斎藤議員、副委員長には川岸議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日から14日の3日間、議案調査等のために休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、12日から14日までの3日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の14日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、15日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 岸 清 彦

署 名 議 員 吉 川 洋

平成 28 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 15 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 11 時 29 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

2 番 川 岸 清 彦
3 番 吉 川 洋

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、2 番、川岸議員、3 番、吉川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参

っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和 議員

○議長（堀内哲夫） 初めに、6 番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6 番（高橋成和） 平成 28 年第 1 回定例会に当たり、町政執行方針の質問をさせていただきます。

最初に、昨年質問させていただきました旧スキー場のゲレンデの有効活用につきましてご理解いただき、要望していたイベントが実現できましたことをこの場をおかりして感謝申し上げます。また、昨年自分が申し上げた以外にも、冬期間は山スキーの愛好家の間で好評であり、多くの方が利用されていると聞いております。思わぬ形で眠っている観光資源が活かされることが今後もあると思いますので、振興公社と協議しながら支援していただきますようお願いいたします。

続いて、道路交通網の整備ですが、昨年度道道芦別砂川線の早期開通について質問の中で要望させていただきました。このたび昨年秋より工事が着手され、本年から再び開通する予定とお聞きし、町に感謝するとともに、この道路も観光資源の一つと捉えておりますので、町内の団体を通じて機運を高め、今後も有効活用について考えていきたいと思っております。

最初の 1 件目の質問ですが、昨年度の道路交通網の整備とは違う観点で質問させていただきますが、町外の方から、上砂川に車で訪れる際、道道の案内標識の設置についてわかりにくいとこれまで指摘されることが何度かありました。国道から

の町内へのアクセスは問題ないのかと思いますが、最近では高速道路を利用する方が多くなり、奈井江インターチェンジや最近砂川に完成いたしました砂川サービスエリアスマートインターチェンジから上砂川へ来町される方も多いようです。その際、上砂川への道路案内標識が確認しづらいという指摘を受けて、自分自身も確認のため車を走らせて見てきましたが、奈井江インターチェンジをおりて正面に主要道道赤平奈井江線の標識の下には、ないえ温泉の標識はあるのですが、上砂川や上砂川岳温泉の掲示がないことが1つ挙げられます。一昔前はこの道路は余り整備されておらず、利用者も少なかったのですが、最近はこの道路も少しずつきれいに整備されており、観光資源の一つと捉えてもいいのではないかと思います。町としての考えをお聞かせ願います。

続いて、上砂川の観光施設案内の道路標識ですが、まず1点目に、既に廃止されているスキー場なども記載されており、協議を行った中で新たに作成する必要があると感じますが、この点についてお聞かせ願います。

2点目ですが、奈井江インターチェンジから上砂川町内の中央地区までの最短ルートとして道道1130号線の砂川奈井江美唄線を通り、砂川高校前の交差点から道道115号線に曲がり、町内に入るのが一般的なのですが、地方から初めて上砂川に来られる方々にとっては、114号線から1130号線に曲がる際も看板のサイズが小さくて車内から見ていると見落としやすいとのことで、何か対応策がないか感じております。自分たち町民は日々何も感じず、当たり前のようにこの道路を頻繁に利用しておりますが、国道から離れた町だからこそ、町外の方々を誘導、流動させる努力も必要かと思っておりますし、こういった努力が交流人口増加の推進につながると思っておりますが、このような道路案内標識1基設置する際の工事費や地代金については多額な費用もかかると思っておりますが、今後の町としての考えをお伺いいたします。

続きまして、2件目ですが、総合戦略にも記載されておりますが、交流人口増加に向けての取り組みについてお伺いいたします。現在政府も成長戦略の中で観光立国を掲げて、観光振興策を進めており、道内の自治体でも外国人観光客を呼び込み、最近よく耳にするインバウンド観光に取り組む自治体がふえてきております。上砂川も現在人口は3,350人まで減少し、総合戦略の重点戦略プロジェクトにも交流人口の増加に触れられており、観光、イベントの振興、ここに私は今後力を傾注して、経済効果を上げるために外貨獲得の取り組みを目指していくべきではないか感じております。前段に申し上げましたとおり、道内で一番面積の小さい町ではありますが、悲観することはなく、少ないとはいえ他の地域に誇れる観光資源や施設がありますし、近隣自治体との連携も含めた中で町としての方針をお伺いいたします。

その一つとして、私はこれまで旧JAMIC跡地の再利用について何かできないかと過去に何度も質問の中で触れさせていただきました。今回思わぬ形で東大の宇宙線研究所の方々が立坑内の地下水を利用し、試験を行うことになり、単年度とは聞いておりますが、今後の研究に期待を寄せているところです。この施設は、自分自身上砂川の歴史の象徴であると強く感じますし、この炭鉱遺産が再び宇宙開発のために再利用されたことは多くの町民が再び誇りを取り戻すきっかけになるのではないかと期待しているところです。

同様に、現在閉館している無重力科学館、無重力プラザコンベンションホールについても私たち町民の歴史を象徴する施設だと思っております。今も忘れもしない平成19年に夕張市が破綻した際、近隣の旧産炭地も、そして本町も行革を余儀なくされ、この施設も既に休止しておりましたが、当時無駄な施設として全国にテレビ中継され、建設費や償還金について町民一人一人の負担金までテロップに流され、他市町の方々からもやゆ、指摘され、嫌な思いを何度かいたしました。自分は決して無

駄な施設とは思っておりませんし、歴代の町長や先人の方々は将来への期待を込めて、明確な目的を持ってこの施設を建設しているのだと思います。炭鉱館同様、内部にはまだ当時の展示品もの持っておりますし、仕事に携わってきた方も町内にまた在住されております。

今回の宇宙線研究所の研究試験につきまして、この町を訪れる人たちに国家プロジェクトである宇宙開発を支援してきた町というのを広くPRしていくべきではないかと思っております。財政運営の観点から、この施設を再稼働させるのは老朽化も進んでおり、難しいことは承知ですが、将来のために我が町の象徴であるこれらの施設を再稼働する努力が大事だと今改めて感じております。施設閉鎖から13年が経過し、世界に誇れる実験をこの町で行っていたことは自分たちの記憶さえも薄れてきておりますので、今の小中学生はなおさらよくわからないのが現状です。また、この施設は、行政あるいは町内の各団体の空知管内の式典や大会の受け入れをたくさん開催してきた経緯もあり、多くの町民から惜しまれて閉鎖になった施設です。今後も交流人口をふやすことと経済効果を上げる観点から、現在集客できる施設が町民センターしかありませんので、道内あるいは空知管内を巻き込んだ大きな大会や式典を開催したくても断らざるを得ない現状かと思っておりますので、今後の打開策がないかお伺いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 6番、高橋議員の1件目のご質問、第5、みんなで進める町づくり、町外の道道の案内標識の設置についてお答えいたします。

道路案内標識につきましては、道路利用者に対し、目的地、通過地の方向、距離や道路上の位置を示し、目的地までの経過を案内するほか、経路

案内、現在地を示す地点案内、待避所、パーキングなどの附属施設を案内する附属施設案内の3種類がありますが、案内標識はそれぞれ道路管理者が設置することとなっておりますので、国道は国土交通省、道道は北海道、町道は町が設置しているところであり、案内標識の設置場所は、各主要な場所に青色及び白色の標識が基本的には主な幹線の交差点に右左折の直前とその300メートル手前に標識が設置され、道路利用者への便宜を図っております。

1点目のご質問と2点目のご質問を一括答弁させていただきますが、初めに奈井江砂川インターチェンジをおり、道道赤平奈井江線交差点の案内標識についてであります。奈井江砂川インターチェンジをおりますと上砂川町は左折との標識があります。ないえ温泉、上砂川トンネルを経由し、上砂川町への案内であり、この区間は、議員のご質問にもございましたが、全区間が舗装整備されており、山菜の時期には多くの車がとめられ、山菜を収穫したり、秋には紅葉を楽しんでおられる方々を目にしております。その反面、この道道は熊の頻繁な出没や、標識に従い走行していると、ないえ温泉を過ぎ、民家がなくなり山間部を走行するため、不案内のドライバーからは役場などに電話で照会があるなど不安を抱えている方も多く、総合戦略会議においても奈井江砂川インターをおりてからの上砂川町の左折の表示は不要ではないかとの意見もあったところであり、このルートを観光資源と活用するにはまだまだ難しい問題があるというふうに考えております。また、このルートの大半が奈井江町の行政区域でもありますので、奈井江町とも今後協議をしながら検討していきたいというふうに考えておりますが、議員においても何かよいアイデアがございましたら、ぜひともご提言をお願いするところでございます。

次に、砂川サービスエリアスマートインターチェンジ出口や道道赤平奈井江線と道道砂川奈井江美唄線交差点の案内標識につきましては、標識が

ない、もしくはわかりにくいとのご指摘でございますが、スマートインターチェンジは昨年8月に開通したばかりで、スマートインターのおり口がわかりにくいなどの意見も聞いているところでもあります。これらの改善も含め、案内表示の設置場所はどこが効果的なのかも検討しながら、国土交通省や東日本高速道路社に対して、また道道の案内標識で確認しづらい場所の標識につきましては移設や新設、訂正などを北海道に対し要望してまいりたいと考えております。

観光案内標識につきましては、町外の方々を誘導し、流動させることにより交流人口の増加の推進につながるものであり、標識の整備は観光や集客要素のほか、物流による経済効果も期待できると考えているところでございます。スキー場や旧地下無重力実験センターなどの名称が記載された標識が設置されておりますが、道路管理者が設置した案内表示は設置者であります道に対し、町のPR看板の設置や訂正については難しい要望ではあります。道路案内標識の充実について要望してまいりたいというふうに考えておりますし、あわせて町単独で効果的な場所への各種観光施設案内看板の設置についても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

次に、2件目のご質問、第5、みんなで住めるん町づくり、コンベンションホールの再稼働についてお答えいたします。

初めに、国及び道の観光振興施策であります。議員のお話にもございましたとおり、国においては観光立国推進基本法に基づき、観光立国推進基本計画を策定、平成24年3月に観光の裾野拡大と観光の質の向上を基本計画の方向性として掲げ、新たな観光立国推進基本法を策定、平成26年6月には2020年オリンピック、パラリンピックを見据えた管更新を柱の一つとし、観光立国実現に向けたアクションプログラム2014を決定しております。また、北海道においても、北海道観光のくにづくり条例に基づき、平成25年度から平成29年度

までの第3期北海道観光のくにづくり行動計画を策定し、LCCの就航拡充や北海道新幹線の開業による新しい交通インフラ効果も含めた観光振興に向けた行動指針を策定しており、いずれも地域資源を生かしながら、インバウンド、いわゆる外国人観光客の誘客を図ろうとするものであります。本町における観光資源につきましては、上砂川岳温泉パンケの湯を中心に、各種イベントの開催のほか、仮装盆踊り花火大会の支援、また振興公社においてはニジマスを使った特産品の開発に取り組んでいるところであり、入り込み客の増加策といたしましては、昨年よりプレミアムつき宿泊券助成事業を実施しているところであります。

観光、イベントの振興に力を傾注し、経済効果を上げるために外貨獲得を目指していくべきでは、また近隣自治体との連携も含めた中での町としての方針はとのご質問でございますが、現在定住自立圏共生ビジョンの観光振興で中空知各市町における観光と地場産品の振興を図るため、各市町が有する観光、食、物産品などの地域資源の魅力や付加価値を維持、向上させる地域ブランド情報発信を行うとともに、関係団体と連携し、地産地消、物産振興、地域ブランドの販路拡大を図り、中空知5市5町の観光ルートの開発などを行い、観光振興を図ることとしております。このことから、近隣市町の広域連携による推進のほか、北海道空知総合振興局が中心となり、空知全域の広域観光施策との連携も検討してまいりたいと考えております。

次に、コンベンションホールの再稼働につきましては、コンベンションホールは平成5年に、無重力科学館は平成6年に開館し、地下無重力実験センターの利用促進の支援と研究者の利便提供、見学者への付加見学機能を持たせることと小中学生などに対する科学知識の高揚を目的として建設されたものであり、開館当初はコンベンションホールでは年間約1,900人、科学館では年間約1万6,000人の利用者がおりましたが、その後利用者の

減少と地下無重力実験センターの廃業により、また行政改革の一環として科学館は平成17年度に、コンベンションホールは平成19年度に休館したところであります。施設の再稼働にありましては、施設の老朽化による設備の更新や科学館においては展示物が開館当時のものであることから、使用可能な展示物が少なく、ほぼ全展示物を入れかえる必要があるなど、多額の費用を要するものと考えられます。また、これまで実現とはなりませんでしたが、企業からの賃貸もしくは購入の照会もあったところであり、また現在は東京大学宇宙線研究所において旧立坑の利用もありますことから、立坑と無重力プラザを一体的に炭鉱遺産、観光資源としての活用も考えられますので、再稼働に当たってはこれらを慎重に検討しなければならないというふうと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 数馬 尚 議員

○議長（堀内哲夫） 次、5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 私は、平成28年第1回定例会に当たり、町政執行方針について2点の質問をさせていただきます。

1点目でございますが、町政執行方針9ページ、第4、活力とにぎわいのある町づくり、1の活力ある商工業を目指す町づくりについてであります。商店街の集客増及び購買力向上のためとして、毎年商工会議所とタイアップしてプレミアムつき商品券発行事業を実施しておりますが、さてこのプレミアム商品券をどこで使用するかとなると、冬場に向かったの燃料代あるいは毎月の新聞代に

利用はできますが、一番困るのは毎日必要とする生鮮食料品についてであります。平成26年に町が社協に委託して実施した高齢者、障害者世帯の生活状況調査の中で、生活していて不便に感じることはいくつか、困り事や心配事はありませんかという問いに対し、1番は除雪のこと、2番目に買い物の不便を訴えております。鶉、鶉本町、下鶉地区についてはコンビニを含めてまだ購入する商店もありますが、一番手薄なのがかつて商店街の中核を形成していた中央地区であります。中央団地に入居したけれども、買い物が不便なので、引っ越そうかなと言っている方もおられるとお聞きしております。執行方針の中で、空き店舗などを活用した開業支援について検討するとされておりますが、商工会議所と連携してコンビニや食料品店の開業について早期に具体的な協議をされてはいかがでしょうか。また、開業に当たっては手厚い支援が必要になるかと思っておりますけれども、町長のご所見をお伺いします。

2点目でございますが、町政執行方針の中ではふれておられませんが、福祉医療センターについて質問させていただきます。町広報3月号の中で、指定管理者制度を5年間延長するとお聞きし、非常に喜んでいらっしゃる一人であります。入居されている高齢者の皆さんも同じ思いだろうと推察しているところでございます。そこで、私の取り越し苦労かもしれませんが、気がかりな点について質問させていただきます。高齢者、障害者に対するいじめや虐待についてであります。最近新聞やテレビの報道を見ていると、高齢者や障害者施設におけるいじめや虐待に関する記事が多く見られます。国においては、こうしたいじめや虐待を防止するための法律も整備されておりますが、人が人を介護やお世話する中であってはならないいじめや虐待が現実として起きていることを新聞やテレビがニュースとして伝えております。立場の弱い高齢者については、泣き寝入りするケースも多くあると報道されております。そこで、あえてお尋ねい

たしますが、福祉医療センターにおいていじめや虐待を防止するため、どのようなマニュアルをつくっておられるかお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、数馬議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 5番、数馬議員の1件目のご質問、第4、活力とにぎわいのある町づくり、1、活力のある商工業を目指す町づくりについてお答えいたします。

本町の商業の状況であります。急激な人口減少による購買力の低下と後継者問題などにより、食料品を扱うスーパーマーケットを初め、個人商店が撤退もしくは閉店が相次ぎ、現在食料品を扱う商店は中央、東鶉に3店、鶉、鶉本町、下鶉地区にコンビニを含め4店舗の計7店舗のみとなり、スーパーマーケットにありましては皆無となっているところであります。このことが昨年実施いたしました高齢者、障害者世帯の生活状況調査の中で除雪に次いで買い物の不便が2番目に多い回答となったと思うところであります。人口減少や少子高齢化問題とあわせ、商工業の振興も本町の課題であると考えらるもので、商工業の振興対策として、商工会議所と連携のもと商店街の集客や購買力の向上に資することを目的に、プレミアム付商品券発行事業に対し支援等を行ってきたところであります。プレミアムつき商品券の利用状況につきましては、議員のご質問にもございますが、燃料代や家電製品の購入など、一部の商店等で多く利用されている状況であります。

商工会議所と連携して、コンビニや食料品店の開業について早期に具体的な協議をされてはとのご質問でございますが、昨年策定いたしました総合戦略にも事業登載をさせていただきましたが、空き店舗の活用やコンビニの誘致などを行うことで、いわゆる買い物難民の解消も図り、商店街の活性化と町民ニーズに応えるとともに、移住、定

住対策としての位置づけをしているところでございます。また、町民が気楽に立ち寄れる憩いの場として交流カフェの整備についても検討しており、この交流カフェにおいては地域の情報や観光情報の発信のみならず、買い物対策の拠点とするなど多機能を持たせ、さらには地域おこし協力隊の拠点としての機能も含めて検討することとしております。いずれにいたしましても、スーパーマーケットやコンビニを含め、個人商店などの開業もしくは誘致を図るには、地理的条件も含め決して条件が整っておりませんが、移住、定住を推進する上でこれらの対策も必要であります。町だけの考え方で実現は難しいというふうに感じております。できるだけ早い段階で早期開業支援事業や誘致のための条件整備を商工会議所と協議をしながら早期に取り組んでまいりたいというふうにご考えておりますので、ご理解願ひます。

次に、2件目のご質問、福祉医療センター入所者のいじめ、虐待等の防止対策についてお答えいたします。

老人ホーム等の運営においては、その大多数の施設が高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法などの法令遵守のもと、入所者への対応に配慮している中、最近の状況を見ますと川崎市内の老人ホームにおいて職員が入所者を窓から転落死させる事件や山口県内の障害者施設における入所者への暴力事件などが明るみになるなど、弱者を介護する上で決して許されない極めて悪質な虐待行為が増加傾向にあることから、このような実態を踏まえ、厚生労働省においては都道府県がこれまで定期的に行っている実地指導を事前の通告なしに抜き打ちで行うことを可能とする方針を固め、本年4月から実施するとしております。さらに、同省の調査では、虐待を受ける高齢者の実に85%が認知症を患っているものと報告されており、高齢化が著しい現代社会において極めて深刻かつ憂慮すべき事態であると認識しているところであります。

議員のご質問の本町福祉医療センターにおける

いじめや虐待防止のためのマニュアル策定についてであります。現在指定管理をしております萌福祉サービスにおいては本町を含む全道に有する全ての施設において高齢者虐待防止マニュアルを整備し、法令に定める身体的虐待を初めとする虐待行為のほか、身体拘束の禁止や入所者への言葉遣い、傷やあざの確認などを日常的にチェックし、発見した際の報告を義務づけることを徹底しており、さらに全職員に対し定期的に虐待防止に係る研修会を開催することで不適切な介護の防止に努めているところであります。また、現在福祉医療センター内には廊下やロビー、ナースステーションなどの共有スペースに萌福祉サービス独自でモニターカメラを設置することで入所者の徘徊防止や職員の介護状況の把握などの予防策も講じております。設置者といたしましては、指定管理者に対し、今後も法令とマニュアルを遵守した適正な業務の実施など、入所者の状況を常に把握しながら事故防止に努めるよう、引き続き指導してまいりたいことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（数馬 尚） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（堀内哲夫） 次に、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 平成28年第1回定例会に当たり、町政執行方針につきまして、さきに通告させていただきました町内循環多目的バス等の運行についてお尋ねいたします。

現在北海道中央バスにて運行されております上砂川岳温泉行きが本年3月末をもってその路線を廃止することに伴い、町政執行方針にありますと

おり、町内を循環する多目的バスの運行を検討し、関係機関やバス会社と協議をされるとのことでございますが、今後路線の設定等の運行計画を立てるに当たり、まずは町の皆様がどのような要望を持っているのか、どの程度の需要が見込めるか、そのニーズの把握が必要と考えますが、どのようにしてそれを把握し、その運営に反映していくのかお尋ねいたします。

また、その運営や運行についてでございますが、これを町独自で全てを行うのか、あるいは事業者へ委託をして行うのか、そして導入する車両についてはどのような車両を予定しているか、現時点ではまだ流動的なものであるのは重々承知しておりますが、町としてどのような方向でお考えなのかをお伺いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 1番、伊藤議員のご質問、第3、安全で環境に優しい町づくり、1、快適な生活ができる町づくり、町内循環多目的バスの運行についてお答えいたします。

町内循環多目的バス等の運行につきましては、地域住民の唯一の公共交通機関である中央バスに対し、生活路線としての運行便の確保を要請してまいりましたが、バス会社からは乗車率の低い上砂川岳温泉までの運行便を本年4月からのダイヤ編成時に廃止したい意向が示され、全員協議会において説明をさせていただきましたが、町としては存続に向け、代替案を提示したり、廃止時期の延期を要請してまいりましたが、昨年運輸局に対し廃止申請がなされ、4月から温泉便は廃止となると思われます。このことから、町といたしましては通院や買い物などの利便性の確保を図るため、町内を循環する多目的バス等の運行について検討をすることとしたところであります。

ご質問の町民ニーズの把握の方法、運営、運行形態などの方向性についてでございますが、循環バ

スや乗り合いタクシーなど、地域の実情に合わせてさまざまな形態でのシステムにより近隣市町も含め多くの自治体で導入されている事例がございます。運行に当たりましては町民ニーズの把握は大変重要でありますので、ニーズの把握に当たりましては、自治会、老人クラブ、商工会議所、社会福祉協議会などの関係団体と地域公共交通会議を設置する中で、ニーズの把握とともに運行路線や運行形態などの検討、協議をしていきたいというふうに考えております。具体的には、起点、終点を含め、途中の乗降場所の運行路線の決定や運行時間等の詳細な内容、導入車両の選定、さらには運行形態につきましても直営で行うのか、近隣市町のようにタクシー会社等に委託し、導入するのか、料金体系をどうするのかなど検討課題が多岐にわたっておりますことから、これらについてもあわせて検討していくこととしております。

町内を循環する多目的バス等のデマンド型交通システムにつきましても、一般的には商店街の活性化など多くのメリットが見込まれると言われておりますが、本町の場合民間の路線バスがほぼ全域をカバーしており、デマンド型交通事業を実施した場合、既存の路線バスの利用者の減少も想定され、さらなる減便につながる可能性もありますことから、新しい町内循環多目的バス等の運行に当たりましては、他市町の状況を把握するとともに、総合的なメリット、デメリットを整理し、さきに申しあげましたとおり、町民ニーズの把握のほか、運行計画、運行形態、車両の選定など地域公共交通会議の中で検討いたしますとともに、運行に当たっての許認可の問題もございますので、運輸局とも協議、相談を行いながら、今年度中の実証実験に向け慎重に検討していきたいというふうに考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（伊藤充章） ございません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次に、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） 平成28年第1回定例会に当たりまして、町政執行方針について2点について質問させていただきます。

まず初めに、第3、安全で環境に優しい町づくりの1、快適な生活ができる町づくりについて質問させていただきます。

先ほどの伊藤議員の質問と重複をいたしますが、再度させていただきますこととお許しをいただきたいと思っております。当町の高齢化率は、間もなく50%を超えるのは時間の問題と考えられますが、そんな状況の中、この4月よりパンケの湯行きを含めた中央バスの運行が1日に4便減便されることが決定をいたしました。執行方針では、巡回バス運行を検討しますとありますが、具体的なスケジュールが示されておりません。高齢者が多く、また坂道の多い地区も多数あり、この方々の生活的な交通手段がなかなか確保されていないのが実情かと思っております。ましてや冬の雪道を考えますと、一日も早い実現を望まれるところでありますが、具体的な今後の展望をお聞かせをいただきたいと思っております。

また、国では先ごろ地域の人手不足並びに地方における公共交通整備を目的に、自動運転巡回バスの実験を始めるというふうに知らせてありました。これらを含め、さまざまな高齢者並びに過疎地域対策の実験的検討が今後行われるものと思っております。まさに当町のような高齢化率が50%を超えるような地域は、これらの試験的実験に大変ふさわしい地域ではないかと思うところでありますが、当町としても積極的にこのようなことを受け

入れ、さまざまな取り組みが必要と思いますが、どのようにお考えかお尋ねをしたいと思います。

次に、第4、活力とにぎわいのある町づくり、2、地域を支える産業を構築する町づくりについて質問させていただきます。

当町の新たな産業の構築には、新しい企業の誘致が必要なことは方針の中にも示されております。しかし、ここしばらくはなかなか新たな企業の誘致がないのが現状でもあります。奥山町長就任以来、町長ご本人が積極的にトップセールスを行っており、そのご努力には敬意を表する次第ではありますが、より一層企業誘致を進めるために、あらゆる手段を講じる必要があると思うところがあります。例えば北海道の東京事務所の今まで以上の活用を初め、人員不足の中大変かと思いますが、時には専門職員の派遣を考えるとはいかがでしょうか。また、上砂川会のしっかりとした設立とその組織の活用を具体的に促進することも必要と考えます。これらについて町長ご自身の今後の展望についてお聞かせをお願いをして質問といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 3番、吉川議員の1件目のご質問、第3、安全で環境に優しい町づくり、1、快適な生活ができる町づくりについてお答えいたします。

ご質問の町内循環多目的バス等の運行につきましては、1番、伊藤議員のご質問でお答えいたしましたとおり、中央バスの4月のダイヤ編成にあわせ減便が予想されることから、新しい交通システムの構築に向け、他市町の状況を把握するとともに、地域公共交通会議を設置し、総合的なメリット、デメリットの整理、町民ニーズの把握のほか、運行計画、運行形態、車両の選定等の検討を行い、今年度中の実証実験の実施に向け、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解

願います。

また、国が行う自動運転循環バスの実験など、本町の実情に応じた取り組みについてであります。国土交通省では通信を利用した運転支援システムの開発、普及を促進することにより交通事故死傷者数の低減を目指し、安全、便利で経済的な次世代インフラの構築、人や物が安全、快適に移動することのできる社会、安全運転支援システム、自動走行システムの開発、環境整備の3つのアクションプログラムにより、世界一安全、快適な道路交通を実現するとした事業で、現在神奈川県藤沢市において企業とタクシー会社が共同でタクシーの自動運転の実証実験を、石川県珠洲市においては大学と共同で自動運転バスのテストが行われており、運輸、運送業者での人手不足対策も兼ね、取り組まれているというふうに聞いております。

本町での導入につきましては、交通関係機関での導入予定にもよりますが、早急な導入は现阶段では難しい状況ではありますが、この国の事業にかかわらず、本町においては国が将来想定している少子高齢化問題が既に課題となっておりますので、国の各種施策や道の施策に対し、常に情報収集を行いながら、取り組める事業については積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

次に、2件目のご質問、第4、活力とにぎわいのある町づくり、2、地域を支える産業を構築する町づくりについてお答えいたします。

企業誘致対策につきましては、本町唯一の基幹産業であった石炭産業の閉山撤退後、石炭産業なき後の基幹産業の再構築のため、かつては職員OBの企業誘致専門員を配置し、積極的な企業誘致活動を展開いたしました。ピーク時には31社、700人近い雇用を創出したところでございます。しかしながら、その後の長引く景気の低迷などにより、新規企業の進出が難しい状況に加え、誘致した企業の撤退、廃業が相次ぎ、現在は9社となっております。企業誘致活動は、雇用

の創出と地域経済の活力を生み出すことから、解散した札幌ふるさと会を再開するなど、あらゆるネットワークを活用しながら企業誘致活動に努めておりますが、企業誘致を行うための情報が極めて少なく、大変苦慮している状況でありますことから、国や関係機関に対して情報提供のためのデータベース化などバックアップ体制の構築について要請をしているところであります。しかしながら、本町の地理的環境など必ずしも恵まれているとは言えず、さらに労働力不足という課題も加わり、新規の企業立地につながっていない状況もあります。議員のご質問にもございますが、専任の企業誘致担当を配置するのも有効手段であるというふうには考えておりますが、配置に当たってはある程度の知識と経験も必要であり、すぐに配置できる状況にはないところであります。しかしながら、地域経済の活性化には新たな企業誘致が必要でありますので、商工会議所との連携やふるさと会の活性化による活用、さらには国や道から情報提供も求めながら、さきに申し上げましたとおり、地域経済の振興発展を図るため、あらゆるネットワークを活用しながら企業誘致に今後も積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、本町には成長著しい企業があり、さらなる設備投資や雇用拡大も期待できますことから、これら企業の育成助長のための支援策も講じております。労働力不足の課題もあり、十分な雇用確保がなされていない状況もありますので、労働力不足の解消に向け、中空知定住自立圏共生ビジョンや空知総合振興局とも連携を図りながら、首都圏での仕事や移住の情報提供を行い、有能な人材確保による効果的な就業、移住の推進に向け対応してまいりたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（吉川 洋） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 川 岸 清 彦 議員

○議長（堀内哲夫） 次に、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 平成28年第1回定例会において、下記の質問をしたいので、お知らせいたします。

平成28年度町政執行方針、主要施策第1、健康で安心して暮らせる町づくり、安心して子育てができる町づくり、保育園運営事業（障害者保育の実施）についてでございます。

保育士は定着率が低く、その労働環境が近年問題視されています。今年度より施策として保育園運営事業の管理運営費（通常保育、乳児保育、午後7時までの延長保育、一時保育）のほかに新たに障害児保育の実施とありますが、職員の勤務状態に影響はないものかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、川岸議員のご質問、第1、健康で安心して暮らせる町づくり、1、安心して子育てができる町づくり、保育園運営事業（障害児保育の実施）についてお答えいたします。

保育所の運営状況であります。全国的に少子高齢化の進展が著しく、乳幼児人口は減少を続けている一方、都市部においては需要の増加が著しく、このことにより待機児童問題が大きな課題となっていることはご承知のとおりであり、最近も国会で取り上げられているところであります。また、これら課題解決に当たりましては、ハード面の整備のみならず、マンパワーの確保、いわゆる保育士の確保も課題となっており、議員のご質問

にもございましたが、保育士の人材確保のための労働環境などの整備も課題となっているところがあります。

さて、本町における保育施設の状況ですが、ご承知のとおり、保育所につきましては町営の双葉保育園が1カ所設置しており、町内の乳幼児のほとんどが入園しており、例年40人前後の乳幼児を受け入れ、運営をしているところであります。保育士の配置につきましては、入園児の年齢構成により児童福祉法において配置基準が定められており、配置基準につきましてはゼロ歳児は3人に1人、1歳児、2歳児はそれぞれ6人に1人、3歳児は20人に1人、4歳児、5歳児はそれぞれ30人に1人の保育士を配置することとなっております。本町においてもこの配置基準により保育士を配置し、運営してきたところでございます。保育事業につきましては、通常保育に加え、午前7時から早朝保育、午後7時までの延長保育のほか、一時保育の実施やゼロ歳児については生後3カ月から入所可能とするなど、多様化する保護者のニーズに応えるべく事業の拡充を図ってまいりました。

平成28年度の状況であります。現在入所予定者は48人となっており、例年より10人程度増加して、その中には障害を持つ子供もおりますことから、平成28年度より新たに障害児保育を実施すべく、事業の拡充を図ったところであります。障害児保育を実施するに当たり、法令での配置基準はございませんが、自治体の判断で加配をすることが可能となっておりますので、町独自の障害児保育実施要綱を定め、法令による配置基準のほかに障害児保育に1人の保育士を配置することとしたところでございます。

議員のご質問の新たな障害児保育に伴う保育士の勤務体系の影響の有無についてであります。ただいま申し上げましたとおり、特別な保育を実施することにより保育士の労働環境が悪化とならないよう、要綱を定め、実施することとしており

ますので、保育士の勤務体制への影響はないというふうに判断しております。今後においても、多様化する保育ニーズが想定されますが、子育て支援事業としてこれらニーズに応じてまいりたいというふうに考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（川岸清彦） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を受けます。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 平成28年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針の質問をさせていただきます。

最初に、昨年町民参観日の質問をさせていただきましたが、スイセンの植栽に際しまして予算措置をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

また、コミュニティ・スクールの創設についても、今後に向けて学校評議員の一人として微力な

がらお手伝いしていきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最初の質問の1件目ですが、執行方針全体を通じて、今年度の主要施策もそうですが、子育て世代の支援や学校教育のため、手厚い支援施策が盛り込まれているにもかかわらず、ここ最近を見ますと町外に転出する方が多くなり、昨年は新入学児童が20名近くいたと思いますが、今年度は10名とお聞きし、小規模学級について今後より一層考えていかなければならないと教育長の執行方針を見ながら感じました。今後に向けてまず確認いたしますが、現在中央小においては児童数が100名を下回ろうとしております。もし今年度のように各学年が10名前後になった場合、今以上に小規模校となるのははっきりとしておりますが、将来的には複式も視野に入れなければならないと感じております。生徒数に対する教職員の配置数の基準というのをお伺いし、学校運営で支障を来す部分というのはどのようなものがあるのかお伺いいたします。

自分は、少人数で複式学級になることが決して悪いとは思わないですし、大規模校にもよい点や問題点も多岐にあると思います。最近保護者の中では、少人数になることを危惧されて町外に転出される方もいましたが、総合戦略に基づき、教育委員会の中でもいろいろ協議されているのではないかと思います。今年度は公設学習塾の設置、ICT化、小学校の大規模改修等、保護者にとってはありがたい新たな事業もふえてきています。少人数でも他市町にできない学校教育の支援策というのはたくさんあると思いますので、今後保護者に対して、小規模校としてのデメリットばかり先走りしていますが、きめ細やかな対応もできて、さまざまな利点もあることの周知や近隣自治体の小規模校の新たな取り組みについても検証していく必要があると思います。冒頭に申し上げました学校運営協議会制度を通じて、不安要素である小規模括弧急の課題を取り除くために、よいところ

や新たな制度、施策の検証をする必要があると思いますし、執行方針の中では余り記載されておられません、教育長の考えをお伺いいたします。

質問の2件目ですが、生徒数の減少に伴い、各町子ども会の運営にもここ数年ひずみが生じているのを教育長自身もご存じかと思います。現在補助金の支出については年間48万1,700円いただき、配分しているところですが、当初7つあった子ども会も現在は中央、朝駒、緑が丘が休止を余儀なくされ、4地区の子ども会で運営費を分担しているところでもあります。移住、定住を総合戦略で掲げる上で、半数の地域の子ども会が機能していないのは今後の若年層の移住、定住にも支障を来すと思いますし、現状では自治体単位で動いておりますので、難しいのかもしれませんが、地域に子供が住んでいる限り自分は見過ごすことができないですし、何らかの支援策が今後必要かと思えます。地域で子供を支えるという観点から非常に危惧しているとともに、今現在残っている4地区の子ども会の運営を見ても、おのおのの地域で限られた予算の中で協力してくれる保護者も年々減り続け、厳しいと思いますが、教育委員会としての今後の方針と問題解決への打開策がありましたらお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 6番、高橋議員の1件目のご質問、今後の学校運営についてお答えします。

小学校における児童減少に伴う教職員の配置基準、複式学級の基準や導入時のメリット、それらを含めた学校における諸課題の解決に向け、学校運営協議会制度の導入、活用についてであります。初めに小学校入学予定者数の動向について述べさせていただきます。本町の小学校の普通学級につきましては、各学年1クラスずつの6クラスで編成となっており、本年4月に中央小に入学す

る児童数は議員ご指摘のとおり10人であり、現時点の数であります。今後の小学校入学予定者数は平成29年度14人、平成30年度13人、平成31年度17人、平成32年度10人、平成33年度19人となっております。また、全校児童数については、平成23年4月にて136人の児童が在籍していましたが、平成28年4月には97人と想定され、この5年間で入学する子供の数の減少のみならず、町外への転出などにより39人減少しております。

議員ご質問の教職員の配置基準であります。児童数が100人以下となった場合、道費負担教職員定数の配置基準により、普通学級部分の教職員数は校長、教頭を含め8人となるもので、本町においても平成28年度に児童数が97人となることから、1名減の8人となるものであります。また、複式学級導入の基準であります。小学校においては1年生を含む場合は2学年合わせて8人以下のとき、1年生を含まない場合、連続する2学年の児童数が16人以下の場合複式学級の適用となり、本町においては先ほどご説明申し上げたとおり、現時点では未就学児の転出等による減少がなければ、今後5年間は複式化による学級編制は見込まれないところであります。

複式学級における学習効果につきましては、異なる学年が一つの学級で学習に取り組むため、年長者が年少者の学習の面倒を見ることが多くなることから、教師から受け身的に教えられるだけでは生まれない知識が生まれるとも言われており、さらに教師が一方の学年を指導しているときに、もう一方の学年はみずから学びを進めることになり、自主的な学習習慣が身につくと言われております。反面、複数の学年の指導を一人の教師が行うことになることから、きめ細かい指導をする時間の確保が難しくなると言われております。このようにメリット、デメリットがあることから、複式学級について今後研究するとともに、在学児童数の把握はもちろんのこと、未就学児の人口動態の把握にも努めることとし、もしも児童数が複式

学級導入基準となると想定されるときには、PTA、学校とも十分に協議を行います。町単費で教職員を配置することで複式学級を回避することができることから、児童生徒の学習に影響が出ないよう慎重に検討してまいります。

また、議員からご指摘の学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール制度の導入につきましては、この制度の目的は開かれた学校づくりのため保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することとされ、学校運営の基本方針や予算などの承認権を持つこととなっており、国においても設置について各教育委員会の努力義務としていることから、今後教育委員会や総合教育会議などで信頼される学校づくりのために設置について検討を進め、事業内容によっては所要の予算措置を講じてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、小規模校としてのその特色でもあるきめ細かな教育を今後も進めていくこととともに、総合戦略や教育大綱に基づき、子供たちの教育に関する各種事業をただ実施するだけではなく、既存の学校評議員制度や総合教育会議を活用し、評価、検証をしっかりと行うことにより教育環境づくりの推進のため、教育委員会のみならず、他の部局の協力を得ながら役場全体で取り組みたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2件目のご質問、子ども会の今後の運営についてお答えいたします。

初めに、町内の子ども会の活動状況であります。議員ご指摘のとおり、現在町内の3地区の子ども会が休止し、現在5地区のみ活動しており、また活動している地区においても運営に協力してくれる保護者が減少していることから、大変苦慮している状況にあります。子ども会は、かつては自治会組織に組み込まれている子ども会と別組織として自治会とはかかわらず独自に会費を徴収していた子ども会が混在しながらも、全ての地区に

ありました。現在は、地区集約や子供が極端に少ないため解散した東町地区や休止中の緑が丘地区、中央地区を除く5地区において、各地区におけるいわゆる自治会組織の中の一つの部として設置されております。

また、中学生以下の子供たちの数であります。先月末で下鶉地区で71人、鶉本町地区で14人、緑が丘地区で15人、鶉地区で47人、東鶉地区で39人、中央地区で30人、朝駒本町地区で20人、東町地区で4人の合計240人が在住しています。そうした中で、人口減少や価値観の多様化により、各町の子ども会においても役員のみならずの確保が困難となり、長い期間役員の交代もままならない会も見受けられるところでございます。役員不足問題については、子ども会のみならず、各町自治会を初め、町内では多くの組織において同様に指摘されているところであります。平成28年度において今後の各町子ども会の役員体制を含めたあり方について各町自治会の協力もいただく中で、各地域での子ども会としての考えを整理していただき、各町子ども会の連合組織である子ども会育成連絡協議会においても自治会の枠を超えて環境整備などを含めしっかり議論する中で、子供の人口動態を見きわめつつ、子ども会の地区再編の検討も考慮しながら、今後のあり方や方向性を見出していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町においては子供たちこそ上砂川町の未来を支える財産であると考えますので、その中で子供の健全育成について地域における子ども会の役割は大変重要と認識しておりますことから、子供を育てる保護者のみならず、地域住民に対しても子供たちへの積極的なかわり合いができるよう、まずは各種事業を通じて機運の醸成に努めることとし、地域での子供たちの健全育成を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁いたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。高橋議員。

○6番（高橋成和） 答弁ありがとうございます。

2件目の質問につきましては子ども会の運営ということで、今自治会でも協力のなり手がいなくて大変な状況でして、自分も子ども会を運営する側の一人として何とか打開策を見つけていければなと思いますので、よろしく願いいたします。

1件目の質問ですが、今回この質問の経緯、先ほど答弁で複式に向けて教職員が削減されるけれども、加配に向けて推進していくということなのですが、去年から100人を切るということで、小学校のほうでは今回教頭以外の学校の先生3人転出されるのですけれども、新たに来るとというのが1人ということなのです。2人減になっているのかなと思うのです。それで、100人以上と90人台になる境目というのは大した変わらないのだけれども、こんなに差が出るのかななんて思いながら、今答弁を聞きながら勉強になった部分もありますし、ただうちの町で、教育長もご存じだと思うのですけれども、特別支援教育の理解というのが、うちの町だけではないと思います。ほかのまちもそうなのでしょうけれども、得られない部分があって、そういった面で学校現場では先生方が苦勞されているのかなと思いますので、その辺の加配について、昨年複式でちょっと問題になって、北光小学校が複式になるというので新聞報道とかで騒がれたのですけれども、そのとき保護者が騒いだのですけれども、結局予算措置して、600万ぐらい多分予算措置して先生を1人確保していると思うのですけれども、うちの学校も小中合せて、現場サイドの先生方との協議もあるのでしょうか、充実した環境にできればなと思いますので、そういう要望も含めて、再質問ではないのですけれども、要望としてお願いしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 高橋議員、要望でよろしい

ですか。

○6番（高橋成和） はい。

○議長（堀内哲夫） それでは、これに対する答弁はないですね、要望ですから。

終わります。

◇ 伊藤充章 議員

○議長（堀内哲夫） 次、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 平成28年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針につきまして、さきに通告させていただきました炭鉱館における説明員の人材育成とその配置の必要性についてお尋ねいたします。

私は、以前赤平市の住友炭鉱の視察をさせていただいたことがございます。そのときに案内してくださった当時坑内で働いておられたという説明員の方は、その炭鉱全体の様子に大変詳しく、どこをどのように採掘していたのかや最盛期の出炭量、当時使用されていた機器につきまして何に使われていたのかやどう使うのかまで大変丁寧に、また質問に対しても的確に回答しておられました。そして、説明してくださった方々は、ご高齢の方だけではなく、当時を知らないであろう大変若い方も複数おられ、その歴史や坑内の様子、使用されていた機器、当時の生活等についてそれを実体験されていたご高齢の方にも劣らない見事な知識を有しておりました。

私は、当町の炭鉱館も利用したことがございまして、その当時の説明もしていただきましたが、その方が知っていることだけの大まかな説明と質問の回答であり、全体的で詳細なものではございませんでした。炭鉱館につきましては、町民の利用のみならず、町外からも多数来館されると思います。私は、その歴史や当時の記憶というものは大変貴重な財産であると考えておりますが、教育行政執行方針にもありましたが、ボランティア有志の方々が高齢化しておりますので、当時を知っ

ておられる方々のその知識と実体験を引き継ぎ、それらの説明ができる若い世代の人材を育成して炭鉱館の来館者への全体的で詳細な説明をする専門の人材の配置が必要なのではないかと感じております。このことにつきまして町としてどのようにお考えかをお伺いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 1番、伊藤議員のご質問、炭鉱館における説明員の人材育成とその配置の必要性についてお答えいたします。

炭鉱館につきましては、石炭産業とともに発展してきた本町の貴重な開拓産業遺産と資料並びに当時の人々の暮らしや石炭採掘の技術などを保存、展示し、町の教育、文化の振興を目的に建設され、昭和62年の閉山を経て現在に至るまでの町の移り変わりや先人たちの苦勞を知ることができ資料館として平成5年8月に開館し、最盛期の平成6年度には年間約9,000人の来館者を数えておりましたが、その後来館者の減少などにより、平成17年度からの行財政改革の一環として休館したところであります。

その後平成25年度に町民有志による炭鉱館保存ボランティア実行委員会により、夏期間の土日祝日のみであります。自分たちで管理運営をしたいとの申し出があり、ボランティアによる再開となり、これまで年間約1,000人程度の来館者があり、数少ない観光施設の一つであるとともに、小学校の授業等で利用されるなど、炭鉱の歴史を伝える大変貴重な施設となっているところであります。しかしながら、管理運営をお願いしておりましたボランティア団体から、高齢化などにより引き続き運営をするのは困難であるとの申し出を受け、町といたしましてはボランティア団体の意思を引き継ぐとともに、石炭の歴史を知り得る貴重な資料館でもありますので、平成28年度からは町

において直接管理運営を行うことといたしました。

ご質問の炭鉱館における説明員の人材育成とその配置の必要性についてであります。炭鉱地域の生活文化は他の農村地域とは異なった独自の文化が形成されており、また本町の場合水力採炭による石炭の採掘が行われていたことから、一般来館者に対し、当時の生活習慣や石炭採掘技術などの確に説明できる説明員の配置が望ましいと考えております。しかしながら、炭鉱閉山から30年余が経過する中で、往時のことを熟知している方が減少し、またわかっている方も高齢となり、その方を配置することは難しく、若い方に当時の状況を知ってもらわなければならないと考えております。

議員の質問の中で赤平市の事例に触れられておりましたが、赤平市においては炭鉱遺産維持の必要性を伝えていくため、民間の方によるNPO団体、コミュニティガイドクラブTANtanという団体を組織し、炭鉱の歴史をみずから学び、そして説明員の育成に努めておりますが、残念ながら本町にはそのような団体が存在していない状況にあります。しかしながら、さきに申し述べましたとおり、本町の歴史や文化を広く後世に継承するためには、専門のガイド等の育成は必要なことでありますので、当面は臨時職員とはなりますが、開館に必要な配置を行いながら、旧炭鉱関係者の方やこれまで管理運営を行っていただいた炭鉱館保存ボランティアの方々のお力添えをいただきながら、ガイドマニュアルなどを作成し、対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。伊藤議員。

○1番（伊藤充章） ございません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日16日と17日の2日間、議案調査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、16日と17日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の16、17日につきましては、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 岸 清 彦

署 名 議 員 吉 川 洋

平成 2 8 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 3 5 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 1 5 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 6 号 平成 2 8 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 7 号 平成 2 8 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 8 号 平成 2 8 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 1 9 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 4 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 5 意見書案第 1 号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- 第 6 意見書案第 2 号 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書

○会議録署名議員

2 番	川	岸	清	彦
3 番	吉	川		洋

○開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午後 1 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、2 番、川岸議員、3 番、吉川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 1 5 号 議案第 1 6 号 議案第 1 7 号 議案第 1 8 号 議案第 1 9 号

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第 15 号から議案第 19 号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括

報告することに決定いたしました。

齋藤予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（齋藤勝男） 議長ご指示により、それでは予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第15号平成28年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月16日、17日の2日間にわたり慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第15号平成28年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第16号平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第17号平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号

平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第19号平成28年度上砂川町水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定しました。

以上、全会一致をもって可決されたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。議案第15号平成28年度上砂川町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号平成28年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第16号平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第17号平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべき

ものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1件と意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第20号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、議案第20号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,925万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成28年3月18日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税760万円の追加で、17億7,275万4,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が760万円の追加で、38億8,925万円となります。

2、歳出、2款総務費760万円の追加で、2億6,229万1,000円となります。

1項総務管理費760万円の追加で、2億2,000万5,000円となります。

歳出合計が760万円の追加で、38億8,925万円となります。

第2表、繰越明許費。2款総務費、1項総務管理費、事業名、空知と首都圏との交流基盤創造事業、事業費560万円、中空知しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業、200万円、合計760万円。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、空知総合振興

局と空知管内27市町が連携して行う事業及び中空知5市5町が連携して行う事業に係る関係予算を追加するものでありますが、2事業とも国の補正予算であります地方創生加速化交付金を活用することとしており、現在国と協議中で、交付決定が未定でありますので、一般財源を充当して予算措置をしておりますが、交付決定となった場合、国庫支出金と組みかえることとし、不採択の場合は内容を精査し、今後活用できるものについて執行することといたします。

3、歳出、総務費、総務管理費、13目地方創生費760万円の追加で、760万円となります。

資料ナンバー18をご参照願います。空知と首都圏との交流基盤創造事業につきましては、空知総合振興局と管内24市町が連携して実施する事業で、1の概要であります。首都圏における北海道の知名度に比べ、空知管内市町の知名度が低いことから、空知への移住や企業誘致などの情報発信、収集を通してさまざまな形の交流を実現するため、北海道空知交流広場を首都圏で開催し、各市町のブース設置による対面交流を行うほか、首都圏における交流基盤の常設化に向けた検証や首都圏の企業、個人の北海道空知に対する嗜好などを把握し、地域資源を最大限活用したまち・ひと・しごとの好循環を創出するとともに、各市町において交流広場への来客数増加を図るため、事前PR活動をそれぞれ展開する事業であります。

2の事業内容につきましては、1つ目として北海道空知交流広場in東京の開催、2つ目は交流基盤の増設に向けたデータ等の収集、3つ目はシティープロモーションに向けた空知まち・ひと・しごとガイドブック、リーフレット等の作成、4つ目が各市町による関連施策の充実などとなっております。

3の事業費は、北海道が600万7,000円、管内24市町が共通経費といたしまして120万円、内訳は負担金100万円、旅費20万円、その他24市町が上乗せして実施する独自事業が6,932万7,000円、合

計1億413万4,000円の事業費となっております。本町の予算につきましては、共通経費120万円と独自事業分合わせて560万円予算措置したところであります。

4の上砂川町の取り組みですが、北海道空知交流広場開催告知入り移住パンフや企業ガイドを作成し、ふるさと会会員へのダイレクトメールや町のPR動画を放映し、町民から首都圏に居住する知人、友人に対し来場を呼びかけて集客力向上を目指す事前PR活動を展開するものであります。

次に、資料ナンバー19をご参照願います。中空知しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業につきましては、中空知定住自立圏事業として中空知5市5町が連携して実施する事業で、1の概要であります。中空知圏域には世界最高水準の品質や日本一のシェアを誇るものづくりなど個性や先駆性を兼ね備えた製造業のほか、農業や商業があり、これら圏域内の仕事を集約することで単独の市町では実現できない多様で充実した仕事情報を首都圏等へ発信し、圏域外からの有能な人材獲得や人材不足の解消を図るとともに、圏域内の幅広い暮らしの選択肢などを提案し、効果的な就業、移住を促進する事業であります。

2の事業内容につきましては、2本の柱となっており、1つ目が情報収集、ターゲット分析で、中空知地域の企業ヒアリングにより仕事情報や暮らしに関する情報の集約と移住者等への取材を実施し、情報発信のターゲットと戦略を明確化した最適なプロモーションプランを検討するもので、2つ目が就業・移住プロモーションで、イメージ道が、企業紹介冊子の作成など5つの事業を実施するものであります。

3の事業経費につきましては、中心市であります滝川市が3,049万円、その他の市町が共通経費として200万円、内訳は委託料180万円、旅費200万円で、合計4,849万円の事業費となっております。

予算書にお戻り願います。8節報償費は来場者

への贈呈品用として8万円を計上、9節旅費は東京までの旅費として62万円を計上、11節需用費137万円の計上は消耗品で5万円、印刷費は移住パンフや企業ガイドなどの作成経費として132万円計上したところであります。12節役務費は郵便料として8万円を計上、13節委託料430万円の計上はPR動画制作業務委託として250万円、就業・移住支援事業用動画制作等業務委託として180万円計上したところであります。18節備品購入費15万円の計上は、プレゼン用機器を購入するもので、19節負担金、補助及び交付金は共通経緯として100万円計上するものであります。

次に、歳入に参ります。2、歳入、地方交付税、地方交付税、1目地方交付税760万円の追加で、17億7,275万4,000円となります。特別交付税を充当するものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 期間が載っていないのですが、1週間か10日か。また、常設の施設になるのかどうかもお尋ねいたします。

○議長（堀内哲夫） 浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） まだ期間とかその辺ははっきりしたものは決まっていますが、振興局主導でやる北海道空知交流広場 in 東京のほうについては10月ぐらいの実施をめどに考えているところです。

○議長（堀内哲夫） 副町長。

○副町長（林 智明） 期間につきましては、資料ナンバー18の北海道空知交流広場につきましては3日間、そして中空知のしごとのほうも3日間を予定しているようです。

○議長（堀内哲夫） 大内副議長。

○副議長（大内兆春） 今回の件は3日間限りで、

例えばアンテナショップみたいな形でやるということではないのですか、常設の。

○議長（堀内哲夫） 答弁を求めます。浅利課長。

○企画課長（浅利基行） 今後常設というか、そういったものも検討しながら、今回は3日間程度のブースを設定して行う事業となっております。

それと、中空知しごとの魅力発信のほうなのですが、こちらのほうは企業ヒアリング、各町2社程度なのですが、これはもう既に実施しております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいですか。

○副議長（大内兆春） はい。

○議長（堀内哲夫） 伊藤議員。

○1番（伊藤充章） 資料ナンバー18の4番、上砂川町の取り組みの中に町のPR動画を町内公共施設などにおいて放映しとありますが、そのための予算措置もされておりますけれども、例えばですけれども、インターネットを使った動画配信サービスなどのご利用とか、そういったものは考えておられますか。

○議長（堀内哲夫） 答弁を求めます。浅利課長。

○企画課長（浅利基行） その辺についても、まずは町民センターとか役場内とかの動画の上映とホームページなんかでの動画の配信なども検討しております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に再質疑ございますか。

○1番（伊藤充章） ございません。

○議長（堀内哲夫） あとございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切れます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、意見書案第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 高橋成和 吉川洋

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第1号

児童虐待防止対策の抜

本強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された

施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
2. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等をはじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
4. 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
5. 一時反古における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。

また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

6. 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対し、きめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、法務大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第2号 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書を議題といたします。

2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川岸清彦

賛成議員 大内兆春 数馬 尚

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第2号

介護保険の生活援助サービスの
制限中止に関する意見書

厚生労働省は、介護保険制度における、軽度者向けサービスを大幅に見直す方針を固めたと伝えられています。社会保障審議会は年内までに改革案をまとめる予定です。

具体的には、調理、買物という生活援助サービスを保険の給付対象から除外することを検討する、というものです。

しかし、いま生活援助サービスを受けている軽度者の4割が調理、2割が買物サービスを利用しています。その利用額は年間14億円、約30万人の利用者に影響が及ぶとの試算もあります。このサービス利用者と家族からは、「とんでもない、とても困る」「高齢者の孤立や引きこもりを防ぐ効果があるのに・・・」の声があがっています。

よって、介護保険のサービス低下を招くような改革は中止し、安心して暮らせる生活を支援するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 介護保険の生活援助サービスの制限中止に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

したがって、平成28年第1回上砂川町議会議定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀内哲夫

署名議員 川岸清彦

署名議員 吉川 洋

平成28年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月16日（水曜日）午前10時00分 開会
午後2時02分 散会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（斎藤勝男） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

11日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成28年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が27億3,740万円、特別会計を合わせますと33億9,314万円となり、前年度と比較しますと3億4,712万9,000円減の予算となっています。内容を見ますと、本町の重要施策であります人口減少対策、少子高齢化対策、防災対策に加え、中央小学校大規模改修などの教育関連施設の充実など投資的経費、重要施策が計上されておりますことから、本特別委員会といたしましてもそのあたりを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げます。開会に当

たってのご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○委員長（斎藤勝男） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（斎藤勝男） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（斎藤勝男） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨日は執行方針での質疑において貴重なご意見を賜り、大変ありがとうございました。本日より2日間の日程で平成28年度の総合戦略に基づく町づくりに向けた各施策や具体的な事業を盛り込みました一般会計予算を初め4特別会計のご審議をいただくところでございますが、委員の皆様方の活発なご審議をお願い申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、執行方針や予算の大綱でも申し述べさせていただきましたが、本町の財政状況は地域経済の低迷や人口の流出により税収等の大幅な伸長は望めず、依然として地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にありますが、行政最大の課題であります人口減少対策、少子高齢化対策に対応すべく、子育て支援施策や高齢者施策、雇用施策を図るべき経費

について計上をしたところであります。

平成28年度一般会計予算は27億3,740万円の予算規模となり、特別会計の6億5,574万円と合わせ総額33億9,314万円で、防災の拠点施設である消防庁舎建設事業費の減と今年度より2カ年度事業で行う中央小学校大規模改修事業との相殺により前年度対比9.3%の減となったところでございます。しかしながら、年度途中におきましても引き続きさまざまな機会を通じまして町民の皆さんや団体の要望等も拝聴し、優先すべき課題につきましては補正予算にて対応してまいりたいというふうを考えているところでございます。今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

平成28年度の予算の内容につきましては、この後それぞれの担当課長より説明をいたしますので、ご審議くださるようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（齋藤勝男） ありがとうございます。それでは、これより議事に入ります。

議題の（1）、予算特別委員会の日程について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の裏面をごらんいただきたいと存じます。審査日程は、本日16日と17日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、審査資料要求などについて協議していただき、その後平成28年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で進めてまいります。予定といたしましては、

本日で一般会計の審査を全て終え、17日は国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思っております。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は、改めていたしますので、間違いのないようご参集願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（齋藤勝男） それでは、議題の（2）、予算審査の方法について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） 予算審査の方法について説明いたします。

3月11日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、政策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございますので、ご理解を賜りたいと存じます。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員及び説明補助員の出席ですが、一

般会計につきましては全課長、財政担当主幹の出席をお願いいたします。特別会計につきましては、一般会計同様全課長等と担当係長が出席し、対応していただくことといたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（斎藤勝男） 次に、議題の（3）、予算審査資料の提出について、委員の皆様、何か必要な資料がありましたらご発言願います。資料についてはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（斎藤勝男） それでは、議題の（4）、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第15号

○委員長（斎藤勝男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

まず、歳出から審議に入ります。予算書、ページ数32の第1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。中島議会事務局長。

○事務局長（中島隆行） 議会費について説明を

いたします。

予算書の32ページをお開き願いたいと思います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,171万2,000円、前年度比較427万7,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。主な増減について説明いたします。3節職員手当等、本年度予算額851万5,000円、前年度比較で20万3,000円の増は、議員期末手当等につきまして人事院勧告に準じて一般職同様に改定したことによるものでございます。4節共済費、本年度予算額854万9,000円、前年度比較で465万8,000円の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。その他については、昨年とほぼ同額で経常経費でございますので、内容の説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

続きまして、34ページからの2款総務費に入ります。総務費については、米田総務課長、浅利企画課長、斎藤住民課長、斎藤教育次長、西村税務出納課長、中島監査事務局長に順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 予算書34ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額4,651万5,000円、前年度比較で352万3,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、町行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明いたします。4節共済費でございますが、本年度予算額771万3,000円、前年度比較で204万3,000円の増となっております。嘱託職員3名分の増によるものでございます。7節賃金でございますが、

本年度予算額626万6,000円、前年度比較で96万1,000円の増となっております。同じく嘱託職員の増によるものでございます。8節報償費でございます。本年度予算額48万4,000円、前年度比較で33万4,000円の増で、今年度から実施しております外部講師による職員の接遇研修の継続に加え、新年度では法令遵守のための研修や人事評価制度の研修を行う予定から、講師謝礼の増となるものでございます。次ページへ参りまして、14節使用料及び賃借料ですが、本年度予算額215万9,000円、前年度比較で29万2,000円の増となっております。これは、役場電話交換機借り上げ料を新たに計上したことと人事給与システムのリース満了による減との相殺でございます。電話交換機につきましては、現在稼働しております機器が設置後相当年を経過し、老朽化が著しいことから、5年のリースで更新をするものでございます。

36ページへ参りまして、2目文書広報費、本年度予算額603万9,000円、前年度比較で256万2,000円の減、財源内訳はその他特定財源で20万円、一般財源が583万9,000円でございます。総務課の所管といたしまして、13節委託料で町例規類集整備業務337万円、前年度比較で99万3,000円の減となっており、今年度マイナンバー法などの施行により多数の町例規の改正があり、それら業務の終了によるものでございます。

3目財政管理費、本年度予算額715万円、前年度比較で、694万7,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。今年度整備しました財務会計システムの関連経費として13節委託料においてシステム保守業務委託料32万4,000円及び14節使用料及び賃借料において係るシステム使用料156万7,000円を計上し、さらに13節委託料において平成28年度の決算から用います新公会計の導入に向けた支援業務委託料519万9,000円を計上したものでございます。

4目会計管理費、本年度予算額81万3,000円、前年度比較で4万3,000円の減、財源は全て一般

財源でございます。本目は、出納業務に係る経費を計上するもので、増減の要因は12節役務費の証紙売りさばき手数料の減によるものでございます。

次ページへ参りまして、5目財産管理費、本年度予算額3,371万5,000円、前年度比較で1,928万8,000円の増、財源内訳は地方債が2,130万円、その他特定財源が1,241万円、一般財源が5,000円でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,121万7,000円、前年度比較で135万円の増となっております。年次で進めております職員住宅の修繕及び役場庁舎の設備修繕の増によるものでございます。15節工事請負費、本年度予算額2,075万円につきましては、旧消防庁舎の除却解体経費の計上でございます。

6目企画費、本年度予算額334万4,000円、前年度比較で23万6,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目のうち、防災対策にかかわります予算につきまして説明いたします。平成24年度以降本町では避難所で用いる毛布やアルミマット、ストーブ、発電機、また飲料水などの整備を進めておりますが、平成28年度からは白米など主食となる非常食や育児用ミルクなどを年次で、さらに発電機など、なお必要な台数の整備を継続する予定でありまして、11節需用費と次ページ、18節備品購入費におきましてそれぞれ105万円ずつ、合わせて210万円を計上するもので、前年度との比較で34万円の増となっております。

38ページへ参りまして、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額でございます。公平委員3人分の報酬でございます。

39ページの9目諸費でございます。本年度予算額223万円、前年度比較で3万円の増で、財源は全て一般財源でございます。前年度比較、微増でありますので、説明は省略させていただきますが、本目は表彰関係や弔慰金、また会議、来客用など、他の費目に属さない予算を計上するものでござい

ます。

続きまして、予算書44ページをお開きください。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万6,000円、2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円で、いずれも前年度同額でございます。

3目参議院議員選挙費、本年度予算額426万6,000円、財源は全て国・道支出金でございます。平成28年7月に任期満了を迎えます参議院議員の通常選挙の執行に係る投開票事務に要する経費を計上するものでございます。

4目町議会議員選挙費、本年度予算額347万7,000円、財源は全て一般財源でございます。平成29年2月18日に任期満了を迎えます町議会議員につきまして、選挙執行に要する経費を計上するものでございます。

なお、昨年度計上しておりました北海道知事道議会議員選挙費につきましては、廃目でございます。

以上、2款総務費にかかわります総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 総務費のうち企画課の所管事項につきましてご説明申し上げます。

36ページをごらんください。2目文書広報費でございます。企画課の所管事項であります。町広報の作成等に係る経費で、11節需用費、印刷製本費で本年度予算額151万5,000円、前年度比較で29万4,000円の減は昨年作成いたしました町勢要覧の作成経費の減で、13節委託料で公式ホームページリニューアル業務の終了により130万円の減となるものであります。

次に、38ページをごらんください。6目企画費でございます。企画課所管事項として、19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額118万5,000円の計上で、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、40ページをごらんください。11目地域振興費でございます。本年度予算額712万7,000円、前年度対比で252万円の減でございます。財源はその他特定財源といたしまして地域振興基金繰入金60万円を充当いたしまして、一般財源は652万7,000円でございます。減額の主な要因ですが、8節報償費、本年度予算額243万円、前年度対比240万円の増は移住定住PR事業用平成26年度3月補正にて地方創生費に繰入明許費として計上したものを地方振興費費に振りかえたことによるものです。11節需用費、本年度予算額50万5,000円、前年度対比で54万円の減は、水源公園のフェンス改修終了によるものです。昨年度15節工事請負費で計上のテレビ中継局予備電源設置工事終了により440万円の減による相殺によるものです。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次、次ページですが、12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額969万4,000円、前年度対比で969万4,000円の増で、全て一般財源でございます。本費目は、昨年補正予算にて地域おこし協力隊3名分の人件費及び活動費を予算計上したもので、本年度は当初予算にて予算計上したものでございます。地域おこし協力隊については、人口減少、少子高齢化が進む中、田舎の活性化に意欲のある都市住民を招き、田舎のよさを感じてもらい、新たな視点で地域資源の活用、発掘、地域振興策の提案、実施により地域の活性化を図ることを目的としております。まず、人件費として1節報酬で612万円、3節職員手当等で期末手当、時間外手当など112万円、4節共済費で社会保険料など106万7,000円、また地域協力隊の活動経費として、9節旅費で研修用などの旅費に26万円、11節需用費で消耗品、車両用燃料費、また活動報告のための協力隊通信印刷代などとして35万円、12節役務費では通信運搬費、自動車保険料、また各種イベントでの保健所等への申請手数料など9万2,000円、14節使用料及び賃借料でパソコ

ンや自動車借り上げ料として56万8,000円、19節負担金、補助及び交付金で研修などへの参加負担金として11万7,000円をそれぞれ計上したところでございます。

次に、46ページをごらんください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額20万円、前年度対比308万5,000円の減でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。減額の主な要因ですが、昨年度は国勢調査を実施したことにより、報酬で208万8,000円、職員手当で15万円、賃金で18万5,000円、需用費で28万2,000円、役務費で5万5,000円がそれぞれ減となっております。

以上、総務費のうち企画課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、2款総務費のうち住民課が所管します事項についてご説明をいたします。

予算書は38ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額634万円、前年度比較5万2,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名にかかわる経費及び交通安全指導車等にかかわる経費を計上しております。11節需用費61万6,000円の計上で、前年度対比7万1,000円の増となっております。交通安全旗購入経費の増でございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につきまして、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、43ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額2,305万8,000円の計上で、前年度比較158万7,000円の減、財源内訳は国・道支出金46万円、その他特定財源208万5,000円、一般財源2,051万3,000円でございます。13節委託料30万8,000円の計上で、前年度対比864万8,000円の減でございます。これにつきましては、昨年度行いました社会保障

・税番号システム導入経費の減によるものでございます。次に、44ページでございます。14節使用料及び賃借料1,804万1,000円の計上で、前年度対比957万8,000円の増でございます。平成27年度当初予算におきまして住基システムの更新経費として半年分を計上しておりましたが、本年度より1年分を計上したことによる増でございます。19節負担金、補助及び交付金417万9,000円の計上で、前年度対比266万9,000円の減は社会保障・税番号制度の中間サーバー利用負担金で、地方公共団体情報システム機構に対して支払う負担金の減によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、斎藤教育次長。

○教育次長（斎藤琢也） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

39ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございます。本年度予算額1,625万8,000円、前年度と比較いたしまして79万6,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源が30万円、一般財源が1,595万8,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。40ページをお開きください。11節需用費、本年度予算額640万円、前年度と比較いたしまして51万円の減となっておりますが、燃料費の減によるものでございます。13節委託料、本年度予算額779万6,000円、前年度と比較いたしまして19万7,000円の減は、隔年実施で昨年行いましたガラス清掃業務が今年度は照明器具の清掃に変わったことによる減、また3年に1度の地下重油タンクの清掃及び定期点検をこし行うことによる増との差し引きによるものでございます。18節備品購入費、本年度予算額55万円、前年度と比較いたしまして13万円の減となっておりますが、昨年購入した町民セ

ンター図書室内のパソコン購入費の減によるものでございます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、西村税務出納課長。

○税務出納課長（西村英世） それでは、総務費のうち税務出納課が所管いたします予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書42ページをお開き願います。2項徴税費、1目税務総務費でございます。本年度予算額12万1,000円、前年度比較で6,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員の報酬、税務業務に係ります旅費と需用費を計上するものでございます。税に関する書籍類の購入、消耗品費におきまして6,000円の減となるものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございますが、本年度予算額525万6,000円、前年度比較で86万7,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金372万1,000円、一般財源153万5,000円でございます。主な増減でございますが、11節需用費45万8,000円の計上で、前年度比較18万5,000円の減となっております。印刷製本費30万円の計上は、各税の納付書等の印刷経費につきまして、在庫を考慮し、前年度から16万5,000円を減額し、計上するものでございます。また、修繕料2万円につきましては、本年度に徴収用車両の車検整備がないことから、前年度から2万円減の計上となっております。12節役務費21万5,000円の計上で、前年度比較3万8,000円の減となっております。本年度は徴収用車両の車検がないなどとなることから、自動車保険料と車検手数料で減となるものでございます。13節委託料427万4,000円の計上で、前年度比較110万円の増となっております。町税に係ります電算システムの業務委託費でございますが、制度改正に伴いますシステムの改修経費により増額となるものでございます。

以上で税務出納課が所管いたします予算の説明

を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次、中島監査事務局長。

○監査事務局長（中島隆行） それでは、監査委員費について説明させていただきます。

47ページでございます。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度同額で、全て一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金まで、監査業務にかかります経常経費でございます。

以上でございます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

ページ数34から36、1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、ページ数36から38ページ、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、38ページから40ページ、7目公平委員会費、8目交通安全対策費、9目諸費、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、40ページから42ページ、11目地域振興費、12目地域おこし協力隊事業費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。高橋委員。

○6番（高橋成和） 地域おこし協力隊の事業費

ということで予算ついているのですが、3名分、始まって2年目になるのですけれども、本当いろんな団体とかイベントに協力してくれて、活気が出てきているのかなと思います。今この彼ら3名、3年任期ということなのですから、このまま3名体制で3年迎えて、次募集をかけたときにすんなり来るのかなと思うのです。何か砂川市とか見ていると人数がふえているような気がするのです。詳しくちょっと自分も調べていないからわからないのですけれども、そういった面ではちょっと将来的にやっぱり彼らの力というのはこれからすごく町のためになるのではないかなと思うので、お聞かせいただければと思うので、よろしくお願いたします。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの高橋委員の質問に対して浅利企画課長、答弁をお願いします。

○企画課長（浅利基行） これからの町の事業とかいろいろ検討していかなければならないと考えておりますが、そういったこれから行う福祉施策とか教育施策とか、それらのこれからの事業等考えまして、増員等についてこれから検討していきます。

○委員長（齋藤勝男） はっきり言って。

○企画課長（浅利基行） 増員をいたします。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。何か浦白町とかは募集かけても来ないみたいな話を聞いたものですから、今はいい体制なのかもしれないでしょうけれども、ちょっと将来どういうふうになるのかなと思いつながりながら聞かせていただきました。ありがとうございます。

○4番（齋藤勝男） よろしいですか。

○6番（高橋成和） はい。

○委員長（齋藤勝男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、42ページから43ページ、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、43ページから44ページ、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。川岸副委員長。

○2番（川岸清彦） この戸籍ですとか住民台帳とか、そういうものにおいて、今マイナンバー制度導入されました。それで、国の制度としてはマイナンバーでもっていろいろなもつと住民の基本台帳とか、そういうのもマイナンバー一本でやっていくというようなあれでもって、割とシステムの簡素化というのですか、そういうことで節約につながらないかなと。今のところはまずないですけれども、今後どのようにして担当者の方考えているか……

○委員長（齋藤勝男） マイナンバーにすることによって具体的なメリットが今後考えられることという質問ですか。

○2番（川岸清彦） はい。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの質問に対して齋藤住民課長、答弁をお願いします。

○住民課長（齋藤昭彦） マイナンバーの関係でございしますが、国のほうでは今今後に向けてカードにいろいろな機能を持たせて、そういった形でやりたいということで新聞報道等に出ておりますが、まず実質市町村のほうにはその具体的な取り組みについて具体的なものがまだきちっと提示されていないという状況でございしますので、今後国の情報等を見ながら、それに沿った形で進めていければよろしいかなと考えております。

○2番（川岸清彦） はい、わかりました。

○委員長（齋藤勝男） よろしいですか。

○2番（川岸清彦） はい。

○委員長（齋藤勝男） 副町長。

○副町長（林 智明） 基本的にやることは変わりませんので、経費の削減にはつながりません。

ただ、これからマイナンバーが普及していくことによって確定申告だとか生活保護だとか児童扶養手当だとかという手続的にはすごく楽にはなると思うのですが、経費の削減にはつながりませんし、逆にふえますので、経費は。

○2番（川岸清彦） 住民にとってすごく多少便利になる点があるということですね、いろんな面で。

○副町長（林 智明） はい。

○2番（川岸清彦） はい、わかりました。どうもありがとうございました。

○委員長（斎藤勝男） よろしいですか。

○2番（川岸清彦） はい。

○委員長（斎藤勝男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、44ページから46ページ、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、46ページから47ページ、5項統計調査費、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

3款民生費に入ります。民生費については、扇谷福祉課長、斎藤住民課長、永井地域支援推進室長に順次説明を求めてまいります。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） それでは、民生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書48ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額3億2,989万6,000円、前年度比較で1,331万円の減となっております。財源内訳は国・道支出金2億363万8,000円、起債1,050万円、その他特定財源1,056万4,000円、一般財源1億519万4,000円でございます。8節報償費1,004万円の計上でございますが、前年度比較で479万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、前年度地方創生費として平成26年度繰越明許費に計上しておりました全世帯配布入浴券500万円が増となるものでございます。49ページ、13節委託料1,355万7,000円の計上で、前年度比較1,091万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、前年度地方創生費として平成26年度繰越明許費に計上しておりました在宅高齢者等除雪サービス事業300万円と介護保険法の一部改正により配置が必須とされました生活支援コーディネーター分の増によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金670万2,000円の計上で、前年度比較102万7,000円の増となっております。増額の主な要因は、前年度地方創生費として繰越明許に計上しておりました在宅高齢者等除雪費助成金150万円が増となるものでございます。20節扶助費でございますが、2億4,642万2,000円の計上で、前年度比較で1,331万7,000円の減となっております。障害者自立支援費及び自立支援医療におきまして利用者の減少等による給付費、医療費の減によるものでございます。

2目老人福祉費、本年度予算額892万7,000円、前年度比較70万4,000円の増、財源内訳は国・道支出金28万2,000円、起債500万円、その他特定財源148万7,000円、一般財源215万8,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。8節報償費は602万2,000円の計上で、前年度比較52万2,000円の増となっております。50ページをお開きください。前年度地方創生費として繰越明許費に計上しておりました長寿

祝品贈呈事業につきまして62万円が増となるもの
でございます。敬老祝い品につきましては、27年
度見直しを行い、入浴券とバス券にハイヤー券を
加えた3種類から本人が選択できるようにしてお
ります。11節需用費、修繕料におきまして41万円
の計上で、前年度比較17万円の増となっております。
緊急通報装置端末機バッテリー交換を修繕料
として計上するものがございます。

次に、3目社会福祉施設費、本年度予算額660
万8,000円、前年度比較47万3,000円の減で、財源
は全て一般財源でございます。本目は、東山高齡
者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計
上しております。51ページでございます。11節需
用費52万円の計上で、前年度比較21万円の減とな
っております。修繕料で前年度鶉若葉生活館検満
量水器の修繕料計上の減によるものございま
す。13節委託料で各町生活館管理業務の33万5,00
0円の減につきましては、東町集会所から東山団
地への場所の変更に伴い、指定管理の委託料は発
生しなくなったことによるものです。鶉本町生活
館清掃業務につきましては、前年度とほぼ同額に
つき、説明は省略させていただきます。

次に、4目複合施設費、本年度予算額369万3,0
00円、前年度比較7万6,000円の増で、財源は全
て一般財源でございます。本目は、東鶉児童館と
中央ふれあいセンターに係る経費を計上しており
ます。児童館運営に係る児童厚生員賃金やふれあ
いセンターの自治会への管理委託経費が主なもの
でございます。13節委託料142万3,000円の計上で、
前年度比較3万7,000円の増となっております。
清掃業務におきまして児童館カーペット清掃分が
増となるものがございます。

53ページをお開きください。7目介護予防費、
本年度予算額180万5,000円、前年度比較56万2,00
0円の減で、財源内訳は全てその他特定財源でござ
います。本目は、空知中部広域連合からの委託
によります高齢者の介護予防に関する各種事業経
費を計上しております。事業実施に当たっての臨

時職員賃金や委託料が経費の主なもの、要介護
になる可能性が高い高齢者の閉じこもり防止のた
めの交流会や高齢者の筋力維持を目的とした百歳
体操などの事業が主なものとなっております。

54ページ、9目臨時福祉給付金給付事業費、本
年度予算額485万8,000円、前年度比較404万9,000
円の減で、財源は全て国・道支出金でございます。
資料ナンバー6をご参照ください。平成26年4月
に消費税が8%に上げられたことに伴い、所得の
低い人への簡素な給付措置として今年度も引き続
き実施されます臨時福祉給付金の支給に必要な予
算を計上するものです。本年度実施されます給付
金は、低所得者に対して平成28年10月から平成29
年3月までの6カ月分の消費税率引き上げによる
影響の緩和措置として支給されるものでございま
す。支給対象者につきましては、基準日でありま
す本年1月1日に本町に住民票があり、平成28年
度分の町民税均等割が課税されていない人でござ
います。ただし、課税されている人に扶養されて
いる人や生保受給者は対象外となるものです。支
給額は、昨年対象者1人当たり6,000円でござい
ましたが、本年度は1人当たり3,000円とされて
おります。支給時期につきましては、本年10月以
降とされております。予算につきましては、昨年
度の実施実績を踏まえた事務費としまして臨時筆
耕賃金23万8,000円、消耗品、印刷製本費の需用
費15万2,000円、郵便料等の役務費37万円、シス
テム導入委託料39万5,000円。55ページでござい
ます。パソコン等の借り上げ料19万3,000円を計
上し、19節負担金、補助及び交付金におきまして
昨年度実績に基づきました対象者の見込み1,170
人分の給付金351万円を計上するものございま
す。

次に、55ページでございます。10目年金生活者
等支援臨時福祉給付金給付事業費、本年度新事業
といたしまして344万円の計上で、財源は全て国
・道支出金でございます。資料ナンバー7をご参
照願います。賃金引き上げの恩恵が及びにくい低

所得の障害、遺族基礎年金受給者に対しまして年金生活者等支援給付金として実施される給付金に必要な予算を計上するものです。支給されます給付金は平成28年度の臨時福祉給付金と合わせて一体的に支給されるもので、支給対象者につきましては基準日であります本年1月1日に本町に住民票があり、平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち障害、遺族基礎年金等を受給している人でございます。ただし、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた人及び生保受給者は対象外となるものです。支給額は、1人当たり3万円とされております。支給時期につきましては、臨時福祉給付金と合わせて一体的に支給することとされておりますので、本年10月以降、9月周知、10月から12月支給を予定しているところであります。予算につきましては、事務費としまして臨時筆耕賃金5万9,000円、消耗品、印刷製本費の需用費4万8,000円、郵便料等の役務費4万円、システム導入委託料19万7,000円、パソコン等の借り上げ料9万6,000円を計上し、19節負担金、補助及び交付金としまして対象者の見込み、100人分の給付金300万円を計上し、計344万円の事業となっております。

次に、児童福祉費でございます。56ページをお開きください。1目児童福祉総務費、本年度予算額3,969万8,000円、前年度比較226万3,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金2,746万7,000円、その他特定財源20万円、一般財源1,203万1,000円でございます。本目は、例年子育て支援事業としての育児用品購入券贈呈事業や保育園で実施しておりますおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭医療費等の経費を計上しているものでございます。8節報償費165万5,000円の計上で、前年度比較156万5,000円の増となっております。前年度は地方創生費として繰越明許に計上しておりました育児用品購入券贈呈事業にかかわる予算140万円とおひさまルーム事業にかかわる講師、ボランティア謝礼16万5,

000円が増額となるものでございます。20節扶助費は3,736万円の計上で、前年度比較66万8,000円の増となっております。児童手当3,009万円につきましては、支給対象となります中学生までの子供数の減少によりまして217万円の減となるものでございます。

次に、2目保育所費、本年度予算額1,856万3,000円、前年度比較272万円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源283万円、一般財源1,573万3,000円でございます。7節賃金1,059万4,000円の計上で、前年度比212万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、常勤嘱託保育士2名の採用等による賃金の増額を計上したものでございます。11節需用費665万9,000円の計上で、前年度比較52万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、食糧費の給食におきまして保護者の負担軽減として実施しております主食代無料化分を前年度は繰越明許費に計上していたことにより47万8,000円の増となっております。なお、平成28年度は子育て世帯臨時特例給付事業費は、国の方針で児童扶養手当の拡充に当てることから、廃目となっております。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額35万4,000円、前年度比較で25万4,000円の増となっております。財源は、全て一般財源でございます。前年度地方創生費としての繰越明許費に計上しておりました生活困窮世帯に対します福祉燃料扶助の経費を計上したものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の予算を計上するものでございます。

以上、3款民生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 次に、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、3款民生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書は49ページでございます。1目社会福祉総務費、20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、32万4,000円減の878万円を計上しております。28節繰出金4,778万9,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明をいたします。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額予算の計上につきまして、内容の説明を省略させていただきます。

次に、51ページをお開き願います。5目介護保険費、本年度予算額1億870万5,000円、前年度比較1,673万7,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,291万4,000円、一般財源9,579万1,000円でございます。52ページでございます。19節負担金、補助及び交付金1億863万8,000円の計上で、前年度対比1,691万3,000円の増は、空知中部広域連合負担金で、介護給付費等負担金につきましては177万4,000円の減となっておりますが、介護保険制度の改正に伴いまして地域支援事業費負担金について増額計上するものでございます。改正内容についてご説明をいたしますので、資料ナンバー5をごらん願います。介護予防日常生活支援総合事業についてでございます。1の概要ですが、これまで要支援1と2の方を対象に介護保険給付として提供しておりました介護予防訪問介護と通所介護が介護保険制度の改正によりまして全国一律の基準によるサービスから市町村が実施する介護予防生活支援サービス事業に移行し、支援を必要とする高齢者に効果的かつ効率的な支援をするもので、本年4月1日より開始するものであります。移行内容ですが、中段の枠内に記載しておりますが、移行後の対象者につきましては現行の要支援1と2のほかに基本チェックリストにより認定された65歳以上の方が追加をされております。大きな変更点といたしましては、これまで介護サービスを利用する場合、要介護認定を受けなければな

りませんでした。移行後の市町村事業のサービスを希望する方についてはこの要介護認定を省略し、医療保険係で基本チェックリストにより判定が可能となったこととあります。なお、基本チェックリストにつきましては、国が定めた25項目から成るものでございまして、はい、いいえで回答する簡単なものでございます。次に、介護サービスですが、介護予防訪問介護と通所介護は訪問型サービス、通所型サービスに名称が変更となっておりますが、自己負担額やサービス内容については現行、当時のままとなっております。次に、移行対象者でございますが、37名を見込んでおります。次に、3の予算額ですが、歳出では空知中部広域連合負担金として1,291万4,000円を計上しておりますが、給付費の支払い方法につきましては現行の介護給付費と同様に北海道国民健康保険団体連合会から広域連合へ請求されることとなったことから、広域連合で一時立てかえ払いが発生するため、広域連合へ支出するものであります。歳入につきましては、同額の1,291万4,000円が広域連合より交付されるものであります。

それでは、予算書54ページのほうにお戻り願います。8目後期高齢者医療費、本年度予算額9,397万6,000円、前年度比較412万6,000円の減で、財源内訳は国・道支出金1,539万4,000円、その他特定財源56万円、一般財源7,802万2,000円でございます。本日は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。19節負担金、補助及び交付金6,980万3,000円の計上で、前年度対比380万3,000円の減は、北海道後期高齢者連合へ支出する入院等の療養給付費等の減によるものでございます。28節繰出金2,361万3,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にてご説明をさせていただきます。そのほかは、前年度と同額の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、56ページでございます。1目児童福祉総務費、20節扶助費の乳幼児医療費113万4,000円、前年度対比250万2,000円の増となっております。昨年度事業費の一部を地方創生費として平成26年度繰越明許費に計上したことによる増でございます。ひとり親家庭医療費313万4,000円と療育医療費30万円の計上につきましては、前年度の実績見込み額を勘案して計上をしてございます。

以上で3款民生費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、永井地域支援推進室長。

○地域支援推進室長（永井孝一） それでは、民生費のうち所管する地域支援推進室分についてご説明させていただきます。

52ページをお開きください。本目は、包括支援センター運営に係る人件費などを計上するものであります。1項社会福祉費、6目地域包括支援センター費、本年度予算額1,640万7,000円、前年度対比12万2,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1,538万2,000円、一般財源が102万5,000円であります。主な増減内容につきまして説明させていただきます。2節給料、本年度予算額712万6,000円、前年度対比3万9,000円の増は、2名分の給料で定期昇給分の増、3節職員手当等、本年度予算額269万7,000円、前年度対比1万1,000円の増は各種手当の相殺による増、4節共済費186万1,000円、前年度対比11万2,000円の減は掛け率の変更、8節報償費4万5,000円、前年度対比1万5,000円の増は認知症サポーター養成事業に係る協力人員の増、9節旅費、本年度予算額8万円、前年度対比2万円の増は認知症初期集中チーム員研修旅費の増、11節需用費、本年度予算額16万円、前年度対比8万円の減は地域包括支援活動車を昨年10月に購入したため、タイヤ等の購入がなかったことによるもので、12節役務費、本年度予算額9万6,000円、前年度対比5,000円の増は車両の保険料の増、19節負担金、補

助及び交付金、本年度予算額169万4,000円、前年度対比2万円の減は退職手当組合の掛け率の変更によるものであります。そのほかにつきましては、前年同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で地域支援推進室が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○委員長（斎藤勝男） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3款民生費、質疑に入ります。

ページ数48から49ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次に、49ページから51ページ、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費、4目複合施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） 51ページの複合施設費なのですが、この委託料の関係なのですが、ご承知かと思えますけれども、ふれあいセンター、相当公的行事がここ何年かふえておまして、管理人業務が必然的にふえてきます。それで、管理人を自治会として雇っているのですが、その出勤日数もここ三、四年、相当ふえてまいりまして、地域としてやはりどうしても管理人を雇って、人件費を払わなければならない状況になっておまして、これについて自治会のほうから予算増額要望しているのですが、今年度に限って言えばこの管理業務については固定されておりまして、変化がございません。こちら辺の見直しについてどういうふうにお考えかちょっと

お聞きしたいと思います。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの数馬委員に対しての説明を求めます。

○企画課長（浅利基行） ふれあいセンターの管理業務についてですが、確かに児童館の開設などで管理日数相当数ふえているというのは理解しております。一応考えておりますのは、消費税10%引き上げ時と、また28年度いっぱいのみしか管理委託の契約だったと思うのです。29年度、委託契約を再度取り交わさなければならぬ時期かと思っておりますので、そのときとあわせて委託料の見直し、考えたいと今思っております。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの答弁について町長。

○町長（奥山光一） 私はしゃべらないほうがいいのかもしれませんが、今複合施設費の話だけになっているようですけれども、その前の3目の社会福祉施設費とあわせて、指定管理を始めてから相当の年数がたっており、当時の積算根拠、これが相当数変わってきているだろうというふうに思っております。ただいま数馬委員のほうからはふれあいセンターの関係についての説明であったわけですが、東町の生活館がなくなる中でその部分だけ減額というふうになっておりますけれども、当時はたしか鶉本町生活館、東鶉のふれあいセンター、歳入のほうもあったということで、その分も相殺というのも積算根拠にあったような気がします。現在は葬儀等も全て砂川の施設で行われているということで歳入も減っているだろうということで、ふれあいセンターのみならず、全生活館、ただいま業務委託、指定管理やっている生活館全般について、燃料費の乱高下もありますけれども、電気代が上がっているとか、いろいろな要素があると思っておりますので、その辺も含めて28年度に見直しを行い、29年度からふえるところ、減るところ出るかもしれませんが、検討させていただきたいと思っております。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの町長及び浅利

企画課長の答弁に対して数馬委員。

○5番（数馬 尚） 町長の前向きな答弁、本当にありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長（齋藤勝男） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、ページ数51から54ページ、5目介護保険費、6目地域包括支援センター費、7目介護予防費、8目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、54ページから55ページ、9目臨時福祉給付金給付事業費、10目年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、55から57ページ、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、57から58ページ、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。扇谷福祉課長、齋藤住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算についてご説明いたします。

予算書59ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額9,636万1,000円、前年度比較820万7,000円の減でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しており、内訳はほぼ前年同額での計上でございますが、増額の主な要因は繰出金の減でございます。60ページ、28節繰出金におきまして、水道事業会計繰出金で前年度比較855万3,000円減となる9,160万5,000円を計上するものでございます。

2目予防費でございます。本年度予算額1,050万4,000円、前年度比較133万8,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金37万7,000円、その他特定財源38万4,000円、一般財源974万3,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業にかかわる経費につきまして対象者数の増減や実績を勘案した見込みにより所要額を計上しております。7節賃金59万1,000円の計上で、前年度比較22万7,000円の減となっております。減額の主な要因は、保健師採用に伴う臨時保健師賃金の減でございます。13節委託料846万円の計上で、前年度比較160万4,000円の増となっております。増額の主な要因は、前年度地方創生費として平成26年度繰越明許費に計上しておりました高齢者分及び妊婦、子供分のインフルエンザワクチン接種費用助成事業による増でございます。

以上で衛生費のうち福祉課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、4款衛生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書61ページでございます。3目環境衛生費、

本年度予算額804万6,000円、前年度比較60万9,000円の増で、財源内訳はその他特定財源9万5,000円、一般財源795万1,000円でございます。11節需用費152万4,000円の計上で、前年度対比65万2,000円の増につきましては、旧緑が共同浴場地下タンク廃止に係る修繕料でございます。62ページ、19節負担金、補助及び交付金499万4,000円の計上で、前年度対比1万4,000円の増は、砂川地区保健衛生組合負担金の増でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額20万8,000円、前年度同額で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しております。前年度と同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額8,174万9,000円、前年度比較1,116万1,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源1,083万円、一般財源7,091万9,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。11節需用費1,035万5,000円の計上で、前年度対比412万4,000円の増は、一般廃棄物最終処分場の各所機器修繕経費の計上による増でございます。次に、63ページでございます。13節委託料650万4,000円の計上で、前年度対比41万7,000円の増は資源ごみ収集業務委託料の増によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金5,853万円の計上で、前年度対比は655万7,000円の増でございます。砂川地区保健衛生組合負担金4,144万1,000円、前年度対比261万5,000円の増は、クリーンプラザくるくるの施設年次計画による整備費でございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金1,708万9,000円、前年度対比394万2,000円の増は、中・北空知クリーン施設の年次計画による整備費と公債費償還分の増によるものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同

額の予算につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、63ページでございます。3目し尿処理費、本年度予算額1,074万8,000円、前年度比較2,216万6,000円の減で、財源内訳はその他特定財源661万8,000円、一般財源413万円でございます。19節負担金、補助及び交付金437万6,000円の計上で、前年度対比2,212万8,000円の減でございます。砂川地区保健衛生組合負担金83万5,000円、前年度対比2,154万5,000円の減は、砂奈浦衛生センター廃止によるものでございます。なお、衛生センターにつきましては平成27年度に解体工事が完了しておりますが、埋設管の一部で撤去作業が発生することから、調査業務委託料について計上しております。石狩川流域下水道組合負担金354万1,000円、前年度対比58万3,000円の減は、奈井江浄化センターへのし尿、汚泥の投入量の減によるものでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算の計上につき、内容の説明は主略させていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課の所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（齋藤勝男） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

59ページから60ページ、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、60ページから61ページ、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、61から62ページ、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

高橋委員。

○6番（高橋成和） 自分の所管のほうになってしまうのですが、先日常任委員会の中で蜂の駆除について件数を教えていただきました。うちの町というのは、ちょっと公営住宅が多いということで特殊で、職員さんが駆けつけて駆除してくれているという感じなのですが、去年は少なくとも65件、そしておとし、26年度が168件とやっぱり多い年もそのばらつきがあるのでしょうか、見ていると、課長はほとんど人の力だけだという話をされていたのですが、やっぱり危険を伴う作業でございますので、ちょっと自分も業者さんと昨年話す機会があったのですが、防護服とかゴーグルとか、あいつたものというのがすごく高額なものと聞いているのです。今毎年こうやって変わらず予算見ているのですけれども、その辺で今備品等のそういったところというのは支障がないのかというのをちょっとお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの高橋委員の質問に対して齋藤住民課長。

○住民課長（齋藤昭彦） ただいまのご質問でございますが、蜂の駆除については、議員ご指摘のとおり、職員が対応しているところでございます。経費としましては平年ベースでいきますと殺虫剤等に係る薬剤等の消耗品の予算計上しているところでございます。また、その蜂駆除に必要な防護服等につきましては、当然職員の安全を確保しないといけないということで、いつ購入したかはちょっと私も手持ち資料がないのですが、危険が生じないように防護服等の備品につきましても準じ更新をしているところでございます。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。やっぱり結構住民課の窓口の方が若い方2人ですすぐ駆けつけて、自分も現場よく見ていたのですが、やっぱり夏場になると窓口業務も支障来すと思いますので、何かそういった面で、突然駆除

も来る、電話対応をしなければいけないものから、大変かと思うのですけれども、そういった面で安全面でこれからも気をつけていただきたいなと思いますので、ありがとうございます。

○委員長（斎藤勝男） よろしいですか。

ここで来ますか。大内委員。

○8番（大内兆春） じん芥処理系のはいいのですか。処理は。

○委員長（斎藤勝男） 次に入ります。

○8番（大内兆春） 間違った。

○委員長（斎藤勝男） 3目環境衛生費についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、62から63ページ、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。大内委員。

○8番（大内兆春） 直接予算書には載っていないのですが、主要施策として不法投棄ゼロ対策事業についてお尋ねしたいと思います。

概要として事業内容が記されていますが、不法投棄監視連絡員等の設置、不法投棄撲滅に向けた取り組み、①として広報活動、②、不法投棄ごみの回収作業、③として巡回パトロール、④として警告看板の設置、⑤として監視カメラの設置。去年もたしか主要施策として載っていたと思いますが、予算計上されていなかったと思います。ことしもされていないのですが、されない理由をお尋ねいたします。

それと、⑤の監視カメラの画像の確認はどのようにしているのか、参考までにお聞かせください。よろしく願いいたします。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの大内委員の質問に対して答弁は斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） ごみの不法投棄につきましては昨年カメラ設置したということが大きいなところがございます、実際のところは職

員が町内をたまに巡回をして、ごみの不法投棄だとかを確認をしていると、そういったところが現状でございます。予算計上については本年度特に計上はしていなかったのですが、とりあえず通常じん芥収集車の職員においても町内のごみの収集のときにごみの不法投棄がないかということで確認をしながら巡回をしているところでございます。また、住民等から連絡があった場合は、すぐ職員が行って、現地で対応するという形でやっております。

あと、監視カメラの確認につきましては基本的には自動更新されるということで、極端にはまめには確認はしてはいないのですが、ある程度時期を見ながら正常に作動しているかどうかということで。

〔発言する者あり〕

○住民課長（斎藤昭彦） 済みません。

○委員長（斎藤勝男） そしたら、副町長。

○副町長（林 智明） 今回の監視カメラと道路につけているやつにつきましても定期的に内容のチェックはしていますので、それでそういう不法投棄があるかどうかという確認はしております。それで、今のところはそういう状況にはないということで、今担当課長からも説明したのですが、じん芥収集車が回っているときにいろいろなところをチェックして回っていますので、今のところ監視カメラによってはそういう部分はないです。

○委員長（斎藤勝男） 大内委員。

○8番（大内兆春） たまたま確認しているということで、不法投棄が見受けられなかったら、設置場所、面倒くさいでしょうけれども、変えてみて、促進の下あたりいいです、教員住宅あたりと思いますけれども。

○委員長（斎藤勝男） 副町長。

○副町長（林 智明） 防犯カメラとあわせて必要な箇所について、設置について検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（大内兆春） ありがとうございます。

○委員長（斎藤勝男） 大内委員、よろしいですか。伊藤委員。

○1番（伊藤充章） 大内委員の質問の中にもありましたけれども、結構鶉の職員住宅というのでしょうか、ございます。鶉地区の中学校、小学校の教頭、校長あたりです。あのあたり結構コンビニ袋に入ったごみ、ぶん投げてあるのです。私それ見たらよく結構拾うのですけれども、あのあたりと、あと朝駒の入り口というのでしょうか、あのあたりにも結構投げてあって、そこも僕結構拾う場所なのです。あのあたりに巡回パトロールの強化、もしくは監視カメラの設置なんかが必要なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（斎藤勝男） 副町長。

○副町長（林 智明） この監視カメラ設置のときも議会のほうで説明させていただいたのですが、とりあえずは大型ごみの不法投棄について対応したいということで設置をさせていただくという説明をさせていただきました。それで、今回大内副議長、伊藤委員からもありましたので、そういう一般ごみの投棄、それらについてもちょっと検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの答弁に対して伊藤委員、どうですか。

○1番（伊藤充章） ございません。ありがとうございました。

○委員長（斎藤勝男） そのほかございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 零時57分

○委員長（斎藤勝男） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは……申しわけございません。ちょっととうとうとして、寝ぼけていました。それでは、5款労働費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

64ページをごらんください。5款労働費、1項労働費、1日労働諸費、本年度予算額1,199万8,000円、前年度対比で891万1,000円の増でございます。財源は、全て一般財源でございます。増額の主な内容ですが、雇用対策事業として7節賃金74万3,000円、11節需用費68万円、16節原材料費8万円、18節備品購入費10万円の増が主な内容です。平成26年度3月補正にて地方創生費に繰越明許費として計上したものを労働費に振りかえたことによるものです。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略いたします。

以上です。

○委員長（斎藤勝男） 以上で5款労働費の説明が終わりました。

5款労働費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費について質疑を打ち切ります。

引き続きまして6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） 6款農林水産業費につきましてご説明いたします。

予算65ページでございます。本目は、有害鳥獣駆除等に係る経費を計上してございます。1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額24万2,000円、前年度比較3,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。前年とほぼ同額予算計上につ

き、内容の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（斎藤勝男） 以上で6款農林水産業費の説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑のある方、発言願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） これ報償費、有害鳥獣狩猟免許取得用というふうになっていますけれども、免許取得のための何か手数料的なものを補助するという考えなのですか。何人分見ておられるか。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの数馬委員の質問に対して答弁を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） 今年度につきましては、今年度2名分ということで補助という形で出しております。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの答弁に対して数馬委員、よろしいでしょうか。

○5番（数馬 尚） ありません。

○委員長（斎藤勝男） そのほかございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画課長、斎藤住民課長に随時説明を求めてまいります。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、7款商工費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

66ページをごらんください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,078万9,000円、前年度対比68万9,000円の減でございます。財源につきましては、国・道支出金15万円、その他特定財源といたしまして1,226万円、一般財源は837万9,000円でございます。企画課所管事項といたしましては、次ページの21節貸付金で中小企業融資について原資預託金25万円減の1,075万円

を計上したところでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

続きまして、2目企業開発費、本年度予算額1,480万5,000円、前年同額でございます。財源内訳につきましては、地方債1,400万円、一般財源80万5,000円でございます。前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,111万8,000円、前年度対比86万1,000円の増でございます。財源につきましては、全て一般財源でございます。増額の内容ですが、次ページの19節負担金、補助及び交付金で平成26年度3月補正にて地方創生費に繰越明許費として計上したプレミアム宿泊券発行事業助成分が増の要因でございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上、企画課の所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） 7款商工費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書66ページでございます。1目商工振興費のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節貸金、9節旅費、11節需用費、13節委託料、18節備品購入費、19節負担金、補助及び交付金、総額で181万9,000円を計上しております。平成21年から実施しております国の消費者行政活性化事業が延長されたことに伴いまして、11節では啓発用チラシ作成等の経費として5万6,000円、18節備品購入費ではプリンター購入経費として3万6,000円を予算計上しております。また、13節委託料では消費者被害を防止するための地域講演会開催経費として5万円を新規計上したところでございます。そのほかにつきましては、前年とほぼ同額でございますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で7款商工費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

66から67ページ、1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、67から68ページ、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。数馬委員。

○5番（数馬 尚） プレミアム宿泊券発行事業なのですけれども、時期的なものはいつごろか考えておられるのでしょうか。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの数馬委員の質問に対して答弁を求めます。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 販売の時期ですが、ゴールデンウィーク明けの5月ころを販売予定として考えております。販売方法については、インターネットによる販売を行います。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの答弁に対して数馬委員、どうぞ。

○5番（数馬 尚） 周知方法はどのようなふうにされるのですか。

○委員長（斎藤勝男） 浅利企画課長、答弁お願いします。

○企画課長（浅利基行） 広報による周知を行います。

○委員長（斎藤勝男） その他ございませんか。

○5番（数馬 尚） ありません。

○委員長（斎藤勝男） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、8款土木費につきましてご説明申し上げます。

予算書69ページをごらんください。土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額8,640万8,000円、前年度比較470万3,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万7,000円、起債50万円、その他特定財源115万1,000円、一般財源8,468万円でございます。本日は、主に街路灯の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。11節需用費759万5,000円で、前年度比較10万円の増額は北電の単価改正による街路灯の電気料の増額で、19節負担金、補助及び交付金74万5,000円で、前年度比較20万円の減額は街路灯維持費補助金のうち東町自治会分が減額したことによるものでございます。次のページでございます。28節繰出金7,784万9,000円、前年度比較480万3,000円の増額は、下水道事業特別会計への繰出金の増によるものでございます。そのほかにつきましては、前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億3万4,000円、前年度比較151万2,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金3,595万円、起債1,380万円、一般財源5,028万4,000円でございます。本年度の除排雪経費につきましては、7節賃金、11節需要費のうち燃料費、13節委託料、14節使用料及び賃借料の排雪ダンプ借り上げ料を合わせまして総額2,154万円の計上で、前年度対比30万4,000円の減額は燃料単価の減によるものでございます。13節委託料2,826万2,000円、前年度比較490万1,000円の増額となっておりますが、次年度予定しております春日橋長寿命化補修の実施設計に1,250万円、また5年に1度の実施が義務づけられました橋梁近接目視点検業務に750万円を新たに計上し、実施するものでございます。資料ナンバー8の事業箇所図をあわ

せてご参照願います。15節工事請負費につきましては1,630万円の計上で、前年度比較3,170万円の減額となりますのは事業の減によるものですが、年次計画による八千代橋長寿命化補修工事1,130万円を計上し、2年次目となります橋梁の構成桁及び護岸等の補修を実施するものでございます。71ページでございます。18節備品購入費2,590万円の計上で、2,590万円の増額は、平成3年に購入したロータリー除雪車の経年劣化に伴い更新を行うものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額4,329万円、前年度比較2,900万2,000円の減額で、財源内訳につきましては起債810万円、その他特定財源3,519万円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。資料ナンバー9からナンバー12をあわせてご参照願います。11節需用費3,580万円、前年度比較2,480万円の減額となっておりますが、事業の減によるもので、住宅改善事業として鶉若葉台団地2棟8戸の水洗化整備と鶉改良住宅5棟28戸の屋根塗装工事、また住宅再編計画に基づき緑が丘公営住宅5棟20戸の屋根塗装工事を行うものでございます。72ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金122万5,000円、前年度比較56万円の減額は下水道の受益者分担金として昨年度より32件減の70件分を計上するものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額2,750万2,000円、前年度比較305万4,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金892万5,000円、起債890万円、一般財源967万7,000円でございます。本目は、1名の人件費と今年度新たに工事請負費を計上するものでございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助

及び交付金のうち退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は893万2,000円で、前年度比較777万9,000円の減額は人事異動により1名分の人件費を減額したことによるものでございます。15節工事請負費1,785万円の計上で1,785万円の増額は、平成27年度に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づきまして下鶉地区の改良住宅4棟20戸の屋根の吹きかえを行うものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で土木費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（齋藤勝男） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

69から70ページ、1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、70から71ページ、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、71から73ページ、3項住宅費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○3番（吉川 洋） ここで聞くのかちょっとわからないものなのですが、雇用促進住宅あります。1棟はかなり早い時点でなくなって、今1棟残っています。1世帯入っているのかなと思うのですが、除雪とか全部きちっとなってます。あの辺の経費とか全部町で見ることになっているのでしょうか。その辺を。

○委員長（齋藤勝男） ただいま吉川委員の質問に対して答弁を求めます。

○企画課長（浅利基行） 雇用促進住宅ですが、事業団のほうで全て管理経費とか賄っております。

○3番（吉川 洋） 当面は……済みません。

○委員長（斎藤勝男） どうぞ。

○3番（吉川 洋） 1世帯ある以上は当面はあそこは取り壊す予定はないという考えでいいのでしょうか、予定としては。その辺はわからない。

○委員長（斎藤勝男） 課長。

○企画課長（浅利基行） ちょっと期限まで記憶はないのですが、たしか何年度までに移動してくださいというのあったはずです。

○委員長（斎藤勝男） 副町長。

○副町長（林 智明） 当初は平成26年度で撤退する予定だったのですが、東日本大震災がありまして、平成29年かそのぐらいまで延長になったと思うのです。その辺はちょっと定かではないのですか。

○委員長（斎藤勝男） 吉川委員、よろしいですか。

○3番（吉川 洋） ええ、ございません。

○委員長（斎藤勝男） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

次、9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、消防費につきまして説明いたします。

74ページでございます。資料ナンバー13に図面を添付しておりますので、あわせてごらんください。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額2億4,343万9,000円、前年度比較で4億6,648万2,000円の減で、財源内訳は地方債が7,170万円、一般財源が1億7,173万9,000円でございます。減額の要因でございますが、本年3月25日

の工期をもって消防庁舎の本体工事を終えることによるもので、2年次目の28年度におきましては外構工事並びに資機材庫の設置工事に着手し、9月末の竣工を目指すものでございます。なお、付記にあります砂川消防本部庁舎建設負担金42万9,000円につきましては前年同額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

74ページ、消防費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。斎藤教育次長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、斎藤教育次長。

○教育次長（斎藤琢也） それでは、教育費関係についてご説明申し上げます。

75ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、全て前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額1,147万1,000円、前年度と比較いたしまして530万円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が41万9,000円、一般財源が1,105万2,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。11節需用費と13節委託料に係る公営学習塾設置事業について説明させていただきます。資料ナンバー14をごらんください。ことしの学力向上対策といたしまして、小中学生の基礎学力の定着と向上を目的として民間塾に講師派遣を委託し、町営の学習塾を設置するものであります。参加対象は小学校5年生以上で、算数、数学について1こま60分で各学年年間19回行うもので、授業料につつま

しては無料ですが、保護者には教材費として小学生に年額1,500円程度、中学生は年額2,500円程度の負担をしていただく予定でございます。事業費といたしまして消耗品費に5万円、委託料に講師派遣経費として207万8,000円を計上するものでございます。予算書にお戻りいただき、76ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額484万円、前年度と比較いたしまして290万4,000円の増となっております。主な理由といたしましては、本町の小学生も通級しております砂川市の言語障害児教室の職員増に伴う負担金の増と地域創生交付金事業として平成26年度3月補正に予算計上しておりました高校就学費等助成事業に係る経費を当初予算への計上、さらに本年度は福井市鶉地区小学生交流事業において福井市への児童派遣の年に当たりますので、それに伴い実行委員会への補助金が増額になることによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額1億2,517万円、前年度と比較いたしまして1億429万3,000円の増となっております。財源内訳は、地方債3,360万円、その他7,000万円、一般財源2,157万円となっております。主な項目につきましてご説明いたします。7節賃金でございます。本年度予算額946万3,000円、前年度と比較いたしまして181万円の増となっております。これは、特別支援学級支援員の賃金につきまして地方創生交付金事業として平成26年度3月補正に予算計上していたものを本年度の当初予算に計上したことによるものでございます。77ページをごらんください。11節需用費でございますが、本年度予算額936万7,000円、前年度と比較いたしまして121万6,000円の減額となっております。重立った理由といたしましては、昨年度実施いたしました小学校の検満量水器交換に係る修繕料と燃料費の単価減によるものでございます。13節委託

料でございます。本年度予算額176万7,000円、前年度と比較いたしまして19万9,000円の増となっております。2年に1度実施する消防設備保守点検業務に係る経費が計上されたことによるものでございます。15節工事請負費、本年度予算額1億360万円でございます。資料ナンバー15をごらんください。2月18日の全員協議会におきまして概要を説明いたしました。中央小学校につきましては築後25年が経過し、老朽化が進んできたことから、平成28年度と29年度の2カ年にわたり改修工事を実施するもので、本年度につきましては暖房機械設備、放送設備や給食調理施設の更新、またICT教育につなげる有線LANの設備整備を行う予定でございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

78ページをお開き願います。2目教育振興費、本年度予算額823万4,000円、前年度と比較いたしまして250万3,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が3万1,000円、一般財源が820万3,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額139万6,000円、前年度と比較いたしまして39万6,000円の増となっております。これは、教材用の半額助成につきまして昨年度地域創生交付金事業として平成26年度3月補正に予算計上していたものを本年度は当初予算に計上したことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額264万9,000円、前年度と比較いたしまして227万3,000円の増となっております。これは、給食費助成事業につきまして昨年度地方創生交付金事業として26年3月補正に予算計上していたものを本年度は当初予算に計上したこと、また昨年度学校提案型ソフト事業として実施をしておりました夏休み合宿ゼミを本年度も継続するために関係経費を計上したことによるものでございます。20節扶助費でございますが、本年度予算額316万5,000円、前

年度と比較いたしまして57万5,000円の減額となります。これは、主に対象者数の変動によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,706万7,000円、前年度と比較いたしまして9万円の増となります。財源内訳は、全て一般財源でございます。主な項目につきましてはご説明いたします。1節報酬でございます。本年度予算額390万円で、前年度対比30万円の増で、3年目になります外国人英語指導助手の契約上における月額単価の改正に伴う増でございます。79ページをごらん願います。11節需用費でございますが、本年度予算額1,097万7,000円、前年度と比較いたしまして56万6,000円の減となっております。これは、燃料費の単価減によるものでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額153万7,000円、前年度と比較いたしまして20万2,000円の増でございます。3年に1度の消防設備保守点検を予算計上したと福祉サービスの委託料の見直しによるものでございます。

80ページをお開き願います。2目教育振興費、本年度予算額744万6,000円、前年度と比較いたしまして220万3,000円の増額となります。財源内訳は、国・道支出金が10万9,000円、一般財源が733万7,000円でございます。主な項目につきましてはご説明申し上げます。11節需用費でございますが、本年度予算額128万2,000円、前年度と比較いたしまして34万8,000円の増となっております。これは、昨年度小学校費同様教材費の半額助成につきまして地方創生交付金事業として平成26年度3月補正に予算計上していたものを本年度当初予算に計上したことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金についてですが、本年度予算額222万円、前年度と比較いたしまして129万2,000円の増となっております。こちらにつきまし

ても小学校費と同様給食費助成事業につきまして地域再生交付金事業として平成26年度3月補正に予算計上しておりましたものを本年度当初予算に計上したこと、また学校提案型ソフト事業として実施しておりました各種検定料の助成についての関係経費を計上したところによるものでございます。81ページをごらん願います。20節扶助費でございますが、本年度予算額248万8,000円、前年度と比較いたしまして28万2,000円の増となります。これは、対象生徒数の変動によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。81ページをごらん願います。1目社会教育総務費、本年度予算額196万5,000円でございます。前年度と比較いたしまして22万5,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金が56万2,000円、一般財源が140万3,000円でございます。7節賃金、本年度予算額8万5,000円、前年度対比6万1,000円の減となっておりますが、楽童くらぶ用の賃金を現行の実施体系に合わせたことによるものでございます。82ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額66万4,000円、前年度と比較いたしまして17万4,000円の減となっておりますが、文化協会の加盟団体の減による減額と男女共同参画推進協議会が昨年度解散したことによる交付金の減によるものでございます。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略させていただきます。

2目青少年対策費でございます。本年度予算額407万7,000円でございます。前年度と比較いたしまして299万8,000円の増額となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本予算は、子ども会並びに子供に関する行事関係を計上する予算となっております。15節工事請負費300万円につきましては、地方創生交付金事業として平成

26年度3月補正に予算計上しておりました各町遊園地整備工事に係る経費を本年度は当初予算として計上したことによるものでございます。その他の項目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額235万2,000円、前年度と比較いたしまして20万6,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算は98万2,000円で、前年度と比較いたしまして5万6,000円の減額となっております。内容の説明につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、省略させていただきます。

83ページをごらん願います。5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額309万8,000円、前年度対比6万2,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。内容の説明につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、省略させていただきます。

84ページをお開き願います。2目体育施設費でございます。本年度予算額811万円、前年度と比較いたしまして33万2,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が85万円、一般財源が726万円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額160万5,000円、前年度と比較いたしまして32万7,000円の増となっておりますが、プールの上屋鉄骨の腐食による補修工事を行うことによるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、10款教育費

のうち企画課所管事項につきまして内容のご説明を申し上げます。

82ページをごらんください。4項社会教育費、3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館につきましては、これまで町内ボランティアにより開館しておりましたが、本年度は町において管理人を雇用し、夏場の土日及びお盆期間の開館を継続するものでございます。炭鉱館運営経費についてですが、7節賃金について30万9,000円の増となっております。その他の管理経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

75から76ページ、1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。高橋委員。

○6番（高橋成和） 済みません。公設学習塾についてちょっと質問させていただきたいと思うのですけれども、受講する生徒さん、何名ぐらい想定しているのかということと、あとどこの学習塾が来るかということと、自分きのうちちょっと計算していたのですけれども、これ多分95回授業があって、割り返すと1回当たり2万2,000円ということで、あと一月に1回とか2回になると思うのです。2回になれば一月20万円ぐらいかかるのかなと思っているのですけれども、これについて塾講師の方向名ぐらい配置するのかということのをちょっとまず教えていただければなど。3つお願いします。

○委員長（斎藤勝男） 高橋委員の質問に対して答弁を求めます。斎藤教育次長。

○教育次長（斎藤琢也） ただいまの高橋委員のご質問ですが、まず1点目、受講する生徒は何名想定しているのかという部分ですけれども、対象

学年の小学校5年生から中学校3年生までは各学年ともおおむね20名程度おまして、会場となる町民センター中会議室につきましては20名程度であれば十分入るスペースございますので、教育委員会としては基礎学力の向上の目的でこの事業を行う予定でございますので、できるだけ多くの児童に受講してもらいたいというふうに考えております。

次に、どこの学習塾が来るのかということですが、予算の計上に当たって見積もりをもらっている業者はあるのですけれども、予算に基づいて入札にて決めること考えておりますので、今の段階ではどこの学習塾になるかはまだ決まっておりません。

それと、3番目、塾講師が各学年何名で指導に入るのかという部分なのですけれども、予定といたしましては授業形式で考えておりますので、恐らく1名、もしくは2名体制になるのかなというふうに考えております。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの答弁に対して高橋委員。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。自分も保護者の一人として、うちの娘も昨年夏休みの合宿ゼミにお世話になって、ことしも60万という予算がついているのですけれども、あれ多分3学年だから、一緒にはならないのでしょうかけれども、一日いっぱい塾の講師が来て、教えていただいたのですけれども、ちょっときのう割り返してみると結構予算ついているのだなと思って、ただ質の高い授業を受けれるということで、うちの娘もお世話になりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○委員長（斎藤勝男） 川岸副委員長。

○2番（川岸清彦） この中に載っていなかったのですけれども、きのうも私ちょっと委員会で聞いたのですけれども、奨学資金援助制度の、戸田係長、3件ほど該当していると、当町内では。それで、けさのNHKのニュースで聞いたのですけ

れども、奨学資金、これ充てるというの無償で貸すということで何か変わるみたいなのです。今までは無利子で貸していたのですけれども、いつからやるのかちょっとまだ日にちははっきりしないのですけれども、ことしじゅうだと思うのですけれども、そのお金どこから充てるかというのと、振り込み詐欺なんかあります。その中で銀行とか郵便局で全然取りに来ない人もいるわけです。それが資金が大体65億円ほどあるというのだ。それで、その中から順次300人まで、300まで無償で奨学金貸しますよというようなことを言っていたのです。だから、せっかく国でそういうふうにして決めるのだから、そういうようなことをなるべく上砂川も広報なんかで周知して、利用できるものはやってもらいたいと父兄の人に周知できないものかなと思って、聞きたいのですけれども。

〔発言する者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ただいまの質問に対して教育次長、わかる範囲内で。質問の趣旨が離れていますので、それはちょっとご理解いただいて、今の町の考え方の説明だけを概略していただいて、それで納得していただくことになりますので、よろしいですか。そしたら、斎藤教育次長。

○教育次長（斎藤琢也） 私もちっと不勉強で、奨学資金の関係、余り詳しくはわからないのですけれども、うちのほうでは今入学金と、あと月々の生活費みたいな形で貸している部分はあるのですけれども、今の貸し付けがどれぐらいだったのかちょっと忘れてしまったのですけれども、今年度かけまして、入学金に結構お金かかるというふうなこともありますので、そこら辺の見直しですとか、そういったような見直し関係を今年度かけて行いまして、29年度から新たな奨学資金制度をやっていく考えはあります。済みません。説明不足で申しわけありません。

〔発言する者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 川岸委員。

○2番（川岸清彦） その入学資金ということも

あるでしょうけれども、専門学校とか大学行って、あるいは留学ですとか、そういう面における奨学金制度ということだと思っております、利用される保護者は。それで、上砂川の場合、そういうようなあれが……戸田係長、どういう意味で3件と、その詳しい内容まで聞かなかったのですけれども、とにかく3件ぐらい対象者あるということなので、せっかく振り込み詐欺で該当者のない……

○委員長（齋藤勝男） 申しわけございません、副委員長。発言の趣旨が今回のあれとかけ離れていますので、ちょっと町長、よろしいですか。

〔「したら、教育長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） そしたら、教育長。

○教育長（飯山重信） 川岸委員のご質問なのですが、郵便局とか銀行に休眠状態で誰も引き取りに来ない預金を原資に国がそういう奨学金制度をつくって、それに貸し出したいということ今考えているという報道を見て、どうなのだというご質問かなと思うのですが、私たちのほうにまだそういう制度の詳しい内容来ていませんので、どうこうするというのはまだはっきり決まっていますが、制度がはっきりしましたらもちろん広報で周知はしていきたいと思っております。また、戸田係長のほうから3件程度どうのこうのというお話あったと思うのですが、多分その質問されたときに私もいなかったのですが、どういう回答だったのかちょっとわからないのですが、町は町で奨学金の基金を持って、貸し付けやっておりますので、それも先ほど次長が答弁しましたけれども、今年度かけてさらに使いやすいように、またいろいろ授業料も上がっておりますので、そこら辺も加味しながら制度の改正をしていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（齋藤勝男） ただいまの教育長の答弁でよろしいですか。

○2番（川岸清彦） はい、わかりました。

○委員長（齋藤勝男） 3件にこだわるのであれ

ば、後から戸田係長にまた再度確認してみてください。

次に進めさせていただきます。ただいまの件、ないようですので、打ち切ります。

次、76から78ページ、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、78から80ページ、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、81から82ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、82から83ページ、2目青少年対策費、3目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑ある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、83から85ページ、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

次、11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、11款災害復旧費につきましてご説明申し上げますので、予算

書86ページをごらんください。災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で、前年同額となっており、財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。7節賃金は、災害が発生した場合の賃金を計上しているものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 11款災害復旧費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

災害復旧費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

次、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。12款公債費から14款予備費まで続けて内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、公債費につきまして説明いたしますので、87ページでございます。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億5,574万円、前年度比較で211万6,000円の減、財源内訳はその他特定財源が9,844万6,000円、一般財源が2億5,729万4,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、昭和63年度から平成26年度借入れの長期債95件分の償還元金で平成24年度借入れの臨時財政対策債などの長期債11件の償還開始と一般廃棄物処理事業債など8件の償還が終了した相殺による減でございます。

2目利子、本年度予算額4,547万円、前年度比較で135万7,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1,287万8,000円、一般財源が3,259万2,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、昭和63年度から平成27年度借入れ予定までの122件分の長期債償還利子並びに一時借入金利子の計上で、長期債などの償還終了による利子の減でございます。

続いて、88ページ、職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額5億633万9,000円で、前年度比較2,229万4,000円の増、財源内訳はその他特定財源3,523万3,000円、一般財源で4億7,110万6,000円となっております。本目は、総職員数69名から広域連合への派遣や各特別会計などに計上しております7名分を除く一般職62名に特別職3名を含めた65名分の人件費を計上するものでございます。2節給料、本年度予算額2億3,641万6,000円、前年度比較で264万2,000円の減となっております。主な減額要因としましては、定年退職者6名、中途退職者2名に、再任用任期満了の1名の計9名の退職に対しまして、新年度におきましては新規採用6名、再任用が4名、計10名との相殺で、高位号俸者の退職により給料総額が減額となるものでございます。3節職員手当等、本年度予算額1億621万2,000円、前年度比較で102万4,000円の減となっております。給料同様退職者などによる減でございます。4節共済費、本年度予算額7,384万6,000円、前年度比較で477万8,000円の減で、同じく退職者の分に係る減でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額8,986万5,000円、前年度比較で3,073万8,000円の増となりますが、退職手当組合への3年ごとの追加負担金の清算年度に当たることから、増となるものでございます。

最後に、89ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額、財源内訳は全て一般財源でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

ただいまの12、13、14款全般通しての質疑のある方、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、歳入につきまして一括説明いたします。前年度と比較しまして増減の大きいものについての説明とさせていただき、前年同額や移動の小さいものについては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

予算書14ページでございます。初めに、町税、町民税でございます。1目個人、本年度予算額6,520万円、前年度比較で60万円の減となっております。均等割及び所得割額の減によるものでございます。

固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額5,278万8,000円、前年度比較416万9,000円の増で、家屋等の評価がえに伴う減価によるものでございます。

15ページへ参りまして、軽自動車税、1目軽自動車税、本年度予算額609万円、前年度比較94万8,000円の増で、軽自動車の自家用などに対する税額改正に伴う増によるものでございます。

17ページをお開きください。17ページ、下段の地方消費税交付金でございます。1目地方消費税交付金、本年度予算額4,100万円、前年度比較800万円の増で、交付実績を勘案し、増額を見込むものでございます。

次ページへ参りまして、地方交付税でございます。1目地方交付税、本年度予算額16億300万円、前年度比較で2,500万円の増で、算定の基礎数値となる国調人口の減による減額見込みと交付実績を勘案し、普通交付税におきましては前年度同額の13億5,800万円、特別交付税で前年度比較2,500万円増の2億4,500万円を見込むものでございます。

19ページ、使用料及び手数料、使用料でございますが、20ページをお開きいただきまして、4目土木使用料、本年度予算額1億7,089万9,000円、

前年度比較88万9,000円の減で、2節住宅使用料におきまして公営改良住宅等の入居戸数減に伴う使用料が減となるものでございます。

続きまして、証紙収入でございます。1目証紙収入、本年度予算額1,707万円、前年度比較92万4,000円の減で、主な要因は公営改良住宅の水洗化に伴うし尿処理分の証紙収入の減によるものでございます。

次ページへ参りまして、国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億4,002万7,000円、前年度比較で583万円の減となっております。1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援法に基づきます該当者の減などによるものでございます。

続きまして、国庫補助金でございます。1目総務費補助金、本年度予算額32万円、前年度比較1,218万2,000円の減は、社会保障・税番号制度システム導入事業の終了によるものでございます。

2目民生費補助金、本年度予算額1,034万4,000円、前年度比較で131万円の減は、臨時福祉給付金事業の減と年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の増との相殺によるものでございます。

22ページへ参りまして、4目土木費補助金、本年度予算額4,487万5,000円、前年度比較1,433万5,000円の増は、1節道路橋りょう費補助金で除雪車更新事業の増に、2節公営住宅建設費補助金で住宅マスタープラン策定事業の減と既設改良住宅改善事業の増との相殺によるものでございます。

23ページへ参りまして、道支出金、道負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額8,132万5,000円、前年度比較で254万6,000円の減となっております。1節社会福祉費負担金で障害者自立支援法に基づきます該当者の減などによるものでございます。

次ページお開き願います。道委託金でございます。1目総務費委託金、本年度予算額818万8,000円、前年度比較208万1,000円の減で、国勢調査費委託金の減によるものでございます。

次に26ページをお開きください。繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額7,060万円、前年度比較7,000万円の増で、2節教育施設整備基金繰入金において中央小学校大規模改修事業に充当するため基金7,000万円を取り崩し、計上するものでございます。

次に、28ページをお開きください。雑入でございます。5目雑入、本年度予算額5,383万7,000円、前年度比較3,158万4,000円の増で、歳出で民生費で説明いたしました介護保険法の改正に伴い、包括的支援事業や介護予防事業等のサービス収入が増となるものでございます。

続きまして、町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億2,470万円、前年度比較350万円の増は、2節過疎対策事業債において過疎ソフト事業や住宅水洗化事業など過疎対策特別事業の増によるものでございます。

2目土木債、本年度予算額2,840万円、前年度比較1,350万円の減となっております。1節道路橋りょう債1,380万円の計上で、前年度比較510万円の減となっており、若葉台分譲団地排水整備事業等の減と除雪車更新事業の増との相殺によるものでございます。2節公営住宅債では1,460万円の計上で、前年度比較840万円の減となっており、公営住宅水洗化事業の減と下鴨改良住宅屋根改善事業の増との相殺によるものでございます。

次ページへ参りまして、3目消防債、本年度予算額7,170万円、前年度比較4億7,870万円の減は消防庁舎建設事業に係る事業費の減によるものでございます。

4目教育債、本年度予算額3,360万円、前年度比較皆増は、中央小学校大規模改修事業を計上するものでございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で歳入の説明が終わりました。

14ページから29ページ、歳入全般についての質

疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成28年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（斎藤勝男） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、17日は午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席方よろしくお願ひいたします。

本日は活発なご審議まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時02分）

平成28年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月17日（木曜日）午前 9時56分 開議
午前10時30分 閉会

○議事日程 第2号

議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第17号 平成28年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成28年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第19号 平成28年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（齋藤勝男） おはようございます。た
だいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会
は成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前 9時56分）

◎議案第16号

○委員長（齋藤勝男） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入ります。

議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康保険
特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。齋藤住民課長。

○住民課長（齋藤昭彦） それでは、平成28年度
国民健康保険特別会計予算について説明をいたし
ます。

歳出でございます。110ページをお開き願いま
す。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1
目一般管理費、本年度予算額1億5,583万6,000円、
前年度比較2,322万円の減で、財源内訳はその他
特定財源1億430万6,000円、一般財源は5,153万

円でございます。19節負担金、補助及び交付金は
1億5,578万6,000円の計上で、前年度比較2,295
万円の減でございます。空知中部広域連合に支払
います分賦金のうち医療給付事業費負担金は、1
億2,003万2,000円、前年度比較2,843万3,000円の
減は、医療給付費の減によるものでございます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴收费、本年度予
算額68万3,000円、前年度比較29万2,000円の減で、
財源内訳はその他特定財源でございます。13節委
託料は43万2,000円の計上で、前年度比較29万2,0
00円の減は国保税及び資格システムを住基システ
ムへ移行したことによる減でございます。

次に、2款諸支出金、3款予備費、いずれも前
年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、108ページをご
らん願います。2、歳入、1款国民健康保険税、
1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康
保険税、本年度予算額4,841万8,000円、前年度比
較553万7,000円の減と、2目退職被保険者等国民
健康保険税、本年度予算額325万円、前年度比較1
26万3,000円の減につきましては、後期高齢者医
療制度への移行や転出等に伴う被保険者数の減と
所得の減少によるものでございます。保険税合計
では前年度比較680万円減の5,166万8,000円を計
上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促
手数料は、前年度同額につき、内容の説明は省略
をさせていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会
計繰入金、本年度予算額4,778万9,000円、前年度
比較1,671万2,000円の減でございます。内訳につ
きましては、保険税の低所得者軽減に伴います減

収分を補填する保険基盤安定分が2,987万4,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として1,123万円、広域連合職員給与費等分で668万5,000円を繰り入れするものでございます。

2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額5,720万円、前年度同額でございます。国民健康保険基金全額の5,720万円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入につきましては、前年度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ページ数110から111ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

ページ数108から109ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。大内委員。

○8番（大内兆春） 直接予算に関係ないのですが、もらった保険証ぺらぺらで、薄くて、使っていて傷むのです、すぐ。それ前から二、三度聞いているのですが、保険証のプラスチックカードというのですか、一般的なカード、あのようにするようなお考えはお持ちかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの大内委員の質問に対して答弁をお願いします。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） 被保険者証につきましては、空知中部広域連合において1市5町分ということで今の形態でやっているものですから、当然うちの町だけ変更ということにもなっていないのかなと思いますので、そこら辺については広

域連合の中での協議を経た中での取り扱いになるかと思っておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○委員長（斎藤勝男） 大内委員。

○8番（大内兆春） ばらばらだと思っているから、なぜうちの町だけしないのかなと思って、不思議に思っていました。よくわかりました。ありがとうございます。

○委員長（斎藤勝男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第16号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号

○委員長（斎藤勝男） 議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。斎藤住民課長。

○住民課長（斎藤昭彦） それでは、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

歳出でございます。118ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額48万円で、前年度同額で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明は省略させ

ていただきます。

2 項徴収費、1 目徴収費、本年度予算額40万4,000円、前年度比較で51万9,000円の減で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。後期高齢者医療システムを住基システムへ移行したことによる減で、13節委託料が皆減となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,235万2,000円、前年度比較526万4,000円の減で、財源内訳はその他特定財源2,272万9,000円、一般財源4,962万3,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料等負担金は医療給付費に係るもので、前年度比較528万3,000円減の7,032万円、事務費負担金につきましては、前年度比較1万9,000円増の203万2,000円の計上でございます。

次に、119ページでございますが、3 款諸支出金と4 款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして116ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、本年度予算額3,721万3,000円、前年度比較409万9,000円の減でございます。

2 目普通徴収保険料、本年度予算額1,250万5,000円の計上で、前年度比較136万6,000円の減でございます。

保険料全体では4,971万8,000円の計上で、前年度比較546万5,000円の減は被保険者数等の減によるものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金、本年度予算額301万1,000円、前年度比較50万円の減は、北海道広域連合への事務費負担金

の減によるものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,060万2,000円、前年度比較18万2,000円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補填するもので、繰入金全体では31万8,000円減の2,361万3,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5 款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ページ数118から119ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

ページ数116、117ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第17号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成28年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号

○委員長（斎藤勝男） 議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成28年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、126ページをお開き願います。下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額1,998万7,000円、前年度比較4万5,000円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。本目は1名の人件費を計上しておりますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節の退職手当組合負担金を合わせた人件費は915万8,000円で、負担金掛け率等の減などにより前年度比較9万3,000円の減額となっております。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額678万4,000円、前年度比較91万2,000円の減額は、石狩川流域下水道組合負担金の水量負担分の減によるもので、27節公課費444万5,000円、前年度比較95万9,000円の増額は平成27年度の消費税確定申告額の見込みによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

127ページでございます。2目下水道建設費、本年度予算額659万9,000円、前年度比較221万6,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金150万円、起債210万円、その他特定財源129万5,000円、一般財源が170万4,000円でございます。13節委託料300万円の増額は、流域下水道の認可期間満了により事業計画の変更業務を実施するもので、19節負担金、補助及び交付金259万9,000円、前年度比較78万4,000円の減額は石狩川流域下水道事業建設負担金の減によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額860万4,000円、前年度比較65万8,000円の増額で、財源内訳は全額一般財源でございます。11節需用費407万5,000円、前年度比較58万円の増額は、修繕料でマンホールポンプの詰まりを解消するための装置をマンホール内1カ所に設置するものでございます。13節委託料259万円、前年度比較7万8,000円の増額は接続件数の増加に伴う水道への賦課徴収事務委託料の増によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

128ページをお開き願います。公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,374万6,000円、前年度比較33万9,000円の減額で、財源内訳につきましては起債2,520万円、その他特定財源5,854万6,000円でございます。減額の要因は、平成15年度借上げの2件の償還が終了したことによるものでございます。

2目利子、本年度予算額2,117万5,000円、前年度比較119万4,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源1,930万3,000円、一般財源187万2,000円で、平成8年度から27年度までの起債借入れにかかわります105件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、125ページをお開き願います。分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額129万5,000円、前年度比較56万円の減額は、公営住宅で前年度より32戸減の70戸分を計上するものでございます。

使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,226万5,000円、前年度比較14万3,000円の増額となっておりますが、1節現年度使用料で高齢住宅と一般住宅を合わせまして、前年度より29戸増の1,334戸分を計上するものでございます。

国庫補助金、1項国庫補助金、1目下水道事業

費補助金、本年度予算額150万円の計上は、事業計画変更業務委託に対する交付金を計上するものでございます。

繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,784万9,000円、前年度比較480万3,000円の増額は、事業計画変更業務委託と公課費の増加によるもので、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額2,730万円、前年度比較450万円の減額となっております。1節流域下水道事業債、本年度予算額210万円、前年度比較100万円の減額は、処理場などの建設負担事業分の減によるもので、2節資本費平準化債、本年度予算額2,520万円で、前年度比較350万円の減額は公債費元金に対する借入額が減少したことによるものでございます。

以上で下水道事業特別会計の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ページ数126から128ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

ページ数125ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第18号について原案のとおり可決することにご異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号

○委員長（斎藤勝男） 議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成28年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明いたしますので、144ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,983万8,000円、前年度比較159万1,000円の増額となっております。賃金185万3,000円、前年度比較156万5,000円の増額は、浄水場職員の退職により賃金職員を配置したもので、委託料240万4,000円、前年度比較72万6,000円の増額は、浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での実施の年に当たることによるものでございます。修繕費450万円、前年度比較100万円の減額は、昨年実施いたしました浄水場進入防止フェンス設置工事の減と設置後22年を経過いたしました取水施設などの屋根塗装経費増による相殺によるものでございます。動力費540万円、前年度比較40万円の増額は、単価改正によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目配水及び給水費、本年度予算額876万円、前年度比較73万3,000円の減額となっております。145ページでございます。委託料34万円、前年度比較74万5,000円の減額は、配水管排泥作業業務が隔年による休止の年に当たることによるもので

ございます。修繕費720万円、前年同額で、検満量水器の取りかえとして119台分を計上してございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

3目業務費、本年度予算額144万9,000円、前年度比較1万8,000円の減額は、委託料の検針業務件数が50件減によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額1,431万4,000円、前年度比較1,194万1,000円の減額となっております。人件費等は職員1名と嘱託員2名分として報酬、給料、手当等、法定福利費の合計で1,105万8,000円の計上で、前年度比較1,197万5,000円の減額は浄水場職員の退職によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。5目減価償却費、本年度予算額5,284万5,000円、前年度比較70万7,000円の増額は簡易水道設備事業に伴う償却資産の増によるもので、資産減耗費、前年度比較3万6,000円の増額は更新事業に伴います固定資産の除却が発生することによるものでございます。

2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額3,005万2,000円、前年度比較416万円の減額は昭和60年度借り上げ債の償還が終了したことによるもので、2目雑支出、本年度予算額78万9,000円、前年度比較181万6,000円の減額は料金の不納欠損で平成22年度及び23年度の31件分を計上するものでございます。

次ページでございます。3目消費税及び地方消費税、本年度予算額423万3,000円、前年度比較5万3,000円の減額は、料金収入の減によるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、143ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,721万円、前年度比較143万6,000円の減額となっております。家事用件数につきましては、一般分とし

て40件減の1,250件、福祉料金該当分といたしまして5件増の390件の合計1,640件を見込み、前年度比較124万5,000円減の5,948万1,000円を計上し、業務用につきましては6件減の90件を見込み、前年度比較21万円増の2,338万2,000円は水量の増によるものでございます。

2目その他の営業収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較1,502万9,000円減の4,320万8,000円の計上は人件費と支払い利息の減額等によるものでございます。

3目他会計負担金179万6,000円、前年度比較7万8,000円の増額は、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の件数の増によるものでございます。

1目受取利息及び配当金、4目雑収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、資本的支出についてご説明いたしますので、149ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額1億38万3,000円、前年度比較736万7,000円の増額は、平成25年度借り入れの償還が始まることによるもので、昭和61年度から平成25年度までの企業債25件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額5,250万円、前年度比較1,800万円の増額は、簡易水道等施設整備事業の増によるものでございます。資料ナンバー16をご参照願います。1節工事請負費は、前年に引き続きまして町道鶉北線に昭和50年に埋設されております排水管の更新で、東鶉、北村宅付近から町職員住宅までの290メートルの布設がえと鶉若葉台に昭和57年に設置し、33年を経過し、経年劣化しております増圧ポンプの更新を行うものでございます。

続きまして、148ページ、資本的収入につつま

してご説明申し上げます。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額4,751万4,000円、前年度比較663万5,000円の増額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計から出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債、本年度予算額3,870万円、前年度比較1,400万円の増額と、3項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,291万7,000円、前年度比較415万9,000円の増額は、簡易水道事業整備の増によるものでございます。

4項他会計補助金、1目他会計補助費、本年度予算額88万3,000円、前年度比較15万9,000円の減額は、単独事業費の減によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（斎藤勝男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ページ数151、152、144から147、149、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

ページ数140、142、143、148ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第19号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成28年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

この際ですので、本日の特別委員会全体を通しての何かご質疑ございませんか。川岸副委員長。

○2番（川岸清彦） 水道料金に関してなのですが、上砂川が特別高いということはないのですが、他市町と比べると水道料金かなり上がってきているというような、結構マスコミなんかもそういうあれで出ているのですけれども、やっぱり耐用年数というか、いろいろ配管ですとか、先ほど循環ポンプとか取りかえとか、そういう工事に係る設備、経年劣化でやってきます。それで、設備のあれが変わっていくと思うのですけれども、上砂川はある程度、先ほども役場住宅あたりの経年劣化に関して50年、30年たつとやっぱり配管ポンプもいろいろ取りかえていかないとだめだということであれなのですけれども、そういうような順次計画というのは、やっぱりことしはどどこ、ことしはどどこことというような計画みたいのあるのですか。

○委員長（斎藤勝男） ただいまの川岸副委員長の質問に対して説明、答弁を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） ただいまの川岸委員のご質問にお答えいたします。

まず、水道料金につきましては空知管内では上から3番目ということで、一番高いのが夕張市、その次が西空知広域水道企業団……

〔発言する者あり〕

○建設課長（佐藤康弘） 今おっしゃりましたとおり、水道料金は空知管内では上から3番目ということになっております。あと、事業の推進につきましては、配水管の布設がえ、老朽化した管についてはあと計画的には5キロほど残っております。ただ、今冬3件ほどの漏水が発生いたしましたので、布設がえにつきましては今後さらに現場の状況などを確認いたしまして、計画をローリン

グして進めていきたいと考えているところがございます。

以上です。

○委員長（斎藤勝男） 川岸副委員長、よろしいですか。

○2番（川岸清彦） はい、ありがとうございます。

○委員長（斎藤勝男） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（斎藤勝男） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（斎藤勝男） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力を心から感謝申し上げます。
大変にご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時30分）